

タイトル	学校運動部活動の構造変化：体育とスポーツのダイナミズム
著者	永谷，稔；Nagatani，Minoru
引用	北海学園大学経営論集，17(3)：29-115
発行日	2020-03-31

学校運動部活動の構造変化

— 体育とスポーツのダイナミズム —

永 谷 稔

目 次

序 章 はじめに

1. 研究の背景
2. 研究の方法と目的

第1章 近代スポーツと体育の伝播

- 1-1. 近代スポーツの日本への伝播
- 1-2. 学校体育の成立
- 1-3. 体育とスポーツの本質および概念整理
- 1-4. 諸外国における体育とスポーツの形成
- 1-5. 余暇とレクリエーションとスポーツ
- 1-6. 日本人のスポーツ観
- 1-7. スポーツマンシップとフェアプレー

第2章 学校運動部活動の【創成期】

- 2-1. 学校運動部活動の創成
- 2-2. 森有礼の教育理念
- 2-3. 嘉納治五郎と学校運動部活動
- 2-4. 創成期における中学校の学校運動部活動
- 2-5. 学校運動部活動の過熱化

第3章 学校運動部活動の【普及期】

- 3-1. 大正期の学校運動部活動
- 3-2. 全国大会・国際大会の開催
- 3-3. 新聞社の果たした役割と極東選手権大会
- 3-4. 明治神宮競技大会
- 3-5. 文部省と内務省の対立
- 3-6. 学校運動部活動の報国団化

第4章 学校運動部活動の【復活期】

- 4-1. 戦後直後文部省の動きと学校運動部活動
- 4-2. スポーツの競技化への傾倒
- 4-3. 高体連と中体連

第5章 学校運動部活動の【安定期】

- 5-1. 高度経済成長後の学校運動部活動
- 5-2. オイルショック以降バブル経済期までの学校運動部活動
- 5-3. 安定した学校運動部活動による問題

第6章 学校運動部活動の【混迷期】

- 6-1. バブル経済崩壊後から現在までの学校運動部活動
- 6-2. 少子化と教員数の減少
- 6-3. モンスターペアレントと不祥事・体罰・ハラスメント
- 6-4. 過重労働と働き方改革
- 6-5. 2度目の東京オリンピック開催
- 6-6. 競技化・高度化への再傾倒
- 6-7. 学校運動部活動における体育とスポーツのダイナミズム

第7章 学校運動部活動の多様化

- 7-1. 生徒のニーズに応じた学校運動部活動
 - 7-1-1. 公立学校運動部活動における取り組み①
 - 7-1-2. 公立学校運動部活動における取り組み②
 - 7-1-3. スポーツ少年団と学校運動部活動の連携
 - 7-1-4. 学校運動部活動と総合型地域スポーツクラブの連携
 - 7-1-5. ゆる部活
 - 7-1-6. eスポーツ
 - 7-1-7. 部活動としてのeスポーツ
 - 7-1-8. 公立高校における部活動撤廃の試み
- 7-2. まとめ

第8章 日本のスポーツの構造変化

- 8-1. 公共サービスとしての学校運動部活動
- 8-2. 日本のスポーツの構造変化
- 8-3. 学校運動部活動の類型化

8-4. まとめ

終 章 結語とこれからの部活動への提案

1. 新部活動構想モデルの提案
2. 指導者調査の結果
3. 結語

謝 辞

引用参考文献

序 章 はじめに

1. 研究の背景

本研究を行うに至った背景は、次の通りである。

まずは、教員の過重労働問題である。日本の教員は世界の教員の中で最も長時間労働である。とくに、課外活動の指導時間が長いと言われている。また、経験の有無にかかわらず全教員が顧問を受け持つなど、土日祝日も休みなく、わずかな手当で、指導に当たらなければならない。こうした状況に対して、近年“ブラック部活動”という言葉がクローズアップされ、内田（2017）を中心に、SNS などを通じて大きな議論を引き起こしている。

バブル経済崩壊といわれる平成 3（1991）年頃以降、失われた 20 年と評されるように、末端従業員に過重負担を強いる企業が増え、そうした企業を、ブラック企業と呼ぶようになり、それに倣った格好である。また、前川（2018）は、「部活大好き教師」は辞めよと手厳しく批判し、同時に教員の現状を理解し自分を弁えよ、さらに、そういう教員は、部活動指導員を職業とすべしと言っている。妹尾（2017）は、「部活大好き教員」を近年のアイドルグループの名称に擬えて“BDK”と揶揄している。つまり、BDK 根絶、少なくとも、BDK らの意識改革を行おうとしているのである。

このように、近年、学校運動部活動をめぐっては、スポーツ庁も運動部活動改革に乗

り出している。また、平成 24（2012）年 12 月に発生した、桜宮高校男子バスケットボール部員が顧問教員の体罰に起因する自殺案件もあり、同庁による運動部活動指導の見直しや、各競技団体における取り組みも急務となっている。体罰に関しては、その後も大々的に報道されているように、残念ながら根絶には至っていないのが現状である。

学校運動部活動は、学校教育活動の一環であるため、教育的な活動が前提でありながら、多くがスポーツを実施し、大会に出場する競技として実施している。したがって、勝利至上主義が問題視されるわけである。つまり、学校における教育活動である、体育の目的と、スポーツである競技の目的を混同しているのが、学校運動部活動となるわけである。体育は授業で行われる教科の義務的な活動であるが、体育でもスポーツが行われている。学校運動部活動は教科外の活動で義務ではないが、同じくスポーツが行われている。同じスポーツを行うのであっても、体育で行われれば教育であるが、教科外活動においては、教育ではないのだろうか。

体育は、義務的な活動であるので、好き嫌い、興味の有る無しに関わらず、参加しなければならない。しかし、学校運動部活動に関しては、嫌いであり興味がなければ参加せずに済むのである。義務的な活動でなければ、廃止しても構わないという見解すらある。日本のスポーツは学校を基盤として発展してきた経緯を考えると、現在の学校運動部活動の状況は憂慮でしかない。しかしながら、日本の学校教育に体育が設定され、そこでスポーツ活動が行われている以上、不可欠である。筆者も保健体育教員免許を持つものとして、スポーツの楽しさや良さ、あるいは必要性や効果を十分伝えられていなかったことへの反省は感じる。

国民皆教育として学校で体育が実施され、学校運動部活動が創成されたのは、明治期で

ある。そして、近代スポーツが日本に伝播したのも、明治期である。ほぼ同時期に出現した体育とスポーツ、そして、学校運動部活動がどのように現在のようなかたちになっていったのか、非常に興味深い。また、現状を改善する手立てを探るためには、その成立過程から明らかにしなくてはならない。しかしながら、多くの研究者は、それぞれの領域で問題・課題の解決のため、研究を行い、成果を発表してきた。

学校運動部活動のあるべき姿を一括に解明することは容易ではない。筆者も、かねてより、競技的スポーツ集団の組織成果とその影響要因について、リーダーシップや組織風土、モチベーション、目標管理、成熟度の観点から研究を続けてきた。また、近年では、総合型地域スポーツクラブやプロスポーツクラブとの連携について、模索してきた。そのなかで、学校運動部活動をいちスポーツチームとして捉えた場合、個々のマネジメントとしては成果として現れることはあっても、そもそも学校運動部活動の成立過程を把握し、理解した上で問題や課題に対処していなければ、全体的な問題の解決にはつながらないと考えた。現在、批判に晒され、競技志向悪、とまで言われるようになってきているが、明治に創成されて以降150年近く続いてきたことは、むしろ意味あるものであったからと捉えられる。

伊東(1997)は、文化と文明を次のように説明している。「人間集団の生活のあり方を一つの玉で表現すると、その玉の内芯には、集団特有の『エートス・観念形態・勝ち・感情』がある。これを文化とする。一方、文明はこの文化によってつくり出される、『制度・組織・装置』であり、これが球の外殻を形成する」したがって、現在の日本の学校運動部活動というスポーツ文化を転換、変容させるのであれば、新たな仕組み(文明)を起こさなければならない。学校運動部活動の研究の多くは、戦後以降の研究がほとんどである。

戦前の研究も散見されるが、創成期に遡り現在に至るまでを通史・通観することで、学校運動部活動が創成された意味や意義が解明されと考え、歴史的、学史的に、多くの史料と文献から解き明かすこととした。

2. 研究の方法と目的

本研究の構成としては、第1章学校運動部活動の【創成期】から、第6章学校運動部活動の【混迷期】に区分し、それぞれの時代背景毎に紐解き、それぞれの時期に起こった事象や社会情勢を学校運動部活動つなぎ合わせながら考察する。そのうえで、第7章では、多様化している学校運動部活動の現状を明らかにしていき、第8章では、日本のスポーツの構造自体も大きく変容を遂げていることを明らかにする。そして、終章では、結語として、まとめとこれからの部活動への提案を行うものである。

序 章 はじめに

第1章 近代スポーツと体育の伝播

第2章 学校運動部活動の【創成期】

第3章 学校運動部活動の【普及期】

第4章 学校運動部活動の【復活期】

第5章 学校運動部活動の【安定期】

第6章 学校運動部活動の【混迷期】

第7章 学校運動部活動の多様化

第8章 日本のスポーツの構造変化

終 章 結語とこれからの部活動への提案

時代区分として、概ね年号で分けるものであるが、明治を【創成期】、大正から昭和初期戦前までを【普及期】、昭和戦後以降、高度経済成長期までを【復活期】、高度経済成長後バブル経済期までを【安定期】、そして、バブル経済崩壊後、平成から現在までを【混迷期】とする。

【創成期】は40年以上と時代背景、社会情勢ともに、やや長いものの、そのほかは、約

20～30 年ほどに分けられ、メリハリがある時代区分といえる。スポーツと体育の伝播以来、学校運動部活動の創成、そして、現在まで長きにわたり継続されているなかで、学校における「体育」と「スポーツ」のパラドキシカルな関係性は、いかに構造化され、変容していったのか、明らかにすることが、本研究のリサーチ・クエスチョンである。

具体的には、学校運動部活動成立の経緯を探求し、意味・意義を考え、現在の状況との比較を通じて、現在の問題点を洗い出し、日本においてスポーツというものが、どのような意味を持つものなのか、ここまで日常生活に密着していながら、存続の危機にすらある学校運動部活動状況に対して、現状対処的ではなく、ダイナミックでイノベティブな構想、提案、方策を導こうとするものである。

第 1 章 近代スポーツと体育の伝播

1-1. 近代スポーツの日本への伝播

日本に近代スポーツが伝播したのは、明治初期である。近代スポーツと敢えて表記するのは、それ以前、日本国内においても平安時代から戦国時代にかけて、武士の騎射技術を発揮する機会や、社寺の祭礼や奉納芸、そして、「家（イエ）」の職能や芸能を家職として蹴鞠など、また、その後庶民が見物する勧進相撲、節句や祭礼を行う活動と区別するためである。

明治以前は、主に武士の身体修練に関連していたり、貴族社会における稽古、美意識、精神文化的な側面で、スポーツの原型が見られた（渡辺，2015）。一般庶民の間においても、室町時代の応仁の乱後に復興した京都において、羽根つきや毬打（ぎっちょう）、綱引き、相撲が行われていた。

近代スポーツは、イギリスやフランスが発祥であり、ヨーロッパ近代の合理主義的な発想によるもので、国や民族、宗教を越えて

ルールを共有するものであるといえる。アメリカから日本へ伝播されたバレーボールやバスケットボールなどもあるが、その多くは、明治政府に招かれた外国人教師たちによって紹介された。

たとえば、英国人フレデリック・ウィリアム・ストレンジは、明治 8（1875）年に現在の東京大学に着任した英語教師である。そして、教鞭を執りながら、ボート、水泳、クリケット、フットボール、陸上競技を学生へ教えたのである。その後、ストレンジによる熱心なスポーツ奨励活動により、東京大学と予備門合同の陸上運動会や日本初の学生レガッタである東京大学走舸組競漕会が開催されている。

服部一三（1927）が記した「第一高等学校同窓会報」第 5 号「思い出すま々に」によると、

「その外、外人が幾人もいたが、その中で最も記念すべきことを残したのは、英国人のストレンジと云ふ人で、この人は競技が好きでボートレースとか陸上競技などは皆この人が始めたんで、盛に奨励して皆にやらしたもんぢゃが、その前には開成学校などにもそんな事は無かったよ。まあこの人は日本の運動競技界の鼻祖とも云ふ可きぢゃね」

また、三宅雪嶺（1962）が記した「明治文化資料叢書」第 10 巻スポーツ編「大学今昔譚」によると、

「外国流の運動は大学で数学受持ちのウィルソンが世話したこともあるが、それよりは東京英語学校、後の大学予備門の教師ストレンジといふのがあり、これが熱心に教へ、そこで学んだのが大学に入って運動を盛にしたことになる。このストレンジは顔が一種特別で、名詮自性、人にストレンジと呼ばれ、自らストレンジをもって居ったほどであり、本式の

課業よりも外国流の運動を日本に適用したといふストレンジな業績がある」

ホーレス・ウィルソンは、アメリカ出身の明治4（1871）年に同じく東京大学で英語教師として教鞭を執っている。その際、学生に野球を教えている。このように、日本に近代スポーツが伝播された当時は、スポーツは一部のエリート学生に嗜まれていたことがわかる。明治維新以後、武術や祭礼、神事といった古い行事は一時衰退（中村，1993）しており、明治政府による新しい国家の基礎が制度的に固まる明治13（1880）年代の半ば以降に、再び復活する（中村，1993）こととなる。

日本の近代化は、伝統的な価値体系を前提にした近代化であった。井上（2004）によれば、明治維新後に廃れかけた武術を、スポーツ化させることで近代を生き延びさせる手段としての段級制度を取り入れたという。日本の芸事の伝承を司ってきた家元制度との連続性を指摘している（小笠原他，1967）。もっとも、近代化、西洋化により、目新しいモノに興味を惹かれ、加えて競技会や運動会を観戦して楽しむといった娯楽の要素も多分にあり、こうした間隙に、近代スポーツが伝播し普及していったといえる。

もうひとり、イギリスの海軍軍人の海軍兵学寮で教えていた、アーチボルト・ルシアス・ダグラスは、日本人学生に慰楽が必要として、スポーツが役立つことを認識していた。また彼はサッカーを教え、日本のサッカーの起源の一説とも言われている人物である。

ストレンジもダグラス中佐も共に、三宅雪嶺（1962）が記した「明治文化資料叢書」第10巻スポーツ編「大学今昔譚」のなかで、

「運動はひとの獣力のみを練るを目的とせず、吾人の知徳を磨かんが為なり。運動は手段にして目的ならず、期するところこれ以上にあ

り。運動場における訓育のはるかに教室における教化に勝るものあればなり」という理念でこれを指導していた。

また、YMCA（Young Men's Christian Association）は、青年に対するキリスト教の直接的伝道活動をする団体である。明治17（1844）年にイギリス・ロンドンでキリスト教に限らず青年層に対する啓蒙や生活改善事業などの奉仕組織として設立された。その後、ヨーロッパやアメリカ各地に拡がっている。

日本においては、服部（2015）によると、明治13（1880）年に東京YMCAが創設された。キリスト教伝道のための講演会や聖書研究会が主な活動である。その後、事業を充実させていくために、自ら自由に使える会館を建設している。大正期に入ると、大正6（1917）年に東京YMCAでは専用のプールやボーリングアレー、1周約60mの競歩場を持つ屋内スポーツ施設を建設し、大阪YMCAや横浜YMCA、神戸YMCAにおいてもスポーツ施設を設置し、バスケットボールやバレーボールあるいは器械体操を指導している。

各YMCAの夜学校や英語学校の生徒が利用することができ、また、大学生や中学校の生徒、女学校の生徒の利用は学校外におけるスポーツ活動の場の提供に一役買っていた。そのため、女学校の生徒達は卒業後も継続して活動したいと願い出るようにもなり、女性スポーツの環境づくりの一端も担っていた。

日本のバレーボールとバスケットボールは、アメリカに留学しYMCAの訓練校を卒業した大森兵蔵が明治41（1908）年に東京YMCAで紹介したのが初めてと言われている。大正2（1913）年に北米YMCAから派遣されたブラウンが本格的にこれらを広めたと言われている。さらに、勤労者にもスポーツ活動を行う環境も提供しており、大正期から昭和期にかけての社会人の社会教育の可能性を普及促進させるものであった。したがって、YMCA

におけるスポーツ活動は、学校運動部活動以外のスポーツ活動をカバーしていた活動と捉えられるものである。

これら外国人によって、日本に近代スポーツが伝播したとき、確かに競技としてスポーツを伝播しているものの、勝敗だけでなく、知徳を磨く、運動は手段にして目的ではないというように、教室内の勉強に勝るモノを理解し、それを伝播したかったのではないかと推察出来る。

1-2. 学校体育の成立

明治新政府は、西洋文化を積極的に取り入れ、グローバル化を進めようとしていたが、教育行政も同様である。初代文部大臣は森有礼であるが、彼は慶應元（1865）年に五代友厚らとともにイギリスへ留学していた。薩摩藩の第 1 次英国留学生のひとりである。その後、ロシア、アメリカにも渡り、帰国後、福沢諭吉らとともに日本で初めて近代的啓蒙学術団体である明六社を結成し、明治新政府の初代文部大臣に就任した。

当時の森有礼は、西洋の識者の注目を集めていたハーバード・スペンサー（1861）の教育論「知育・徳育・体育論」をいち早く読み込んでいたと推測される（長谷川，1995）。福沢諭吉も「学問のすゝめ」のなかで、独立自主と実学の必要性を説き、教育の基本は「知育・徳育・体育」と言っている。そして森有礼は、学制改革など日本の教育制度の骨格を作り上げ、明治 19（1886）年、従来の包括的な改正教育令を廃止し、学校段階毎に個別に学校令を公布している。第 2 次世界大戦前までこうした制度は引き継がれ、これらの学校令は、ほとんど森有礼が起草したものと言われている（斉藤，2017）。

明治 5（1872）年に公布された学制は、もととも欧米の教育制度を規範に定められたこともあり、多くの問題が生じていた。そこで、明治 12（1879）年に改めて教育令を公布し、

学校を「小学校・中学校・大学校・師範学校・専門学校・その他各種の学校」に分け、実情に沿った学校制度の普及を目指した。その後 2 度の改正を経て、明治 19（1886）年に「学校令」が発令された。特に小学校令では、義務教育が明記され、明治 30（1897）年代には、小学校の就学率が 90% を超えるようになった。

学校体育は、学制が公布された際には、「体育」として規定され、その翌年には「体操」に改められている（鈴木，1984）。それ以前にも幕府の兵力強化のために築地に設置された講武所では武術だけでなく、西洋式兵制の研究も行われていた（東京教育大学体育史研究室，1964）。明治 11（1878）年に設立された体操伝習所では、国民皆兵を目指す軍隊的な体操を否定していたものの、明治 18（1885）年、森有礼は東京師範学校に「兵式体操」を導入した。森有礼はスペンサーの三育主義の影響から、日本にあっては身体能力の欠如が著しいため、知徳の形成も不十分であると指摘している。そのために、兵式体操を導入したといわれている。

しかし、森有礼は決して軍事化するためだけに、兵式体操を導入したのではない。森有礼は、明治 10（1877）年代前半に、従来の三位苦節に基づいて身体面に偏る「身体ノ能力」を批判し、森有礼独自の精神面を加えた「身体ノ能力」を主張している。この森有礼独自の「身体ノ能力」には、運動教育の概念が認められる。それは、西洋で学んだ成果に基づきながらも、儒学における「知仁勇」という東洋的な考え方も示しており、心身一如論（身体と心）と相似した運動教育の概念を示すものである（中野，2003）。

師範学校における兵式体操は、後に教練に変わるが、そうした軍事化を嫌ったのが、嘉納治五郎であった。森有礼の軍事色の強い体操を重んじる傾向から、明らかに運動やさまざまなスポーツが盛んになり始めているのは

明らかである。嘉納治五郎は、明治 26 (1893) 年より 25 年間ほど高等師範学校校長を務め、彼も知徳体の三育主義を支持するものであったが、軍隊式の寄宿舎生活を改め、軍事を想起させる体操でなく、体育として、「身体を強健にすることを目的とした身体の練習法である」(嘉納, 1987) と考えていた。

そして、課外活動においても運動やスポーツを学生教職員に奨励している。当時スポーツという言葉はほとんど使用されておらず、「競技運動」や「運動遊戯」などの言葉を使って論述されている(志々田, 1986; 長谷川, 1981; 嘉納, 1941; 横山, 1964)。

それは、カタカナが一般化していなかったためであるが、嘉納治五郎の英語力からすると、スポーツという概念を深く理解した上でその翻訳語として充てていたと考えられる(濱口, 1991)。スポーツの起源的な特徴が遊戯であることを認識しながらも、むしろ、その教育的機能に着目したと言える(濱口, 1991)。師範学校においては、明治 35 (1902) 年には修身体操専修科を設け、体育教師の人格向上を目指し、単に体操・スポーツを学ぶだけでなく、教育者としての体育専門家を養成することを目標としていた。

こうして、日本は、近代スポーツを教育の一環として継承することとなるわけだが、日本は、スポーツを体育として、そして体操と共存させた非常に特徴的な継承の仕方といえる。

1-3. 体育とスポーツの本質および概念整理

本項では、学校運動部活動で行われているスポーツについて、その本質と概念について整理しておきたい。ほとんどの学校運動部活動では、スポーツを競技として実施している。大会出場を前提として、勝敗を争ういわゆる競技スポーツである。スポーツの概念については、今日、最も一般的で現在も広辞苑に記述されている概念としては、ジレ (1952) が

昭和 24 (1949) 年に定義したものである。それは、スポーツは、「遊戯」、「闘争」、「激しい肉体活動」の 3 要素で構成される身体活動という定義である。

溯れば、ディーム (加藤, 1985) やクーベルタン (水野, 1967) など多くが概念規定しているが、こうしたことについて、トマ (1993) は、「スポーツについて何らかの言挙げをしてきた哲学者の間に、その定義に関して、どうやら考えの不一致がみられた」と指摘している。つまり、こうしたスポーツの概念について規定すること自体容易なことではないのかも知れない。

ジレのスポーツの 3 要素について、「遊戯」については、ディーム (1996) は、「スポーツは、生真面目に考えられ、規則づけられ、互いに競われる遊戯である」さらに、アレン・グッドマン (1997) は、「遊びは、自然発生的な遊びと組織化されたものに分けられ、後者はゲームとなる。ゲームは、競争しないゲームと競争するゲームに分けられ、後者は競技となる。競技は、主として頭を使うものと身体を使うものに分けられ、後者をスポーツと呼ぶ」と、単に遊びを指しているわけではないことがうかがえる。

フランスのロジェ・カイヨワは、スポーツと遊びを厳しく分けたが、彼が述べた遊びの 4 つの特性、アゴン (競争)、アレア (運に任せる、賭けの要素)、ミミクリー (擬態)、イリンクス (身体を陥れる幻惑) は、スポーツに継承され、その要素はスポーツに全て含まれていると考えられる。競争がないスポーツなどあり得ないということとなる。

スポーツの語源はデ・ポルターレ (deportare) であり、de = away, portare = carry が示すように、人間の生存に必要なことがらから一時的に離れる、すなわち、気晴らしをする、休養する、楽しむ、遊ぶなどを意味すると言われる。したがって、その本質は遊びだとも言われるが、プロスポーツやトッ

プアスリートが遊びで行っているわけではないことは明らかである。子どもが外でサッカーをして楽しく遊ぶようなことから、楽しさのレベルも階層も異なり同質ではないことも明らかである。

井上（1977）は「遊びの社会学」のなかで、ロジェ・カイヨワの 4 特性を発展させた「聖・俗・遊」の三元論の活用を提唱している。遊びか仕事か？といった二元論的で単純な構造や概念ではないことは、容易に理解出来る。また、キーティング（1963）は、「スポーツ（Sports）」と「競技スポーツ（Athletics）」とを分けて考えることを主張している。つまり、「スポーツ」における本来的な目的は、「楽しみ」なのであり、「競技スポーツ」の目指す「勝利」とは相容れない。また、「勝・敗」という二元コードを「スポーツ」すべてに当てはめることを批判するのである。

一方で、フィーゼル（1986）は、「競技スポーツ」においても、その勝利を追求する活動のうちに「楽しさ」を追求することが可能であるとし、「スポーツ」と「競技」をわけるというキーティングの主張に反論している。さらに、スポーツの本質を捉えると、川谷（2005）によれば、スポーツのエトス（性格や慣習の意味）は「勝敗の決着による強さの決定」であり、キュー（1978）も「試合のすべては勝利への運動と導かれていなければならない」とし、そうした目的のない運動は不適切である」とし、まさに、スポーツの本質を言い得てよどみがない。つまり、今日の多義多様に渡るスポーツの概念とは別にするため、敢えて競技スポーツとして表現していると言える。

これらのことから、今日、多義多様に渡るスポーツの概念が存在するが、学校運動部活動の多くは、競技スポーツとして実施されているものである。そのうえで、学校運動部活動の競技スポーツの本質として競争は欠かせない。しかし、勝者への崇高や敗者への敬意、互いの賞賛や努力への報い、加えて、挫折や

喪失感、逃避も伴う活動といえる。このように、スポーツは、これまで明確な規定がなされていなかったり、共通理解を得るものであったり、こうでなければならないというものではなかった。その理由として考えられることは、プレーヤー（選手、アスリートすべてを包含する一般的な呼称として）にとっても、どのような目的・目標で実施しているかが重要であるからだ。

加えて、今日、プロスポーツプレーヤーやトップアスリートでなければ、身体を鍛えたり、健康維持、達成感や満足感を味わうことであったり、そもそも、遊びであり、仕事に対する余暇、課外活動であり、わざわざ概念規定された活動として参加する必要性はなく、自身の必要に応じて目的的活動を行うものである。しかしながら、学校運動部活動においては、こうした目的・目標、本項で言えば、学校運動部活動の体育やスポーツとしての概念規定が明確化されて来なかったことが、学校運動部活動の諸問題を引き起こしている大きな要因と考えられる。

1-4. 諸外国における体育とスポーツの形成

近代スポーツはイギリスを発祥とし、さまざまな経路で日本に伝播されている。日本ではスポーツは学校教育の一環か、「習い事」や「お稽古事」であるのに対して、諸外国では遊びの延長になっている（澤野，2005）。

サッカーの発祥であるイギリスでは、諸説あるものの、「民俗フットボール」が原型となっている。地域ごと、あるいは村と村で、多くが参加しボールを奪い合い相手の指定されたゴールまで運ぶといったものだった。ところが、あまりに野蛮で危険なものであった（山本，1998）。これが 18 世紀から 19 世紀になると、パブリックスクールの遊技となる。下流階級の民俗フットボールが、上流階級へと変容したのである。

その理由は、チームスポーツのもつ教育効

果が認識されたことにある。上流階級にふさわしい人格を養うものとして、奨励された。パブリックスクール同士の対校戦が始まると、試合のためのルールがいくつか出来上がってくるのである。ラグビー校でボールを持ってゴールしてもよいルールとなったことが、ラグビーとなっていったことはあまりに有名である。ラグビー校をモデルとした学校生活の様子は、「トム・ブラウンの学校生活」(T. Hughes, 1989a, 1989b)で描写され、マッキントッシュ(1963)でも着目されている。

イギリスの体育は、男子がサッカー、ラグビー、クリケットなど、女子はホッケー、ネットボールなど、男女で種目が異なる点が興味深く、団体球技が中心である(澤野, 2005)。また、学校に運動部活動も設置されており、全国大会も開催されている。ただし、日本では多くの部活動の大会が一戦必勝であるのに対して、必ずホームアンドアウェイ式で、本拠地と相手チームの場所で開催し、年齢ごとで開催され、リーグ戦方式で順位を決定する。かなりの数の試合が実施されるわけだが、ほぼ全員が試合に出場することが出来、競技やスポーツが好きになる要素が強い。また、活動状況は週1回の練習と週1回の試合が基本である。さほど活発ではなく、生徒のレクリエーション活動として位置付けることが出来る(中澤, 2014)。しかし、勝てば校長も喜び、絶対勝てと訓示を垂れることもあるように(澤野, 2005)、勝利を目指していた活動であることは間違いない。

そのほか、ヨーロッパでは、ドイツ、スウェーデン、デンマークの体育が有名である。どの国においても、学校教育に体育が取り入れられているが、体育の起源が軍事教練であることには変わりはない。ドイツでは、「ドイツ体育(トゥルネン)の父」と言われるヤーンによって、18世紀後半にドイツ体操が創始された。鉄棒や、平行棒、あん馬、平均台など器具を利用する特徴がある。今日の体

操競技の元となっている。ドイツの体育は、専ら徒手体操に器械体操である。

スウェーデンでは、体操の合理性や科学性を強調し、リングが19世紀初頭にスウェーデン体操を創案し、国防軍が集団訓練的で形式的な体操を完成させ、各国に普及していった。大正期以後の日本の学校体育に導入された体操である。最近では体育館で見かけなくなったが、肋木はスウェーデン体操の代表的な器具である。

デンマークには、ドイツ体操とスウェーデン体操のいわゆる体操2源流のもうひとつとして捉えられている、デンマーク体操がある。18世紀末にナハテガルが考案した。国民の身体育成を目指す体操として、とくに農民の体質改善を目的とされている。これら体操は、体操競技につながるとはいえ、スポーツの形成とは少し異なる。いわゆる体育の範疇である。

しかしながら、特筆しておきたいのは、これらの3つを含む多くのヨーロッパ諸国には、学校に部活動の存在は無く、こうした体操を学校で体育として行うのみで、スポーツ活動は、地域のスポーツクラブで実施していることである。学校でスポーツを実施しないからといって、すべてがエリートで競技性が高いわけではない。日本と比較してもスポーツの実施率は上回っており、日本のスポーツ形成とは異なることが理解出来る。

アメリカでは、建国以来慢性的に社会インフラが不足しており、通常は国や自治体が主体となって行う事業を、企業が担うケースが多く、スポーツも例外では無かった(澤野, 2014)。アメリカの4大プロスポーツに見てとれるように、いずれも数万人規模の観衆を競技場に入れ、テレビ中継を行い、多くの放送権料やスポンサーシップ料などにより、多額の収入を得ている。ルールも観客や視聴者を意識した変更も多く、イギリスをはじめとしたヨーロッパのスポーツの形成とは大きく

異なる。

アメリカンフットボールやアイスホッケーなどは選手がプレーするための道具や用具が多く、金額も高額である。野球やバスケットボールは、選手にはそれほど掛からないまでも、スタジアムや施設設備に多額の費用が掛かる。こうして、ひとつのマーケットが出来上がり、スポーツビジネスやスポーツマーケティングといった産業も発展している（B. G. Pitts, D. K. Stotlar, 2006）。

その結果、アメリカも部活動が存在しているものの、4 大プロスポーツなどの代表的な競技のみを設置している学校が多く、入部についても少数精鋭のトライアウト制である。また、指導するのは教員でもあるが、専門的に指導が出来ること、あるいは外部コーチを雇って、競技力向上を図っている。このように、アメリカの部活動は、エリートの競技活動である（中澤, 2014）と言える。

ハイスクールのバスケットボールでは高校規模や競技成績によってランク分けされ、近いランクでリーグ戦を行い、シーズン制を敷いている。そのため複数の競技を掛け持ちすることができ、かつて、デーブ・ウィンフィールドは、大リーグ（NLB）で活躍したが、そのほか、バスケットボール（NBA）、アメリカンフットボール（NFL）から指名を受けたこともあった。さらに、学校ではなくリーグや協会により、定められた学業成績でないと試合に登録することは出来なく、競技だけに傾倒することがないよう、制度として定めている。

アメリカの体育は、杉本（2015）によると、ドイツ体操（トゥルネン）やスウェーデン体操が行われてきたが、州毎に決められ、日本のような計画や方針はなく、全米に影響力を持つカリキュラムは、これまで存在しなかった。そのため学校毎にも違いがある。友添（2002）によると、昭和 45（1970）年代になって顕在化してきた学力低下や学校荒廃に対し

て全国統一基準を制定し、教育改革を行った。この一連の教育改革の中で、体育のカリキュラム改革が行われるようになった。平成 6（1995）年に全米スポーツ・体育協会から、体育のナショナル・スタンダードを記した体育基準書が刊行された。

このように、諸外国から伝播された体育とスポーツそれぞれの形成のされ方が異なることが、理解出来よう。

1-5. 余暇とレクリエーションとスポーツ

日本においては、体育やスポーツは、学校教育の一環として実施されており、諸外国においても、スポーツの教育的効果を十分理解しながら、さまざまなかたちで実施されている。体育は教科としてのみ学校で行い、スポーツは地域のクラブで行うようなドイツのケースや、アメリカのように学校の部活動でセレクションを行い、完全にエリートスポーツとして競技力向上を目指すケースもある。

そこで、日本において、課外活動として実施されている学校運動部活動を議論するにあたり、学業や仕事の対となる、「余暇」や「レクリエーション」について、議論しておく。

小澤（2003）によると、「余暇」とは非労働時間に対するひとつの概念であり、そうである限り、訳語／原語の問題として〈leisure〉のみならず〈recreation〉も考慮に入れる必要がある、としている。これまでも多くの議論がなされているが、明確なものとして見出されず、議論が続けられている。青野（2014）によれば、基本的にはパーカー（Parker, 1971）が大別する、「時間的定義」、「活動的定義」、「心理的定義」に倣いながら、「時間的定義」では、ブライトビル（Brightbill, 1960）の、生活時間以外の自由裁量時間、「活動的定義」では、デュマズディエの職場や社会から課された義務からの解放の休息や気晴らし、あるいは、自発的な社会参加等の随意行動の総体（Dumazedier, 1962=1972）、そして「心理的定

義」では、ピーパー (Pieper, 1948=1988) の余暇とは人間の在り方、精神状態であるとしている。

レクリエーションとスポーツの関係性について、YMCA を取り上げ、論考を展開している新 (2013) によると、次のように説明できる。YMCA は、19 世紀中頃に産業革命の影響によって劣悪な環境におかれた青少年労働者への奉仕組織として、ロンドンで立ち上げた後に、アメリカで全国組織がつくられ、世界各地に広まっていった。労働者を「再・創造」させるスポーツとして、工場「外」レクリエーションの他にも、工場「内」レクリエーションも活発に行われていた。テーラー・システムやフォード・システム導入による「工場の機械主義化」による労働者のロボット化が促進されていることに危惧した対策であった。

そして、チームスポーツを中心に実践され、身体が激しくコンタクトするバスケットボールのほかに、バレーボールを考案し、女性参加を促したのも特徴的である。また、こうした実践に対して、レクリエーション学者であるアンダーソン (1955) は、スポーツの実践に託された 4 つの効用を指摘している。(1) 規律・訓練性、(2) 共同・共同性、(3) 身体の健全性、(4) 娯楽性である。つまり、工場内での生産性を高めると同時に、画一的な労働作業からの再創造には、チームスポーツが適していることを評価したものといえる。

日本では、日本厚生協会が戦後になり昭和 23 (1948) 年に設立されている。厚生運動として、国家的余暇善用運動が展開されているが、厚生運動自体は、戦前、昭和 5 (1930) 年代から展開されていた (都筑, 2011)。さらに、日本の余暇の概念については、藤島 (1976)、藺田 (2012) の議論をもとに整理をすると、明治、大正期の工業労働における与えられた余暇といえる。この段階では、余暇は労働を再生産するために必要な時間であり、

再生産のための制度として娯楽設備の設置や安全管理の徹底がおこなわれた。つまり、当時余暇が肯定的に評価された結果というよりは、むしろ生産のための労務管理の一環として余暇が提供されていたと考えられる。

さらに、明治期においては、江戸時代の錦絵や大和絵、狩野派の絵画、あるいは絵巻といった武士や商人の上流階級による娯楽から、都市を中心とした大衆的な広がりを持つ娯楽として、歌舞伎、浮世絵、音曲、相撲、園芸といった独特の楽しみは受け継がれていた (出口, 2009)。一方で、西欧文化も積極的に取り入れられていたこともあり、大学の外国人教師らによりスポーツが伝播され盛んとなった。そして、神戸や横浜に開かれた外国人居留地において、そこで生活する外国人の楽しみとして、テニスやクロケットなどの球技が行われていた。

これまでの日本の大衆的な娯楽と雰囲気とは違い、近代的で優雅な新しい身体運動と注目された。テニスやクロケットは、先述の通り、上級階級の嗜みとして行われており、それが日本に伝播された。日本に伝播された際も、エリート大学生が放課後に遊びとして実施していたものである。その後、現在の学校運動部活動に当たる校友会・学友会活動において、柔道や相撲、撃剣の他、テニス、フットボールやベースボールも行われるようになり、学校の普及とともに、大衆にも普及拡大していくようになる。

アラン・コルバンは「レジャーの誕生」(2000) の中で、leisure の語源はフランス語の loisir であり、意味は「余暇」としている。余暇は、19 世紀から 20 世紀の間に貴族階級による「自由に出来る時間」という時間の質の問題から、その時間で行う行為 (嗜みや教養) へ変容し、そして「気晴らし」とへ収斂したことに注目している。また、レクリエーションとは、オックスフォード英語辞典に基づけば、(1) 食事をとって腹ごしらえ

をする、滋養物をとる、(2)慰安や心のなぐさめ、(3)気晴らしの方法や楽しい運動や活動、楽しみによる心身の刷新、とある（藺田、1984）。そして、Re-creationとして、再創造されたものという意味も包含している。これは、仕事や勉強などの日常生活の疲れを癒やすための休養や気晴らしを指し、労働階級における文化・社会的動向と密接に関連している（スポーツ科学事典、2006）。本研究でもこれらの定義や変容を支持しつつ、余暇とレクリエーションとスポーツとの関わりを念頭に置きながら、学校運動部活動について論じていく。

1-6. 日本人のスポーツ観

学校運動部活動で行われている多くのスポーツは、競技スポーツである。本項においては、そうしたスポーツ（いわゆる近代スポーツ）が日本に伝播された頃は、スポーツが日本人にとって、どういうものとして受け入れられていたか、みてみることにする。

近代スポーツ（一概に近代スポーツといっても、アレン・グットマンによれば、バスケットボールやバレーボールはアメリカで考案され、アメリカ人によって普及しているが、詳細については複雑を極めるため、本項においても、それに依拠し、ほとんどはイギリスがリードし、アメリカがそれを引き継ぐという一般論として、押さえておく）が日本に伝播されたのは、明治初期である。

当時の日本は明治維新後、富国強兵、殖産産業など、遊び戯れる意味のスポーツは公には肯定されない時代であった。阿部（1995）も、辞書に見る“スポーツ”の概念の日本の受容において、当時日本において近代スポーツは、極めて規範的な性格を持っており、スポーツが遊びと一線を画されていたと考察している。また、永島（1972）は、「スポーツにおける社会関係と人間形成」の中で、「我が国が外来スポーツ（原文のまま：日本の伝播さ

れた近代スポーツを指す）を移入する際、その精神的背景を含めて移入する基盤がなかった」ことを指摘し、その原因が「権威」と「恭順」に代表される我が国の武士的＝儒教的家族制度に基づくものであると論じている。

近代スポーツが規範的であることは、ルールを遵守する、いわゆるスポーツマンシップに則るなど非常に当時の日本の思考や発想にとっては、好都合であったかと思われるが、武士道的な、楽しさというよりは一種の悲壮感や、一身を投げ出す潔い精神、そういう活動や態度が、規範的で正々堂々とスポーツマンシップに則ることと置き換わってしまったのではなかろうか。

当時のスポーツマンシップについては、阿部（2002）によると、大正9（1920）年代の武田千代三郎の「アマチュアリズム」概念に関して「競技道」の概念との関係に着目し、次のように考察している。“武田千代三郎は、スポーツが学生やアマチュアから普及したこともあり、金銭や経済要素との結びつきを是とせず、「スポーツマンシップ」は「競技道」に集約される”と指摘し、“「競技道」とは、競技者の守る道として、(1)運動の奥義、(2)運動の練習、(3)運動家の品格、(4)運動家の度量礼儀、(5)紀律、(6)克己節制、(7)勇往邁進という7つの徳目によって構成されている”としている。これら7つの徳目は、スポーツが遊びでないことを明確に示すとともに、アマチュアとプロを棲み分けさせ、アマチュアのスポーツは体育として知徳を研ぐ教育的要素が含まれていると考察出来る。

ジレのスポーツの3要素のひとつ「闘争」について、阿部（1974）は、「相手を憎んだり、殺傷したりすることではない。むしろ、ルールを守り、相手の人格を尊重しながら、プレーに全力を傾けるという、いわば自己肯定的な闘争でなければならない」結局、闘争といっても、現実的には相手と戦っていないながら、実は自己と戦っていることになる。試合に

勝ってもプレーに不満を感じ、負けても力を出し尽くせば、満足感を得るものである。カール・グロース（倉橋，1915）は、「遊戯をスポーツに変化させる条件のひとつに技術の面が厳粛な努力および思考の対象となること」と述べている。つまり、遊戯が元であるが、形態的には遊戯の一面を高度に組み立ててルール化し、社会的に認められた自己目的的活動であると言い得る。

つまり、明治初期、近代スポーツが日本に伝播され、大学を通じて普及される段階で、スポーツは教育という認識であり、また、「競技道」によって構成されるものであったといえる。そして、これが、日本人のスポーツ観のルーツでもあるといえる。

1-7. スポーツマンシップとフェアプレー

こうして、日本は、特徴的に近代スポーツを継承したわけである。その状況は、体操、体育、スポーツとが混交とした状況であったが、共通理念として“教育上の重要素”であると捉えていることは明かである。

しかし、「一高野球」に見てとれるように、猛烈な練習を課し、それを乗り越えるような、「純粋な精神を磨き、自己鍛錬するための教育的道具」と捉える向きもある（R. ホワイティング「和をもって日本となす」）。「一高野球」は、武士道の色彩が濃いと指摘され、坂上（2001）は、帝国主義とスポーツが強固に結びつく時代であったとはいえ、あくまで、一高野球部内での伝統であり、士族出身が多くを占めていたことも影響したと言えるが、国家的イデオロギー、強烈なナショナリズムではないとしている。

明治 32（1899）年に新渡戸稲造は、名著「Bushido: The Soul of Japan（武士道）」において、道徳規準を武士道に置いていた。日本民族の道徳、国民の道徳と同一視するものである（ラフェイ，2010；長野，2015）。新渡戸の武士道とは、明治以前の武士階級における態

度や信条を、倫理や道徳、その価値基準で醸成された過程や構成について、分かり易く彼なりに外国人へ伝えようとしたものである（矢内原訳，2014；奈良本訳，1993）。

彼の思想を批判する書も出されているが、入江（1986）も、フェアプレーとかベストを尽くす、相手を信ずる、といふ顕著な特質が、スポーツマンシップ、即ちスポーツ道の内容を構成する。としている。武士道やスポーツ道、あるいは競技道と表現はさまざまであるが、要するに、日本に近代スポーツが伝播し、それが日本的に教育として継承される際、ストレンジらが強調した、スポーツマンシップやフェアプレイといったものが、日本人のスポーツ観として醸成されることとなったといえる。

競技道については、ストレンジの教え子であった、先述の武田千代三郎が定義したように、ストレンジのスポーツマンシップ、フェアプレイを引き続くものであると考えている。こうした概念も、実は表現的、言語的には混交しているものの、概ね、教育的要素をもって継承がなされているという共通項を見出せる。

当時、明治初期は、西洋文化とグローバリズムを積極的に取り入れようとしていた時代である。新政府は、資本主義経済を基調とした、近代化、工業化を進めている。日本の資本主義は、欧米諸国より後発であり、民間の資本蓄積が未熟であった。そのため、政府主導で進められている。また、西山（2006）は、次のように指摘している。

「日本のような伝統主義社会において社会秩序は、顔の見える付き合いに基づく地縁や血縁によって支えられていた。しかし、社会の近代化とともに、地縁や血縁に代わって、合理的な組織が生活の隅々まで支えるようになってくると、人々は官僚制に対する信頼の上に人生設計するようになる。普遍的な合理

性や科学的管理法への信頼の上に人生を設計するようになる。このすべてが相俟って、近代社会の秩序は『競争秩序』と重なっていくのである。近代スポーツは、そんなフェアプレーにこだわる『競争秩序』の教育機関としての側面を持っている」

資本主義経済とは、自由な競争が公の市場で行われるものであり、ある意味勝敗が決められる。そして、秩序のある競争であるため、フェアプレーであることが前提であり、スポーツマンシップを発揮することと相似形である。さらに、ヨーロッパやアメリカを通じて伝播された経路は、スポーツと同じである。資本主義も日本の資本主義と言われるように、近代スポーツにおいても、日本的なスポーツ観をもって継承されているといえるが、本来スポーツについては、まさに純粋な自由競争であるところが、教育的要素を含むことから、歪曲、曲解されやすくなった。

フェアプレーとは、不正なく公正に勝負する行動を意味するが、その起源は 19 世紀まで遡る。当時、イギリスのパブリックスクールでは、厳しい校則に対する反発がいじめや暴力に発展していることが問題視されていた。この問題の解決策として、名門パブリックスクールの 1 つ「ラグビー校」の校長だったトマス・アーノルドはスポーツの有用性に着目し、生徒たちに団体スポーツを行うことを奨励した。その後、試合で行うプレイはフェアでなければならないことから徐々にルールが整備されていった。これがフェアプレイの起源であるといわれている（溝端，2008）。

スポーツマンシップも類義的に理解されるが、スポーツにおいてルールを遵守して競技する、フェアプレーを行うため、相手を尊重したり、試合前後の挨拶を怠らないなどの精神、意識、心構え、覚悟である。金子（1963）によると、スポーツの価値はスポーツマンシップであり、スポーツマンシップは、一言

で言えば尊重（respect）することである。また、倫理や道徳より一層現実的なものであるとし、スポーツを行うものは、これを修練して身に付ける機会に恵まれていることを見逃してはならないと指摘している。

平成 4（1992）年の夏の甲子園大会において、明德義塾高校が星稜高校の松井秀喜を 5 打席連続敬遠する作戦を行い、松井秀喜はバットを一度も振ることなく、敗退した（中村，2010）。明德義塾高校はルールの範疇での作戦にも関わらず、大バッシングを受けた。強打者を敬遠するのは当然の作戦だとの意見もあったが、多くは、スポーツマンシップに反する、フェアプレーでない、高校野球である以上教育的に不適切など、否定的、批判的な意見が噴出した。

野球には、不文律というのが存在しており、大量点差が付いている攻撃側が、カウントスリーボール、ゼロストライクの際、バッターは打たない、バントや盗塁はしないなどが存在している。ルールを守っていても、不文律を破れば当然のように報復死球が行われる。（unwritten rules, unwritten codes）というようにルールには記されておらず、これは相手チームや選手に配慮するマナーの領域と言える。しかし、日本では、これらを混交して理解されているケースが非常に多い。川谷（2005）は、スポーツの本質（エトス）について、競争（competition, agon）＝勝負事であると、指摘しているが、しかし、同時に、それ以外の契機に見出すかによっても捉え方が異なるとしている。

これはまさに、日本的であり、日本的スポーツ観のアンチノミーな構造を指摘しているといえる。日本は教育としてスポーツを継承したことにより、勝負事でありながら、道徳性を求めるようになり、またそれが日本人の文化として親和的であったことから、学校であるいは教育の一環として継承されることにつながったといえる。しかし、スポーツの

競技性は、夢中になりすぎたり、没頭しすぎたりしやすい。近代スポーツの発祥であるイギリスでは、当初フットボールには細かいルールは存在しなかったが、マナーの優れたイギリスでさえ、詳細なルールで規制するようになったほどである。当時イギリスのパブリックスクールでは、私立のエリート養成校であったこともあり、スポーツを重要視し、強靱な身体、フェアプレー精神などを養い、大英帝国をささえる必要不可欠な教育手段として考えられていた(友添, 2002)。

日本では、国語の教科書に日本人初ウィンブルドン出場者であり、ベスト4進出を果たした、清水善造のエピソードが用いられている。当時世界ナンバーワンであったビル・チルデンと戦い、不調のチルデンに対して勝利まであと一歩のところまで追い詰めながら、清水自身も足を痙攣させてしまい、それをおして試合を続行した結果、敗戦してしまう。結果的にチルデンに勝たせることとなったこの激闘をスポーツマンシップの美談として紹介している(上前, 1986)。このことは、スポーツが道徳や倫理を語るひとつとして考えられている。エリートの「たしなみ」であった近代スポーツを、学校の教育や体育に接続することによって、資本主義と伝統文化とを親和させることに成功して、驚くほど普遍性を獲得し、日本的にスポーツを継承していったのである。

第2章 学校運動部活動の【創成期】

2-1. 学校運動部活動の創成

学校運動部活動が、日本においてどのように成立し、制度化されてきたのかというと、東京大学を起源とする。当時、東京大学(注：創立時は東京開成学校と東京医学校が合併し、その後明治19年に帝国大学、明治30年東京帝国大学、昭和22年東京大学と改称)では正課体育が設けられていなかったが、

学生の自発的なスポーツ活動が奨励されており、明治10(1877)年創立後、明治16(1883)年に御殿下運動場で学生の陸上運動会が実施され、翌年には隅田川で水上運動会として漕艇大会が行われている(高橋, 2002)。現在という陸上競技部と漕艇部が活動していたのである。

これらの活動を対抗戦や定期戦といった毎年定期的開催する機関として明治19(1886)年に「運動会」(現在でいう体育会的組織)が設立された(高橋, 2002)。その後、明治20(1887)年に東京商業学校(現在の一橋大学)、明治26(1892)年に慶應義塾、明治29(1896)年に高等師範学校(現在の筑波大学)、明治31(1898)年に京都帝国大学(現在の京都大学)と、次々に設立され、大学において運動部が盛んに実施された。

明治維新後、明治5(1875)年に学制が公布、全国を8つの大学区に分け、中学校と小学校を置き、国民皆学を目指した。そして、3回の改正を経て、明治19(1886)年からは、学校令が公布され、初等・中等・高等の学校種別を規定した(注：以後文中の学校種別表記については、基本的に当時の表記とする)。全国各地に学校が飛躍的に設置されていくのと同様に学校運動部活動も盛んになり、校友会雑誌から対抗戦などが実施されたことが記録されている(安東, 2009)。当時の学校運動部活動も、現在と同様に学校教育の公的なカリキュラム(いわゆる正課活動)ではなく、学校や地域によってかなり状況が異なっていたものの、ほとんどの学校に設置されていた(安東, 2009)。

大学で創設され、高校や中学に普及拡大していった学校運動部活動であるが、高等師範学校当時の校長の嘉納治五郎の功績が大きい。嘉納治五郎は柔道の創始者、日本スポーツの国際化に貢献した人物として有名であるが、日本の体育の父とも呼ばれ、学校体育に大きく影響を与えている。高等師範学校校長で

あった嘉納治五郎は、全学生および教職員に積極的に鍛錬効果が上がるよう毎日少時間でも運動を実施するように奨励している。また、一教科のみを教える教育者ではなく、人格形成や人間教育をする教育者養成の必要性を説いており、実践しようとしていた。そのひとつが学校運動部活動の奨励であり、その後文化系も含めた「校友会」組織が高等師範学校に明治 34（1901）年結成されるのである。

明治 32（1899）年の第 2 次中学校令において、中学校の急速な設置増加が促され、学校運動部活動を含め、この「校友会」が全国に普及されていったのである。高等師範学校は、全国に輩出する教員を養成する立場にあったため、校長である嘉納治五郎は、体育やスポーツの普及においても、先を見据えた、時代に合わせた実践を行っていたことがわかる。当時明治維新後新政府が新しい国のあらゆる制度を構築しようとする機運であり、変革や改革に積極的である社会状況ではあったものの、嘉納治五郎の先見性や普及拡大方法は非常に優れていたと言える。

2-2. 森有礼の教育理念

明治維新後、初代文部大臣として教育行政に携わったのは森有礼である。森有礼は、弘化 4（1847）年に薩摩藩士として生まれ、慶応元（1865）年から明治元（1868）年までイギリス、次いでアメリカに留学している。明治維新後、明治 3（1870）年から明治 5（1872）年の間はアメリカ代理公使として 2 年半をアメリカで過ごし、明治 6（1873）年 3 月にアメリカより帰国した後、日本初の学術団体である明六社を結成し、日本の言論界を構築している（長谷川，1995）。

その後明治 12（1879）から明治 17（1884）年の間は、英国公使としてイギリスへ赴き、明治 18（1885）年に帰国し、伊藤博文内閣総理大臣の下、初代文部大臣となった。彼自身人生の 4 分の 1 を欧米諸国で過ごしてきたこ

ともあり、文部大臣として日本の教育行政の基本に欧米教育学説が影響を受けていたことは想像に難くない。

特にハーバード・スペンサーの教育論は当時広く知られていたことから、大きな影響を受けており、現在日本の教育にもつながる知育・徳育・体育の基礎となっている。ハーバード・スペンサーは、イギリスの哲学者、社会学者、倫理学者であるが、森有礼が米国公使時代にスペンサーの思想を研究していたこともあり、帰国途中にイギリスに立ち寄りスペンサーに会ったとされている。そして、スペンサーは日本の「軍事型社会」に憲政政治を取り入れることは困難として、森には「保守的な助言」を与えている（長谷川，1995）。

しかしながら、森有礼は教育改革として、高等師範学校を教育の総本山として最も力を入れた。従来の師範教育を一変させ、近代化、組織的な充実した教育体制としたことは、非常に大きな貢献であったが、彼の意図には反することも多かった。例えば、極端な軍隊式寄宿舎生活、ナショナリズム、ミリタリズムの教育の侵入など、江戸時代で尊敬とされていた教師が、政治的圧迫によりその気風を失い、師範タイプと批判されることにもつながってしまった（長谷川，2002）。師範タイプとは、型にはまった教員を低く評価した言葉である（加藤，1974）。教育をマニュアル化、標準化、画一化させた結果でもあり、軍国主義的色彩を帯びたことに対する揶揄とも言える。

そして、こうした森有礼の高等師範学校の改革に対しては、野口（1941）は、自らの高等師範学校での経験から、師範教育が専ら強圧的に行われ、強権に屈服する方法をとった結果、全てが画一的に流れ、何らその間に個性の展開を許さないもの（後略）になってしまったと記述している。森有礼は日本の教育に対して知育・徳育・体育のバランスのとれ

た教育を実践しようと考えたわけだが、組織的な国家教育や軍隊的な師範教育は、教育よりも国家を優先させていたかのように批判され、誤解されることも多かった。

2-3. 嘉納治五郎と学校運動部活動

その後、明治26(1893)年より、第3代高等師範学校校長に就任した嘉納治五郎は、これまでの高等師範学校教育の在り方に疑問を感じ、さらなる変革に取り組んでいる。森有礼の教育行政に対しては思想や着眼点は良いものの、教育には精通していないにも関わらず、実践した結果が効果を上げることにつながらなかったと批判している(大滝, 1972)。軍隊式の教育は形ばかりで魂が入らないとも評している(大滝, 1972)。

そこで、寄宿舎管理制度を全面的に改め、生徒に自由闊達な気風をもたらし、余暇時間に運動を勧め、これらを全校教職員生徒に課外活動として奨励し、それらをまとめる組織としての「運動会」を設立したのである。当初は、柔道部、撃剣銃槍部、弓枝部、器械体操および相撲部、ローンテニス部、フートボール部、ベースボール部の7部が存在し、生徒はその一部または数部に所属し、毎日30分以上必ず運動を実施することになっていた(寶學他, 1998a, 1998b)。生徒側から自然発生的に誕生した正課外運動部活動とは幾分性格は異なるが、嘉納校長が意図したように実施され、発展している。そして、「運動会」所属でありながら、英語演説や文章朗読、朗吟説教などの現在でいう文化系の活動も実施されていた。

その後、明治34(1901)年に「運動会」は運動系も文化系も含めた「校友会」として再結成するのである。嘉納校長の考えた運動遊戯(体育やスポーツ)の価値については、明治43(1910)年にまとめられた「青年修養訓」で述べられ、身体そのものの機能を発達させられるとともに、それを生涯継続していくこ

との重要性や、正義、公正、精神、道徳を向上させることができると考えていた。したがって、高等師範学校の教育に運動遊戯を積極的に取り入れ、これらを実践する機会として「運動会」や「校友会」活動を設立したのである。嘉納治五郎の主な事項と功績については(表1)にまとめる。

こうした高等師範学校の卒業生らによって、学校が急増しスポーツも急速に発展していく時代背景の中、高等師範学校の「校友会」に所属している運動部活動の数が急増している。さらに、中学校の生徒のための全国大会を開催したり、講習会を開いたり、地方スポーツの高度化にも大きな役割を果たしている(寶學他, 1998a, 1998b)。我が国の体育やスポーツの黎明期において、スポーツの普及や発展に貢献したことは間違いなく、嘉納校長の学校運動部活動普及方策は類まれなる結果を出している。

2-4. 創成期における中学校の学校運動部活動

明治維新後の教育制度改革においては、旧藩の影響を引き継ぎながら、地域差や身分等に依拠して与えられる内容も異なっていたりした教育を、一般国民にまで広めて全国一律の教育制度が必要であるとして義務教育が開始された。明治5(1872)年の学制公布にはじまり、明治12(1879)年の教育令、明治19(1886)年の学校令(帝国大学令、師範学校令、小学校令、中学校令)、により、最終的には第2次世界大戦後の学校教育法制定に至るまで続いている。現在の新学校制度とは種別や表記、年齢区分が異なるものの、概ね現在の中学校や高等学校に相当する学校運動部活動の設立状況やその活動内容について明らかにする。全国主な中学校の「校友会」とその活動内容については以下にまとめておく(表2)。

中学校数については、明治19(1886)年では、全国でわずか56校であったのが、明治

表 1 嘉納治五郎の主な功績と情勢（明治期から大正初めまで）

年	嘉納治五郎の事項・功績	世の中の情勢
1868（明治元）年		明治維新
1872（明治 5）年		学制公布
1881（明治 14）年	東京大学卒業	
1882（明治 15）年	学習院の講師就任 永昌寺に私塾開く 嘉納塾、弘文館、講道館の開設	
1883（明治 16）年		帝国大学で陸上運動会、漕艇大会の実施
1885（明治 18）年	講道館柔道が警視庁武術大会に招聘	内閣制度の発足 伊藤博文が初代内閣総理大臣就任 森有礼が初代文部大臣就任
1886（明治 19）年		帝国大学で初の「運動会」設立 学校令公布
1889（明治 22）年		大日本帝国憲法公布 森有礼暗殺
1890（明治 23）年		第一高等中学校で「校友会」設立 第一高等学校の野球部が横浜外人チームを破る
1891（明治 24）年	学習院教授 文部省参事官任命 第五高等学校校長兼務	
1893（明治 26）年	第 1 期高等師範学校校長 ～1897 年まで	
1894（明治 27）年		日清戦争 ～1895 年まで
1896（明治 29）年	高等師範学校に「運動会」設立	
1897（明治 30）年	第 2 期高等師範学校校長 ～1898 年まで	
1898（明治 31）年	文部省普通学務局長	
1901（明治 34）年	第 3 期高等師範学校校長 ～1920 年まで 「運動会」から「校友会」として体育系・ 文化系の課外活動を奨励	
1904（明治 37）年		日露戦争 ～1905 年まで
1909（明治 42）年	日本人初国際オリンピック委員会委員	
1910（明治 43）年	「青年修養訓」刊行	
1911（明治 44）年	大日本体育協会創立初代会長	柔道が学校の正科となる
1912（大正元）年	第 5 回ストックホルムオリンピック選 手団団長として参加	第 5 回ストックホルムオリンピックに日本から 金栗四三（東京高等師範学校）と三島弥彦（東 京大学）の 2 選手が初参加
1914（大正 3）年		第 1 次世界大戦開戦 ～1918 年まで
1920（大正 9）年	東京高等師範学校校長退任	

出典：日本体育協会監修、菊幸一編著（2014）「現代スポーツは嘉納治五郎から何を学ぶのか」ミネルヴァ書房
 生誕 150 周年記念出版委員会編（2011）「気概と行動の教育者嘉納治五郎」筑波大学出版
 東憲一（1995）「学校教育における嘉納治五郎」、（1992）「嘉納治五郎研究の動向と課題」東京外国語大学
 論集
 大滝忠雄編（1972）「嘉納治五郎 私の生涯と柔道」新人物往来社 これらを参考に筆者が作成

学校運動部活動の構造変化(永谷)

45 (1912) 年には 300 校を超え (図 1), 普及拡大が進んでいる様子がうかがえる。

高校においては明治 20 (1887) 年東京高等商業学校に「運動会」同様の組織が設立されている。当時の高校は、明治 19 (1886) 年の学校令により設立された第一から第五と山口、

鹿児島 の全国 7 校設置されている。そのうち、明治 23 (1890) 年に第一高等中学校で「校友会」が設立された。その後、第一高等中学校に続き、第五高等中学校が 1891 (明治 24) 年に、さらに第三、第二、第四の順で「校友会」組織が設立された。このように高校において

表 2 明治期における主な旧制中学校「校友会」の活動一覧

校友会設立年	名称	学校名	主な活動内容
1886 (明治 19) 年	尚志会	岡山中学	運動会、演説討論会、端艇 撃剣、柔道、野球、短艇
1886 (明治 19) 年 1897 (明治 30) 年	同窓学生会 校友会	松江中学	カッター、ボート競漕 野球、撃剣柔道、雑誌部、講談部
1887 (明治 20) 年	運動会	岐阜中学	フットボール、ベースボール、撃剣、柔術、端艇
1888 (明治 21) 年	創立会	松本中学	雑誌の発刊、撃剣、槍術、野球部、テニス
1888 (明治 21) 年 1898 (明治 31) 年 1912 (明治 45) 年	校友会 体育会 校友会	山口中学	運動会 撃剣、柔術、弓術、フットボール、ベースボール、遠足、テニス 弁論部
1889 (明治 22) 年	校友会	鳥取中学	撃剣、柔道、野球、ローンテニス、ボート、水泳 剣術、蹴球、遠足、兎狩、討論会、文芸部
1889 (明治 22) 年	校友会 同窓会	高知県立第一中学	相撲、撃剣、ボート 野球
1890 (明治 23) 年	学生会	東京府立第一中学	文芸、武術、運動、遠足、游泳、漕艇 競争科、ローンテニス科 ※校友会設立以前に、AS 会創設、以文会
1890 (明治 23) 年 1894 (明治 27) 年 1901 (明治 34) 年	芹陽校友会 崇廣会 校友会	彦根中学	演説討論部、雑誌部、撃剣柔道部、陸上運動部、水上運動部 野球、庭球、武術部
1891 (明治 24) 年 1892 (明治 25) 年 1896 (明治 29) 年	柔克会 学生会 校友会	静岡中学	野球 雑誌の発行 水泳部、ローンテニス部
1891 (明治 24) 年 1897 (明治 30) 年	同窓会 校友会	千葉中学	撃剣部、柔術部、遠足部、野球部、端艇部、陸上運動部、弓術部、雑誌部庭球部
1892 (明治 25) 年	校友会	大阪府立第一中学	野球、文芸、武術、運動 漕艇、フットボール
1892 (明治 25) 年	校友会	秋田中学	講演部、雑誌部、体育部 (柔術、剣術、運動会) 競漕、野球、脚球、庭球
1892 (明治 25) 年 1893 (明治 26) 年	校友会 校友会改正	青森県立第一中学	会誌の発行、演説討論会の開催 運動科設置、柔術、フットボール・ベースボール
1892 (明治 25) 年 1894 (明治 27) 年	講談会、演武会 学生会	京都府立第一中学	運動会、演武会、陸上運動会、水泳、漕艇 庭球
1892 (明治 25) 年 1895 (明治 28) 年	修猷館校友会 修猷館同窓会	福岡県立中学修猷館	柔道、剣道、陸上運動、野球、庭球 端艇部、水泳部、雑誌部
1892 (明治 25) 年 1912 (大正元) 年	同窓会 校友会	安積中学	雑誌発行、ベースボール会、撃剣弓術、茶話会、庭球、柔道、剣道
1893 (明治 26) 年	学生会	愛知県立第一中学	撃剣、柔術、ローンテニス、ベースボール、端艇部
1893 (明治 26) 年 明治 20 年代中頃 明治 20 年代後半	校友会 同窓会 交友会	姫路中学	フットボール 野球 テニス
1894 (明治 27) 年	遊方会	新潟中学	撃剣部、端艇部、ベースボール部
1894 (明治 27) 年 1894 (明治 27) 年 1902 (明治 35) 年	学生会 協研会 校友会改正	前橋中学	野球、ローンテニス、柔術 ※これ以前には雑誌部、運動部、講演部
1894 (明治 27) 年 1898 (明治 31) 年	学生会 同窓会	沖縄中学	撃剣、水上運動会、演説、雑誌、陸上運動、野球
1894 (明治 27) 年 1901 (明治 34) 年	同窓会 校友会	広島中学	野球会、撃剣、文芸部 短艇、球技、剣道、柔道、雑誌、講話、事務

校友会設立年	名称	学校名	主な活動内容
1894 (明治 27) 年 1902 (明治 35) 年	文武会 誠心会	富山中学	柔道, 撃剣, ベースボール, フートボール, 剣道, 短艇部
1885 (明治 18) 年	學友会	札幌中学校	演説部, 遊戯部, 雑誌編集部, 会計部 遊戯部から武術部 (銃剣, 柔道, 射撃, 弓術) 独立 遊戯部のひとつとして野球部創設 大弓部, ローンテニス部
1895 (明治 28) 年	校友会	高松中学	文芸部, 武芸部 野球団結成, 振武会 (撃剣) 柔道部, 漕艇, 水遊, 運動, 遠足
1896 (明治 29) 年	共同會	山形中学	雑誌発行, 野球部
1896 (明治 29) 年	望洋会	宮崎中学	運動部, 撃剣部 ローンテニス, 野球, フートボール 端艇, 柔道
1896 (明治 29) 年 1898 (明治 31) 年 1900 (明治 33) 年	運動会 校友会 同志会	徳島中学	野球 雑誌部, 漕艇部, 撃剣部, 競技部, 水泳部, 柔道部, 講話部
1897 (明治 30) 年	学友会	仙台第一中学	撃剣, 柔道, 野球, 庭球, 弁論, 雑誌, ボート
1897 (明治 30) 年	学友会	郡山中学	文芸部門, 武術部門 (撃剣, 柔道, 弓術, 水泳), 運動部門 (野球, 庭球)
1897 (明治 30) 年 1898 (明治 31) 年	校風会, 保会, 切磋会 知道会	水戸中学	野球, 講話, 英語, 雑誌, 柔術, 撃剣, 庭球
1898 (明治 31) 年	校友会	金沢一中	陸上運動会, 講談部, 運動部 (陸上運動, 水上運動), 編集部 学芸部, 武道部 (柔道, 剣道, 弓道), 会務部 蹴球部, 庭球部, 遠足部, 端艇部, 溜水部
1899 (明治 32) 年 1908 (明治 41) 年	興風会 校友会	福井中学	野球部, 庭球部, 弓術部, 柔道科
1900 (明治 33) 年	校友会	神奈川県立第一中学	文芸, 武芸, 庶務, 野球部, 剣道部 水球部, 庭球部, 柔道部
1900 (明治 33) 年 1900 (明治 33) 年	清猷会, 獅子吼 団, 修養会 校友会	岩手中学	庭球部, 雑部蹴鞠部, 永滑部 (スキーとスケート) ※校友会発会前に野球が行われていた
1900 (明治 33) 年 1901 (明治 34) 年 1903 (明治 36) 年 1905 (明治 38) 年	運動会 講文会 校友会	熊本中学	撃剣, 体操 フットボール, ベースボール, テニス 国漢, 英語, 詩吟, 軍歌, 図書, 雑誌 文芸部, 武術部, 運動部
不明確		第一鹿児島中学	ボート, 野球

出典：安東由則（2009）「明治期における中学校校友会の創設と発展の概観」より関係部分のみ抜粋

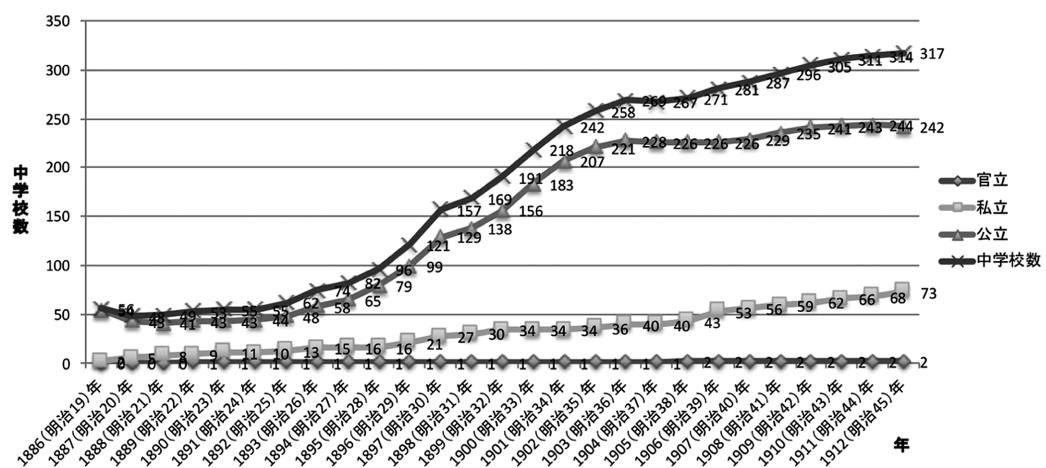


図 1 明治期の中学校数推移 1886 (明治 19) 年～1912 (明治 45) 年

文部省「文部年報」より作成

も、明治 20 (1890) 年代半ば頃までに、全員加入ではないものの、会則等を含む全学的な組織がつくられ、体育系のみでなく、文化系のみであったり、両方を含む形であったり、様々ではあるが確実に活動が展開されていた。

明治創成期の中学校における学校運動部活動は、「校友会」のほか「学友会」などと称して活動していたが、意味上の区別はなく、教科外、正課外活動であり、生徒の学校生活を補完する活動として実施されていた。また、画一的、注入的な戦前の学校生活において、生徒の自主活動を認めその運営も生徒中心に進められた唯一の場であったとされている。また、そのほか教育効果として、異年齢集団の学習効果、地域のスポーツの興隆、文化の向上、生徒の生きがい、学校に来る喜びを挙げている。これらの教育効果は、まさに現在の学校運動部活動に通ずるものである。

しかしながら、明治 25 (1892) 年頃から明治 30 (1897) 年代以降にかけて、文部省や学校が、学校運動部活動の教育効果を取り込んでいった経緯を、渡辺 (1997) は次のように分析している。学校は部活動が進展するにつれてその教育的価値を認識し、適正管理下に統合しようとしたこと、健康の保持増進目的から精神面の鍛錬に重点が移動していったこと、正課授業への専念が損なわれると危惧したことなどを挙げている。このようなことは、まさに今に始まった事ではないことがわかる。当時も熱心に指導するあまり、スパルタ式トレーニングを実施してみたり、正課の授業が疎かになったり、その結果部活動を指導する余力も意欲も無くなったりと、近年においても見られる状況があったとのことである。当時の校長たちは、部活動が無秩序に発展することを恐れ、文部省もそのような現状に対して、部活動は正課活動を補完していく方策が取られたのである。

2-5. 学校運動部活動の過熱化

山本 (2017) によると、明治 20 (1887) 年代までの対外試合は、学生の心身の発達や学生間の親睦を主目的とするもので、必ずしも他校との対抗が強く意識されていたわけではなかった。それが、明治 30 (1897) 年代以降は、競技技術の向上が謳われるようになり、それに伴って次第に競技色を強めていくこととなる。

例えば、帝国大学「運動会」の趣旨は、発足時、明治 19 (1886) 年の規則には「本会ノ趣旨ハ会員ノ心身ヲ強壯快活ナラシメ兼テ交互ノ親睦ヲ謀ルニ在リ」(傍点筆者)とあったが、明治 32 (1898) 年の社団法人化後の規則では「本会ハ諸種ノ運動ニ由リテ会員ノ心身ヲ強壯快活ナラシメ且運動方法ノ進歩ヲ図ルヲ以テ目的トス」(傍点筆者)と改められている。

野球でいえば、明治 20 (1887) 年代から明治 30 (1897) 年代初頭にかけては、第一高等学校野球部の全盛時代といわれた。「一高野球」の特徴は、優勝劣敗の勝利至上主義、技術以上に精神の鍛錬が重視される精神主義、一高精神の発露の場、校風の振起を担うものとする集団主義、としている。一高全盛期以後、野球の人気は凄まじく、明治 39 (1906) 年秋に実施された早慶戦において、双方の応援学生が過激な問題行動を引き起こし、審判を務める予定であった学習院にまで脅迫状が届く事態となり、その後、大正 14 (1925) 年まで中断される。対外試合が、各学校の存在を背負うほどの重みをもつに至ったことを象徴する出来事といえるだろう (山本, 2017)。

こうした異様な野球人気に対して、東京朝日新聞社は、「野球と其害毒」という連載記事を、明治 44 (1911) 年 8 月 29 日から 9 月 22 日まで 22 回にわたって掲載した。しかしながら、人気は依然衰えることは無く、大正 4 (1915) 年には、全国中等学校優勝野球大会 (今日の全国高等学校野球選手権大会、夏の

甲子園の前身）を実施することとなった。竹之下（1956）によると、1900 年代に入ると、徐々に対外試合が活発になり、校内試合から対外試合、運動会から競技会、国内試合から国際試合、同好者の楽しみながらの練習から組織的練習、世人の関心も高まり、新聞社主催の競技会の頻度も増えたと指摘している。

明治 40（1907）年には、全国中学校長会が、文部省からの諮問に対する答申のなかで、運動部活動の弊害を指摘し、対外試合の教育的な運営が課題として挙げられた。その結果、多くの学校で対外試合を禁止にしたり、制限をしたとのことであるが、過熱化の一途を辿ったといえる。明治 44（1911）年には、大日本体育協会（現：日本スポーツ協会）が設立されている。この設立の第 1 の目的は、翌年に開催されるストックホルムオリンピックに派遣する選手の予選会を開催することであった。

もうひとつの目的は、今後各種のスポーツを普及発展させることであった。当時は学生が中心にスポーツをしていたこともあり、会長には嘉納治五郎（高等師範学校校長）、理事には大森兵蔵（YMCA 体育教授）、永井道明（東京高等師範学校・東京女子高等師範学校教授）、安部磯雄（早稲田大学教授）が努め、明治 45（1912）年ストックホルムオリンピックには、2 人の学生とともに出場している。その後、極東選手権競技大会、各種競技選手権大会を開催していくこととなる。学校運動部活動が創成され、そこではスポーツを実施し、多くの問題を抱えながらも、こうした各種競技大会への参加の道筋が、着々と出来上がって来た時期であった。

第 3 章 学校運動部活動の【普及期】

3-1. 大正期の学校運動部活動

大正期に入ると、大正デモクラシーと呼ばれるように、明治政府による殖産興業の推進

が、農業中心から工業や産業が中心の生活へと変化させ、一気に近代化、西欧化が浸透していった。戦争による軍需産業や造船、鉄鋼業が好景気となったものの、日露戦争後は不景気に陥っている。アジア諸国の国際的緊張関係も緩和に向かい、自由と権利の獲得や、抑圧からの解放に対して民主主義が声高に叫ばれる時代風潮であった。

このように、時代は資本主義の確立により経済状況が著しく変化するに従って、民衆の生活状況も大きく変化することとなった。当時はまだ義務教育のみの小学校卒業の学歴が大半であり、大学生はエリートであった。明治時代までは帝国大学のみだった大学数は急増し、専門学校扱いであった私立大学が大学令により認可され、高等教育が普及した。都市部を中心に大学を卒業したインテリ層が増加してサラリーマン層が誕生したことなど、学歴社会や企業社会の基礎となる高学歴化や都市化が進展した時期でもある。

大正 2（1913）年は、日本で最初の体育の学習指導要領である「学校体操教授要目」が刊行された。そのなかには、「体操科教授時間外ニ於テ行フヘキ諸運動」として、「体操」と「撃剣及柔術遊戯並其ノ他ノ運動」によって構成されている。遊戯や其の他の運動として、角力、弓術、薙刀、遠足登山ノ類、水泳及船漕、ベースボール、ローンテニスといった種目が含まれている。

そして、大正 15（1926）年に改正された内容には、前回よりも取り扱うスポーツの例示が増え、ピンポン、スキー、スケートが記された。国が定めた体育教育に関する教則の中に、課外活動が含め入れられたことは、すでに大正期には、部活動が中等段階の学校においても、必要不可欠の教育的価値をもつものへと普及していったことを物語っている。

しかし、明治後半以降、対外試合が活発になるに従って、運動部活動の過熱化は冷めることなく、改善は見られなかった。大正 12

(1923)年には、第2回「全国連合学校衛生会総会」が文部省からの諮問に対して答申を出している。そこでは、「性、年齢及び体質に応じ競技運動の種類及び程度を定ムルコト」、「勝敗ヲ主トセズ過勞ヲ避ケ専ラ体育的に指導スルコト」、「競技運動ハ選手ノ独占ヲ避ケ一般的ナラシムコト」などが指摘されている。

大正15(1926)年に改正がなされた「学校体操教授要目」には「注意」の項目が次のように追加されている。「体操科教授時間外ニ於テ行フ諸運動ニ就テハ十分ナル計画ノ下ニ実施セシメ其ノ指導監督ニ留意スルヲ要ス」とあり、この改正により、教育的に指導する方針が強調されたといえる(神谷, 2015)。

同年には、文部省によって「体育運動の振興に関する訓令」が出されている。対外試合について、学校長の承認を経ってから参加させる、勝敗のみにとらわれない、同一性との参加する回数を適当にする、選手や応援者の学業に支障がないようにする、そして、多額の費用がかからないようにする、といったことが求められた(神谷, 2015)。こうした答申や通達が出されるほど、当時の運動部活動の過熱化は、改善が見られず、さまざまな問題となっていたことが伺える。

3-2. 全国大会・国際大会の開催

明治44(1911)年に大日本体育協会が創設され、明治45(1912)年に開催された第5回ストックホルムオリンピックに、三島弥彦(東京大学学生)と金栗四三(高等師範学校学生)が出場した。日本初のオリンピック大会出場となったが、三島弥彦は100mで予選敗退、200mでも最下位、金栗四三はマラソンで日射病により棄権となった。

クーベルタン男爵主唱による国際オリンピック大会は、既に4回行われていた。しかし、東洋からの参加が無く、委員も選ばれていないことから、講道館柔道創始者であり、青年体育に造詣が深いとして、嘉納治五郎に

呼びかけた。そして、嘉納治五郎はクーベルタン男爵からの申し入れを躊躇なく受け入れたことによるものである(日本体育協会, 1986)。ところが、初のオリンピック参加での予想外の惨敗を受け、十分な準備をして臨む必要性を感じたことから、大日本体育協会として、まずは陸上競技と水泳の全国大会を計画した。

大正2(1913)年に陸上競技大会が開催され、東京大、早稲田大、慶応義塾、明治大、高等師範学校、第一高、神戸高商、東北大のほか、東京の中学、愛知一中、仙台一中など28校、学校以外の参加を加えると、360名の参加者に達した(日本体育協会, 1986)。1年遅れて、大正3(1914)年には、水上競技大会(水泳)が開催された。

大日本体育協会の創設について、嘉納治五郎は、トップの競技力向上はもちろんであるが、同時に国民全般へ広めることを重要視していた。創設当時、嘉納治五郎は「学校の体育では興味に乏しく、野球やテニスは設備がある。柔道や剣道は日本古来のものではあるが、急には望まない。歩行は費用も掛からず、どこでも誰でも可能である。また、水泳は運動としての効果だけで無く、日本は海に囲まれ河川も多いことから必要である」(愛知教育会編, 1917; 日本体育協会, 1963)また、「競争であるので興味は生起するが、設備が必要で、日常的に実行が難しい。何より、一番の欠陥は運動が偏っているため、身体の均整な発達に適さない」(嘉納, 1930)としている。過熱化する学校運動部活動にどのような見解を持っていたかは明らかではないが、身体形成の観点からは、競技運動について批判的であり、日常的に気軽に運動出来ることを重要視していた。

3-3. 新聞社の果たした役割と極東選手権大会

「野球害毒論」によって批判に晒されていたはずの野球では、大正4(1915)年に全国

中等学校優勝野球大会（今日の全国高等学校野球選手権大会、夏の甲子園の前身）が開催された。この大会の開催背景には、新聞社の影響が大きい。夏の甲子園大会の主催者は、大阪朝日新聞社である。東京朝日新聞社では「野球害毒論」を連載し、発行部数を伸ばしていたが、「野球擁護論」を毎日新聞社傘下の東京日日新聞社が展開して、論戦を交わしていた。そうした背景がありながら、大阪朝日新聞社は、全国中等学校優勝野球大会を開催し、一気に野球推進派へと回った。

第 1 回大会は、甲子園球場での開催ではなく、豊中グラウンドであった。豊中グラウンドは、阪急電鉄の前身である箕面有馬電気軌道が建設した球場であるが、規模の小ささが問題となっていたため、全国 10 代表が参加し、旅費は大阪朝日新聞社が負担し、開催された（朝日新聞社, 2019）。予想以上に好評であり、年々参加代表枠を増やしていった。その後、大阪朝日新聞社は、本格的な野球場の建設を提案し、第 10 回大会から甲子園球場で実施となった。全国の代表枠を増やすことは、全国での新聞購買数を増やすことにつながった。

また、春の選抜中等学校野球大会（今日の全国高等学校選抜野球大会、春の甲子園の前身）は、大正 13（1924）年に開催された。主催者は、毎日新聞社である。第 1 回大会は、愛知県名古屋市八事球場で開催された。すでに、夏の大会が開催されていたこともあり、東海地区での新聞発行部数を期待したものである。しかしながら、第 2 回大会以降は、甲子園球場での開催となったが、夏の大会で出場が阻まれるようになった、名門中学関係者が新たな全国大会創設を毎日新聞社側に働きかけ、開催に至った（毎日新聞社, 1978）。「野球害毒論」を展開していた東京朝日新聞社と「野球擁護論」を展開していた毎日新聞社が時期こそ違うが、大阪で発行部数を競い合うかたちとなった。

大正 2（1913）年にフィリピンのマニラで始まった、極東選手権競技大会（第 1 回の名称のみ東洋オリンピック）に出場することとなったが、大日本体育協会としては選手を派遣せず、毎日新聞社などにより選手を派遣した（日本体育協会, 1986）。第 3 回大会は、大正 6（1917）年東京で開催された。これは日本初となる国際的スポーツ競技大会であった。陸上競技や水泳の他、野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール、テニス、自転車、ボクシングが実施されたが、ほとんどの団体種目は大敗に終わっている。そもそも大日本体育協会としては、極東地域の開催でありながら、アメリカの覇権主義を感じ、出場に前向きでは無かった。また、大会規定の見直しの申し入れや、定期的な日本開催を盛り込むなど提案しながら、出場を重ねたものの、財政的な困難もあり、大会自体も 10 回以降は開催されることは無かった。

3-4. 明治神宮競技大会

高嶋（2015）によると、大正期はエリート的な「運動競技」が大衆的・国民的な「スポーツ」に移行する過程にあったとしている。明らかに、学校運動部活動は普及拡大と共に過熱化する様相を呈しているが、大衆的・国民的にどのように移行しようとしたのであろうか。そのことについて、明治神宮競技大会（現在の国民体育大会）の開催がひとつの契機となる（表 3）。

当時は、明治以降文部省が体育やスポーツに関する行政を担っていた。第 1 次世界大戦後以降は、内務省が国民の体位向上を目的に、学校以外のいわゆる社会体育に対しての政策を展開し始めた（尾川, 2018）。文部省も社会教育の観点から公衆体育の奨励を検討（中谷, 1935）し、それぞれに政策が展開される状況になり始めていた。

そうしたなか、大正 13（1924）年に「明治神宮競技大会」を内務省が主催した。加賀

表 3 明治神宮競技大会の変遷

年	回	大会名称	主催	会場
大正 13 (1924) 年	第 1 回	明治神宮競技大会	内務省	神宮外苑
大正 14 (1925) 年	第 2 回	明治神宮競技大会	内務省	神宮外苑
大正 15 (1926) 年	第 3 回	明治神宮体育大会	明治神宮体育会	神宮外苑
昭和 2 (1927) 年	第 4 回	明治神宮体育大会	明治神宮体育会	神宮外苑
昭和 4 (1929) 年	第 5 回	明治神宮体育大会	明治神宮体育会	神宮外苑
昭和 6 (1931) 年	第 6 回	明治神宮体育大会	明治神宮体育会	神宮外苑
昭和 8 (1933) 年	第 7 回	明治神宮体育大会	明治神宮体育会	神宮外苑
昭和 10 (1935) 年	第 8 回	明治神宮体育大会	明治神宮体育会	神宮外苑
昭和 12 (1937) 年	第 9 回	明治神宮体育大会	明治神宮体育会	神宮外苑
昭和 14 (1939) 年	第 10 回	明治神宮国民体育大会	厚生省	神宮外苑
昭和 15 (1940) 年	第 11 回	明治神宮国民体育大会	厚生省	神宮外苑
昭和 16 (1941) 年	第 12 回	明治神宮国民体育大会	厚生省	神宮外苑
昭和 17 (1942) 年	第 13 回	明治神宮錬成大会	厚生省	神宮外苑
昭和 18 (1943) 年	第 14 回	明治神宮錬成大会	厚生省	神宮外苑
昭和 21 (1946) 年	第 1 回	国民体育大会	大日本体育協会	京阪神地区

(2002)によると、明治神宮競技大会の設立背景には、日本のスポーツは「上流階級の育成基盤となった高等教育機関の課外活動」と受容され発展したことから、国民不在のスポーツであり、学校の枠を越えて市民活動としてスポーツに対する国民的関心が高まった、としている。

そもそも明治神宮競技大会が実施された明治神宮外苑競技場（現在の国立競技場）は、大正 3（1914）年に日本 YMCA 関係者は、嘉納治五郎、東京市長阪谷芳郎、政財界人士らと懇談し、アメリカの地方自治体や教育機関の体育に対する態度を紹介した（高嶋，2012）。その際、東京市長阪谷芳郎が競技場の設置を希望したものであった。大正 13（1924）年 10 月 25 日に竣工され、明治神宮競技大会はその 5 日後に開催された。

文部省は、内務省による明治神宮競技大会の開催に対抗して、同年 11 月 3 日に「全国体

育デー」を開催している。運動競技の普及を目指す内務省に対し、文部省は、運動競技を「体育」として強く主張していた。このため、「全国体育デー」の内容は、運動競技を「体育」的に実践する活動や「体育」の重要性を地域の住民に提唱する活動が主となっている（野口，2013）。「全国体育デー」では、全国一斉に体育的な活動を行うこととして、小学校をはじめ、関係団体が活動し、国家規模的な体育行事として展開された。その後は、昭和 7（1932）年の第 9 回まで実施されている。

こうした内務省と文部省の対立的な構図が見え隠れするものの、大日本体育協会も、国際大会の遠征費などで財政が逼迫しており、森川（2010）によると、スポーツの高度化路線をとればとるほど、必然的に政府・内務省・文部省による「スポーツ奨励」策を受け入れざるを得ない土壌は十分に培われていたとのことである。加えて、陸上競技における

13校問題（注：パリオリンピック代表選手の選考について学生排除ともとれる方法をとったことと、そのことに対する決議文の回答が期限を越えてもなかったことで、明治神宮競技大会の出場をボイコットしている）で、長年にわたり学生と大日本体育協会、官学と私学の対立があったという（高嶋，2012）。

3-5. 文部省と内務省の対立

明治神宮競技大会開催を巡っては、内務省と文部省との間の衝突が顕在化したといえる。そもそも内務省は広範で強力な権限を持った官庁であり、地方行政から国土整備、宗教や警察、消防も管轄していた。そして、国民の健康増進は、重要な役割として内局の衛生局がこれを担当していた。さらに衛生局は、病気の予防などと同時に、国民の体位向上やスポーツ行政も管轄していた。そもそも明治神宮の創建は最終的には、内務省から告示したものであり、当時管轄官庁として、明治神宮外苑競技場の完成を記念し、明治神宮競技大会を大正13（1924）年10月に開催することを決めたのである。

一方、文部省は、教育行政として体育・スポーツを管轄しており、明治神宮競技大会を内務省が開催することを決して快く思っていたわけではなかった。内務省が開催を決定した裏側には、文部省との縄張り争い、対立構図は明確であった。当時、内務省衛生局長であった山田準太郎が、「明治神宮競技大会においては“学生以外の全国各地の青年団等から適当な方法で選手を選ぶ”」と発言して物議を醸している（後藤，2013）。当時、競技スポーツのトップは学生が多くを占めており、学生を外すことによる競技性の低下は明白だった。

そのうえで、学生を敢えて外すことは他ならぬ、学生やスポーツを管轄する文部省への敵対性を表すことであった。文部省もそれに対して、「全国体育デー」を開催していること

が、そうした敵対性の何よりもの結果であり、第3回大会には、文部省訓令として、明治神宮競技大会への学生、生徒、児童の参加禁止を内務省に通達した（日本体育協会，1963）。第5回には明治神宮競技大会へ学生が出場出来ることになったとはいえ、禍根を残すことになったのは間違いない。

しかし、これらの対立は、近年でも少なからずあるように、そして、所管する分野が重なり合いは他の省庁でも同じである。したがって、スポーツや運動競技に対する双方の振興方法の相違であり、構図としては対立しているが、単なる権限争いであったとはいえない。その理由として、「全国体育デー」の開催は、帝国学校衛生会（現在の日本学校保健会）からの稟請の形式を取り、文部省はあくまでこれに協力するという立場としたことからと推察される（後藤，2013）。

文部省は教育としての体育的活動と、内務省は体位向上・健康増進の活動といった、あくまで思想的な対立であると考ええる。文部省は明治期以降第2次世界大戦終戦に至るまで、中央省庁における行政的指揮権が他省庁に比べて一段低いものであったとされ、また国内他行政の政策形成を左右するほどの予算編成権を掌握していなかった。

したがって、内務省が実施しようとしていた明治神宮競技大会において、学生スポーツを排除しようとしたことは、文部省にとっては納得がいかず、対抗措置とも取れる「全国体育デー」を開催したかたちであるが、結果的に双方折り合う形を取っていることから、文部省には競技や大会ではなく、教育・体育としてスポーツの振興を図ろうとしている明確な意図が汲み取れる。

3-6. 学校運動部活動の報国団化

昭和元（1926）年に入ると、昭和2（1927）年の金融恐慌、昭和4（1929）年の世界大恐慌に端を発した経済不況に加え、昭和6

(1931)年に満州事変,昭和10(1935)年に日中戦争開始と,学校教育活動にも軍国主義的基盤が整備されていくこととなる。大正14(1925)年には治安維持法が制定され,次第に自由主義的な潮流が弾圧されるようになった。文部省は,昭和3(1928)年に国民精神作興を訓令,昭和6(1931)年に学生思想問題調査委員会を設置,昭和7(1932)年に国民精神文化研究所を設置,さらには,昭和9(1934)年思想局を設置した。

こうした国威高揚政策の下で,野球の統制ならびに施行に関する件(野球統制令)が文部省より発せられたのも昭和7(1932)年のことである。野球人気の高まりの一方で,学生野球の興業化,商業化が問題視され,それらの拡大を抑制・防止するための統制であると言える。

一旦大衆化,民衆化へ舵を切ったはずのスポーツであったが,競技化や高度化は進んでおり,陸上競技では,昭和3(1928)年アムステルダムオリンピックにおいて,三段跳びの織田幹雄が金メダルを獲得,昭和7(1932)年ロサンゼルスオリンピックにおいて,三段跳びで南部忠平が金メダル獲得,昭和11(1936)年ベルリンオリンピックにおいては,三段跳で田島直人,マラソンで孫基禎(後に韓国籍)が金メダルを獲得している。

サッカーは,昭和4(1929)年FIFA(国際サッカー連盟)に加盟後,昭和11(1936)年にベルリンオリンピックで優勝候補のスウェーデンを破る快挙を成し遂げた。しかしながら,学校運動部活動は,次第に国家統制が布かれ,対校試合や対外試合が行われることが無くなり,教育にせよ,競技にせよ,違う思惑を含んでいくこととなる。

昭和13(1938)年には,国家総動員法が発令され,学校内における軍事教練が強化される。昭和15(1940)年には,文部省から「学校報国団ノ組織ニ関スル要綱」が出され,ほとんどの学校で部活動(当時一般的総称の校

友会)は学校報国団に改組された。特に運動部の多くは大会の中止などもあり,競技的要素は薄められ鍛錬部と変化し,武道・戦闘能力の増加に役に立つような国防的競技に重点が置かれることとなった。

このことは,部活動の「愛国心・忠君愛国の精神・国威高揚・国家への帰属意識・心身の鍛錬と軍事教練・皇国民の基礎的修練」等の教育的効果の側面を切り取って,戦時戦力としての学校報国団を組織している。昭和15(1940)年は,日本初の夏季オリンピック東京大会の開催が決定していた。嘉納治五郎が尽力し4年前に招致を成功させたが,日中戦争の激化などを理由に返上することとなった。

昭和16(1941)年に国民学校令が公布されると,体育は,これまでの「体操科」であったものが「体練科」に改められ,「身体ヲ鍛錬シ精神ヲ錬磨シテ闊達剛健ナル身体ヲ育成シ献身奉公ノ実践力ニ培フ以テ要旨トス」として,体操と武道の内容が毎日1時間設定され,国防力の増強を目指した。さらに,大正14(1925)年に「陸軍現役将校学校配置令」が施行されていたこともあり,学校における軍事教練は,本格化していくこととなった。

大日本武徳会についても,少し触れておく。本会は日清戦争の勝利に沸き立つ明治28(1895)年に結成された,全国規模の武術団体である(坂上,1989)。武徳を養成する手段として,剣道・柔道・弓道・銃剣道・射撃道の五技道を中心に,空手や薙刀,合気道,捕手術,居合・杖術・棒術・手裏剣術・鎖術・槍術などの古武道を中心にした実践的な武道が奨励され部会が設けられた。

柔道の創始者嘉納治五郎は,講道館と大日本武徳会との関係について,当初講道館と武徳会の柔道は同様であったが,後に講道館の許可なく武徳会が段位発行を行ったことから,武徳会は初段位のみで高段位は発行できないようになったことが軋轢を生んだと言われて

いる（小谷，1988）。

第 2 次世界大戦が開戦すると、厚生大臣諮問機関である「国民体力審議会」は、新設する武道団体は政府の外郭団体として、厚生省、文部省、陸軍省、海軍省、内務省の 5 省共管によるものとし、既存の武徳会を包含する形で新たな武道団体に改組・帰一させる旨を答申した。

これを受けて、昭和 17（1942）年 3 月 21 日に既存の武徳会を改組し、会長に内閣総理大臣東條英機、副会長に厚生大臣小泉親彦、文部大臣橋田邦彦、陸軍大臣東條英機（会長兼任）、海軍大臣嶋田繁太郎、内務大臣湯沢三千男の各大臣と学識経験者 1 名をそれぞれ招き、理事長に民間人、各支部長には各地の知事をあて、本部は京都の武徳殿から東京の厚生省内に移転した。

こうして政府 5 省が共管する新たな大日本武徳会が発足し、戦争翼賛団体の性格を強めた。政府の外郭団体となった武徳会は、大日本学徒体育振興会、講道館、日本古武道振興会、大日本剣道会、皇武会などを包摂組織として、統制を行った。

第 4 章 学校運動部活動の【復活期】

4-1. 戦後直後文部省の動きと学校運動部活動

昭和 20（1945）年 8 月 15 日に日本は終戦を迎え、その後、アメリカが日本を占領したとき、すでに軍国主義一掃の方策はまとまっており、解体すべき省庁のリストはできていた。文部省は当然候補に挙がっており、それは、他ならぬ軍国主義教育の根幹であると捉えられていたためである。しかしながら、文部省は解体されず存続した。

それは、戦後の教育行政をいち早く方針転換したからである。東久邇内閣の文部大臣に就任した前田多門は、終戦の 3 日後、いち早く対策を打っていた（黒沢，1980）。アメリカ側による占領行政の態勢ができて、教育にお

ける軍国主義一掃の指示が出てくるのは終戦後 2 ヶ月ほど経った 10 月になってからである。その指示が出る前に、文部省は軍国主義一掃の基本的な方針転換を終えていたのである。アメリカ側はこの文部省のいち早い方針の転換を、先手を打って文部省存続を画策していると疑っていたようであるが、前田多門は終戦（敗戦）を受け、軍国主義から脱却しなければならぬと純粋に実行に移していただけだという（黒沢，1980）。文部省は、中央集権的な組織から地方自治に転換する方式を取り、中央に統括する文部省、地方には地方自治組織という形であったため、文部省は権限縮小したものの存続することができたといえる。

アメリカ中心の日本占領計画の最大の目的は、日本がポツダム宣言受諾から、再びアメリカや世界の脅威となり、平和や安全を脅かすことがないように、軍事力の解体と教育の非軍事化することが根底にあった。ダグラス・マッカーサー率いる GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の指導のもと、CIE（民間情報教育局）教育課が整備され、教育に関する整備を担当したが、当初は CIE 自体の組織整備が進んでおらず、体育担当官も配備されていなかった。そして、翌年の昭和 21（1946）年 1 月に「教育使節団」を迎える準備段階で、日本教育における体育の比重の大きさに気付いた（松田他，2015）と言われている。そして、精力的に日本の学校視察やヒアリング調査懇談を経て完成したものが、CIE「日本の教育」とこれを補足する講義録「日本の体育」であった（草深，1996）。

その中で、体育については、次のように概観している。明治 4（1871）年に全国的な学校制度が組織された頃から、オランダ式、スウェーデン式を経て、本格的な体育が始まり、大正 13（1913）年「学校体操教授要目」により、体操・遊戯・競技の 3 側面とした。大正 9（1920）年頃より、退役軍人が指導するよ

うになり、昭和 17 (1942) 年になると、教授要目を改訂し、体操・武道・および戦技訓練を加えた。戦争が始まると、軍は西洋的な体育を排除し、教練に重点を置き、他の体育訓練は二義的なものとなった。

また、講義録「日本の体育」においては、次の 11 項目を指摘している。(1)軍国主義的教育と訓練を除去する事と並んで政策や専門用語の明確化、(2)新しい政策に沿う体育目的と目標の再検討、(3)目的・目標と並んで身体訓練内容の再検討、(4)達成を評価するテストプログラムの改訂、(5)マニュアルの改訂、(6)身体訓練やスポーツを通じて民主主義を発展させていく担い手としての教員再教育、(7)文部省と学生競技組織との関係の検討、(8)文部省と大日本体育会との関係の検討、(9)野球に関する法令の改訂、(10)競技会での入場料と税金に関する法令の改訂、(11)形式主義や単調さからの身体訓練の解放、である。

これらを見ると、CIE は日本の体育について、非常に詳細な分析がなされていると見える。そして、少なくとも軍事色を排除し、画一主義を一掃してゆけば、日本の体育・スポーツの民主化は可能であると考えていた。これら説明や視察を受けた教育使節団マックロイ博士もいくつか勧告をしているものの、文部省は温存され、スポーツ関係諸団体・組織が、政府の直接支配から民間主導に改まったことをもって、大きな期待を込め日本の民主化と体育・スポーツの将来展望を託している。こうして、戦後日本の体育・スポーツが直ちに再出発できた背景には、GHQ の教育に対する考え方と文部省の方針転換が合致した結果といえる。

その結果、文部省は「対外競技の基準」に関して、昭和 21 (1946) 年に通達された「学校校友会運動部の組織運営に関する件」(文部省、1946) では、学校運動部活動での戦前の軍事目的の統制が撤去され「課外運動と

しての校友会運動部の適正な組織運営は民主主義的体育振興の原動力」としてその機能が期待された。文部省は続いて昭和 23 (1948) 年「学徒の対外試合について」(文部省、1948) を通達している。戦後直後の GHQ による指導下において、文部省は、アメリカの理解や解釈を元にして、スポーツを学校教育として、スポーツマンシップの醸成や民主主義的態度の形成につながるものとして取り入れた。

これによって、自省の存続も維持することが出来たものの、結果的には、現場では具体的な指導の方法論が浸透するまでには至らなかった。そのため、「ただスポーツをすればよい」といった「スポーツおぶさり論」が生じることになった(草深、1986a, 1986b; 内海、1996) と指摘するように、戦後依然として具体的な方法論は成熟させられないまま、体育や運動部活動の存続を維持するかたちとなった。こうしたことが、今日まで、課外活動でありながら過熱する、グレーゾーンによるさまざまな問題を引き起こす元凶となったといえる。

そうしたなか、野球においては、いわゆる全国高等学校野球選手権大会(夏の甲子園高校野球)は、文部省が野球統制令を発令していたにも関わらず、終戦後直ぐ統制は解除され、GHQ が夏の大会のみではあるが許可し、翌年昭和 21 (1946) 年に甲子園球場が GHQ に接収されていたため西宮球場ではあったが再開されている。春の選抜大会は GHQ が開催に難色を示し、且つ甲子園球場の接収解除を認めなかったが、協議を重ね、昭和 22 (1947) 年 3 月、戦後初の甲子園球場での開催にこぎ着け、野球統制令も同年 5 月に廃止された。

一方、武道については戦争に加担したとして大会だけでなく学校での授業においても一旦禁止している。柔道は GHQ 内にも愛好家が多かったこともあったが、昭和 25 (1950)

年（老松，1976）に、剣道については「撓（しない）競技」として、GHQ 撤収後の昭和 27（1952）年に再開した（久保他，2017）。例えば、バレーボールは、昭和 22（1947）年に全日本選手権が開催されており、他の多くのスポーツも、戦後活動を再開し、大会や対抗戦を実施している。それは、敗戦後の混乱にあって、スポーツを奨励し、荒んだ社会に一抹の清涼剤を投じるべく活動を再開しよう（大日本体育会，1947）と、当時の大日本体育協会は方向性を打ち出した。

そして、これまでのわが国スポーツは優秀選手の要請に専ら力が注がれて、スポーツの一般化に対して十分な手が伸びていなかった（関，1997）ため、大衆化に根ざそうと考えた結果である。

4-2. スポーツの競技化への傾倒

昭和 15（1940）年夏季オリンピック東京大会開催が決定していたにもかかわらず、盧溝橋事件を発端とする支那事変や軍部の反対などから、日本政府として最終的に昭和 13（1938）年返上した東京は、GHQ からの占領を脱した 2 年後の昭和 29（1954）年に再度夏季大会開催地に立候補し、昭和 35（1960）年開催にはローマに敗れたものの、次ぐ、昭和 39（1964）年の開催には、昭和 34（1959）年に選出されることとなった。

第 2 次世界大戦で敗戦したものの、急速な復活と発展を遂げた日本が、再び国際社会の中心として復帰するシンボリックな意味を持つとされる。また、アメリカの新聞に連載された「カルヴィンとホプス」という 4 コマ漫画でも描写されているように、アメリカではスポーツは、一般的に優れた人格を形成する（building character）ことを想起させる。

GHQ 最高司令官のマッカーサーも、昭和 24（1949）年 4 月の IOC 総会に先立ち、日本のオリンピック復帰の努力を要請している（日本体育協会，1951）。そして、日本国家と

して、国立競技場をはじめとした施設整備、大会運営、選手強化など、巨額を投じる国家的プロジェクトとなった（浜田，2018；波多野，2004）。

昭和 34（1959）年に夏季オリンピック東京開催が決定された後、昭和 36（1961）年の文部省の通達「学徒の対外運動競技について」では、競技団体からの基準緩和要請が一層強まり、「オリンピック東京大会開催等の事情を考慮」するとして、中学生については、隣接県との大会は宿泊を要さない範囲で参加可能になり、国際的競技会および日本選手権大会への参加を「世界的水準に達している者またはその見込みのある者」から「特にすぐれた者」へと緩和された。また、水泳競技については、その特殊性に鑑み、一定の水準に達した者を選抜しておこなわれる全国大会の開催を認めるとされた（八木，2007）。

こうしたことに対して、丹下（1986）は、「まったくスポーツ団体側の要求を全面的に取り入れた改訂であり、教育者側の要求は認められていないもの」と指摘し、さらに「これは完全に学生、生徒の対外試合の主導権が日本体育協会を中心とするスポーツ団体の手に渡されたことを物語るものである」と批判している（丹下，1986）。

このように、戦後、学校運動部活動は、制度上は学校教育の一環として位置付けられているものの、明らかに選手養成が優先しており、先の文部省通達の前文においても「ややもすれば勝敗にとらわれ、心身の正常な発達を阻害し限られた施設や用具が特定の選手に独占され」といった競技スポーツの弊害を警告した記述が削除されているように、オリンピックで勝つことができる選手養成が求められたといえる。

もともと、戦後初めて 16 年ぶりの参加となった、昭和 27（1952）年開催のヘルシンキオリンピックでは、水泳 400 m 自由形で「フジヤマのトビウオ」と称された古橋廣之進な

ど、戦後の疲弊した日本にあって、国民の期待に反して惨敗に終わってしまった。これを受けて、水泳競技連盟は選手養成制度の確立に重点を置くことを確認し、陸上競技連盟においても科学研究を重視するようになった(関, 1997)。

大日本体育協会は、昭和 23 (1948) 年に日本体育協会に改称している。敗戦を受けて、戦争遂行のために設けられた部会は解消し、種目別競技団体を構成する、純然たる民間団体として「民主体育」、「大衆化」を掲げ、再スタートしたはずだった。しかし、すでに、昭和 21 (1946) 年にはオリンピック準備委員会が設置されたり、水泳連盟による中学生の国体参加が認められたり、先の通り文部省による生徒の対外競技基準が大幅に緩和されるなど、「民主体育」、「大衆化」とは、相対する動きが優勢であった。そして、組織上も競技団体が中心であり、地方との関わりは薄められ、結局は財源の多くを国庫補助金に頼り、文部省関連役員が中心であった。

したがって、当時「民主化」、「大衆化」を国民のものにするための環境や条件が整っていなかったことは致し方ないことでもあり、敗戦による精神的打撃と物質的窮乏による状況下の国民にあって、「勝つことこそ、国民の期待に応えること」という使命感を日本体育協会に自覚させていったとも言え、「オリンピック至上主義」(関, 1997) へと転換していく。

4-3. 高体連と中体連

高体連、正式名称全国高等学校体育連盟は、昭和 23 (1948) 年に創設された。設立の目的は、高等学校生徒の健全な発達を促すために、体育・スポーツ活動の普及と発達を図ることとされ、主な活動内容は、(1) 高校生の健全育成を目指す、(2) 競技力の向上、(3) 生涯スポーツ実践の基礎づくりである。そして、都道府県高等学校体育連盟、各競技種目の専門

部、都道府県研究部を組織し、夏季および冬季総合体育大会の開催、選抜大会、定時制通信制体育大会を開催している(高体連, 2019a)。

設立当初は、ちょうど学校教育法が昭和 22 (1947) 年に制定され、小学校 6 年、中学校 3 年、高等学校 3 年、大学 4 年と、いわゆる(6-3-3-4 制)を基本とする新制学校制度が発足した時期である。学校体育の指導要綱においては、「これからの教育は教師中心の画一主義を排して、生徒の自発活動を中心とする個性尊重の教育でなければならない」と説明されており、「スポーツを重視して体育の社会性を強調すること」、「課外体育を重視すること」が挙げられている。このことから、生徒の自主性を尊重した活動として、課外体育であるクラブ活動などの取り組みが重視されている。

そして、「教職員はつとめて課外活動に参加し管理と指導にあたる」ことが指導方針として掲げられており、生徒の自主性を尊重しつつも教員の指導の必要性が明記されている。翌昭和 23 (1948) 年(高体連設立と同年)には、「生徒の対外試合について」の文部省体育局長通達が出され、「勝敗にとらわれ、身心の正常な発達を阻害し、限られた施設や用具が特定の選手に独占され、非教育的な動機によって教育の自主性がそこなわれ、練習や試合のために不当に多額の経費が充てられたりするなど、教育上望ましくない結果を招来するおそれがある」として、中学校、高等学校での対外試合を制限するよう統制が行われている。

しかし、高等学校の全国大会は年 1 回認められており、先立って通達された昭和 21 (1946) 年の「学校校友会運動部の組織運営に関する件」によって戦時中の軍事目的の統制が撤去され「民主主義的体育振興の原動力」として再出発するはずだった学校運動部であるが、結果的には戦後の GHQ 民主化政策の

下でも競技力の向上姿勢は抜け切るはずもなく、文部省の意図と学校現場との乖離、あるいはスポーツのもつ競技性が現れる結果となっている。第 1 回全国高等学校総合体育大会（全国高校総体「インターハイ」）は、昭和 38（1963）年に開催している。

一方、中体連、正式名称日本中学校体育連盟は、全国中学体育連盟として高体連創設に遅れること 7 年、昭和 30（1955）年に発足した日本の中学スポーツを統括する団体である。全国中学校生徒の健全な心身の育成、体力の増強及び体育・スポーツ活動の振興を図り、もって中学校教育の充実と発展に寄与することを目的とし、その目的を達成するために、次の事業を行っている。(1)全国的な中学校体育大会の開催、(2)中学校体育に関する調査研究、(3)各地域の情報及び資料の交換、(4)都道府県中体連への助成事業、(5)広報・会報の発行である（中体連、2019a）。

発足の経緯としては、中学校における保健体育の授業、及び学校教育活動の一環としての運動部活動を基盤にして中学校における体育・スポーツ活動の振興と推進、(1)中学生の体力の向上、(2)競技力の向上・スポーツ技能の向上、(3)中学生の心身ともに健全な発達と育成、(4)中学生の望ましい人間形成及び人間関係の向上等を目指しながら、生涯体育・生涯スポーツの基礎・基盤づくりに寄与。そして、中学校教育の充実・発展に資すべく、50 有余年に渡って活動してきている。と述べている（文部科学省、2011）とおりでである。

発足当時の背景としては、中体連発足の約 5 ヶ月前の 昭和 29（1954）年 8 月「対外競技の基準」が通達され、「校内競技に重点」が置かれていた中学生の対外競技が「都道府県内の競技会」に広められている。この後、この時点で中学生の全国大会は文部省が認めるものでなく、学校教育活動外としての活動だった。その後、昭和 32（1957）年、昭和 36（1961）年の「対外競技の基準」改訂を経て、

昭和 54（1979）年の改訂では、中学生の全国大会が学校教育活動内として年 1 回認められることになっていく。

アメリカの対日政策の転換や、競技団体からの要求もあった（八木、2007）が、このように、学校指導要綱においては「スポーツを重視して体育の社会性を強調すること」、「課外体育を重視すること」となっており、そのうえ、「教育上望ましくない結果を招来するおそれがある」としてわざわざ文部省通達を出しながら、なし崩し的に対外競技基準が緩和され、高体連も中体連も大衆化するはずであったスポーツの競技化に傾倒する結果となった。

第 5 章 学校運動部活動の【安定期】

5-1. 高度経済成長後の学校運動部活動

昭和 35（1960）年代の高度経済成長期は、生産の拡大とともに所得が増え、自由になる金銭も増えた時期であった。新たな遊びや余暇活動として、スキーやボウリングなどが盛んになり、職場から離れ、より自由で個人的な余暇を求める「レジャー」が登場することとなった。新幹線の開通や高速道路網の整備などと合わせて、全国を旅行し余暇活動をレジャーとして満喫した。昭和 45（1970）年にはレジャーに対する個人の権利や自由を定めた「レジャー憲章」が国際レクリエーション協会によって制定されている。

スポーツにおいては、戦後復興からオリンピックを自国東京で開催することとなり、競技力向上にも拍車がかかった。その結果、夏季オリンピックにおいて過去最多の金メダル 16 個を含む合計 29 個のメダルを獲得した。これは、金メダル獲得日本史上最高順位ともなる成績となった（図 2）。

こうした競技力の多くをかつては学生が支えており、学校運動部活動が競技力養成機関かのような位置付けとなり、多くの議論がな

されている。例えば、東京オリンピックへ向けては貢献すべきだとして、野口（1960）は「素質の優れた生徒や青年を発見したならば、組織を通じて推薦すること」や、森（1961）は「直接オリンピック競技によい成績をあげるために、選手強化に協力すること」として、学校運動部活動をスポーツとして推進しようとするものであった。

そうした議論に加えて、本間（1960）は「学校体育とオリンピック選手の育成は決して相対立する性質ではない」と、教育でもあると意味づけている。一方で「一部の選手養成に重点が置かれ、一般生徒の機会や指導が疎かになる」として問題視（馬場，1960；山岡，1961；城丸，1962；畑，1963；丹下・瀬畑，1965；全国高校生活指導研究協議会，1966；桑野，1969）され、学校と教育活動ではないとする議論も多く、最終的には、昭和 45（1970）年代に、大衆化路線へ振れていくので

ある。しかしながら、こうした動きは、学校運動部活動を教育として捉え、学校と教師がどのように向き合うべきか、本来あるべき姿を問う時期であった。

その結果、昭和 44・45（1969・70）年の学習指導要領には、課外活動ではなく正課内における特別活動として必修クラブが新たに設置された。確かに大衆化のひとつとして全員必修のクラブ活動で、大衆化を図る大義名分とはなり得るが、必修クラブと課外活動の部活動の併設により、教師の休日の出勤や超過勤務の保障が問題視されるようになった。その結果、教員手当の問題や部活動の社会体育への移行がクローズアップされた。

日本教職員組合は、昭和 45（1970）年「教職員の労働時間と賃金の在り方」のなかで、手当の支給を求め、文部省と人事院は、昭和 46（1971）年に教員の勤務態様の特殊性をふまえて、時間外勤務手当や休日勤務手当を支

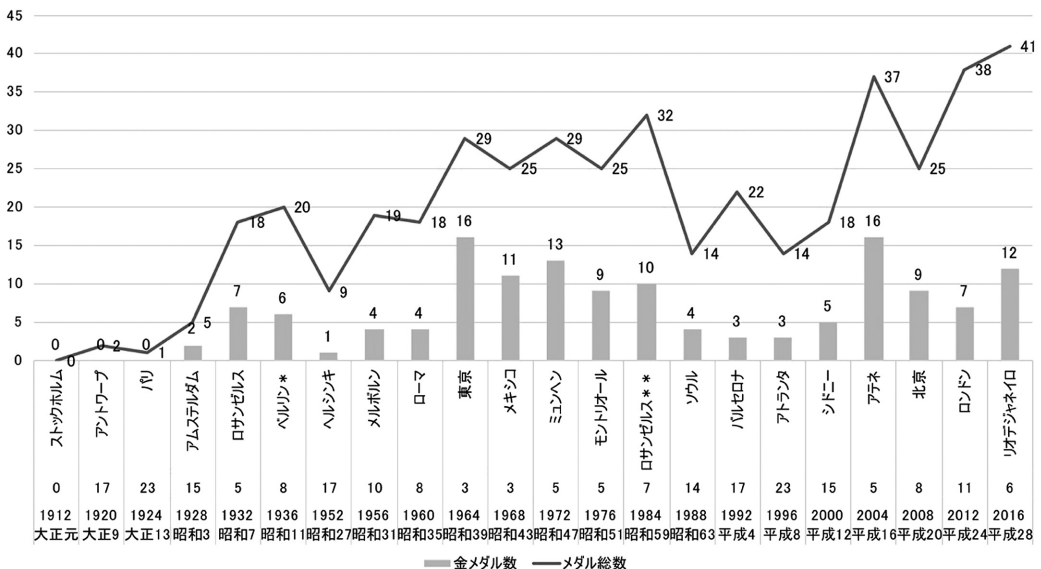


図2 オリンピックにおける日本のメダル獲得数

※ 1916 年ベルリン，1944 年ロンドンでは中止。1940 年東京大会は返上，同年ヘルシンキ大会は中止。1948 年ロンドン，1980 年モスクワは日本不参加。1936 年ベルリンのメダル数には芸術種目銅 2 を含む。ランクは金メダルの獲得数順

* 孫基禎の金メダル含む。 ** 東側諸国不参加

給することに代え、月額 4 % に相当する調整額を支給する法律を定めた。これが、いわゆる給特法「教員給与特別措置法」である。これにより、不明瞭であった勤務態様の対策として決着させている。また、熊本で起きた指導教師が同席していない練習中の柔道部員の事故に対しては、「クラブ活動は正規の教育活動に含まれることから、勤務時間外でも指導教師は生徒の生命身体の安全に十分の注意を払う職務上の義務がある」との判決が、昭和 45（1970）年 7 月の熊本地裁で下された。

これにより、課外活動である部活動は、生徒の自主的自発的な活動でありながら、教師の拘束を長時間化させることに繋げてしまった。他方、生徒の自由と自治がもっとも尊重されたとした、社会体育化への議論も盛んであった（海後，1970；高部，1975；中村，1979；城丸，1980）。しかし、中澤（2011a，2012b）が「スポーツの自由と自治を徹底しようとする立場からみれば、文部省、学校、教師は、スポーツを教育手段とする点でその価値を減じる仮想敵であった」と指摘するように、結局、社会体育化は失敗に終わり、学校が引き受けることとなった（内尾，1979）。

5-2. オイルショック以降バブル経済期までの学校運動部活動

昭和 35（1960）年代の高度経済成長期を迎える頃には、レジャーの出現により、余暇活動は労働や学業に従属するものではなく、個人の主体性のある活動へと変容した。しかし、昭和 48（1973）年になると「オイルショック」による低成長期を迎えることとなった。

レジャーとしてもはやされたボウリング場も激減し、お金が嵩むレジャーは手控えられ、雇用も冷え込み、余暇活動は不況下による先行き不安や健康問題を解消する手段へと再変容し、生き甲斐づくりへシフトしていくようになった。昭和 59（1984）年に設置され

た臨時教育審議会以降、学校教育においても「子どもの個性を伸ばす方策」が議論され、昭和 62（1987）年臨時教育審議会第 3 次答申では、運動部活動は「個性の伸張」という意義を有するとして、それを支えるために「人的・物的両面での整備を進める」学校外からの指導者を活用することなどが提案された。

その結果、文部省は、昭和 63（1988）年「運動部活動指導者派遣事業」、平成 2（1990）年「運動部活動指導者研修事業」、「運動部活動研究推進校設置」と、状況に応じた健全で能動的な施策が展開されている。体育スポーツ施設数も、昭和 60（1985）年が最も多く、学校体育スポーツ施設は、平成 2（1990）年が最大の 156,548 施設である。社会体育施設や民間体育施設についても、スポーツ人口の推移も共に増加傾向にある。

昭和 45（1970）年代頃までは公立高校は決して弱い存在ではなく、甲子園通算勝利数の上位 20 校には、県立岐阜商業（87 勝）、松山商業（80 勝）、広島商業（62 勝）、高知商業（61 勝）、高松商業（58 勝）と名を連ねている。戦後から昭和 44（1969）年までの甲子園（春・夏）出場校を見てみても、公立高校が 67.7% を占めていたが、それ以降は、公立と私立の出場校数の比率は逆転し、現在では約 6 割を私立が占めるまでになっている（表 4）。公立高校において、体育学科や体育コースを設置している学校は、昭和 59（1984）年までに 25 校に上っている。私立高校においても、25 校に設置されているが、当時公立高校において、体育やスポーツのカリキュラムはもちろんであるが、施設面、指導面を充実させたこうした学校を設置し、学校運動部活動を充実させていたことは、注目に値する。

体育学科・体育コースに所属する生徒のほとんどは、運動部活動に加入し、バトントワリングや薙刀、民族舞踊や水球といったマイナー競技も環境を整え実施し、運動部活動の

表 4 甲子園出場校における私立と公立の割合

	春・選抜大会			夏・選手権大会		
	延べ出場校数	498	校	延べ出場校数	1271	校
1946-1969 (S 21-S 44)	私立	161	32.3%	私立	457	36.0%
	公立	337	67.7%	公立	814	64.0%
1970-2018 (S 45-H 30)	延べ出場校数	1572	校	延べ出場校数	2067	校
	私立	939	59.7%	私立	1214	58.7%
	公立	633	40.3%	公立	853	41.3%

多様化を試みているともいえる(野口他, 1984)。昭和 53 (1978) 年告示の改訂高等学校指導要領には、「体育に関する学科」の目標や内容が明示されている。当時は既に高校進学率も 94%を超えていたことから、発育発達の途上にある高校期に、運動の合理的実践によって、心身の発達の可能性を最大限に伸ばし、体育に関する基礎的、基本的教養を培うことに重点を置くこととしている。

しかしながら、卒業後の進路としては、ダイレクトな職業は見当たらず、体育大学や体育学部をもつ大学への希望者が多い。特に、体育関係や、保健体育教員養成課程がある国立大学への推薦入学を強く望んでいる。こうしたことから、この時期は学校運動部活動にとっても、非常に安定した時期であり、施設面も人的支援面においても、充実した時期であったといえる。

5-3. 安定した学校運動部活動による問題

昭和 50 (1975) 年頃は、中高年や高齢者、家庭人を中心にジョギングやマラソン、水泳が人気を博し、その後はフィットネスクラブも急増した。特に、家庭婦人と呼ばれる、いわゆる主婦層が日常的にスポーツを楽しむようになり、労働者婦人少年局が、昭和 47 (1972) 年に行った「婦人に関する意識調査」では、“スポーツによる体力づくり”という回答項目が見られるようになり、また、同年の

「スポーツに関する世論調査」(内閣総理大臣官房広報室, 1972) によると、1 年間に主婦が参与した競技スポーツ種目では、バレーボールが最も多く、次いでバドミントンという順位となっている。

この頃には、ホッケーやテニス、バスケットボール等も家庭婦人スポーツとして広まった(高岡, 2008, 2010)。また、家電普及に伴い、プロ野球のテレビ観戦やテレビゲームの登場、さらには、新たなカテゴリーとして、東京ディズニーランドに代表されるテーマパークが出現した。そして、昭和 62 (1987) 年には通称「リゾート法」が制定され、リゾート開発として、ゴルフ場など高級会員権を売りにするハイクオリティー・ハイコストのレジャーが再び登場するようになり、バブル経済・平成景気により、儉約志向は消失していくこととなった。

企業スポーツもオリンピックを契機に隆盛し、企業における社会人の運動部活動といった活動から、宣伝効果や企業知名度向上、イメージアップにつなげる効果を期待されるようになった。企業は、高校や大学で活躍した選手を積極的に採用し、社業はせず、一種プロ的な契約を結ぶ選手も増えていくこととなる。こうしたスポーツ選手の採用については、昭和 59 (1984) 年ロサンゼルスオリンピックにおいて、初めて商業化し、スポンサーメリットやテレビの独占的放映権、マーチャン

ダイジグなどの商品化権などが注目され、これまで、「する」スポーツであったものが、「みる」スポーツとしての価値変容が起こった時期でもあった。

企業は、業績が伸びることと比例し、スポーツにおける企業間競争も激化した。同一競技・リーグにおいて、選手の勧誘や契約においても多額の契約が交わされるなど、学校運動部活動が非常に安定した時期を迎えていたにも関わらず、昭和 41（1966）年度入試以降、文部省では推薦入試を認めたため、特に私立大学では「各種スポーツ選手をありていと言えば学力検査の成績に関係なく入学させたりしていた」（佐々木，1984）。また、神谷（2015）は昭和 45（1970）年代に改訂された高校の指導要録において、部活動に関する記述が奨励されたことにより、「大学進学のための運動部活動」が確立されていったとしている。昭和 53（1978）年江川問題空白の一日、巨人ドラフト会議ボイコットに代表される騒動も、学校運動部活動は安定的に活動がなされた結果、純粋なスポーツによる教育効果を求めるだけでなく、進学、職業選択のひとつの活動として「いびつ」なかたちへと多様化するようになっていった。

第 6 章 学校運動部活動の【混迷期】

6-1. バブル経済崩壊後から現在までの学校運動部活動

平成 2（1990）年代に入ると、折からのバブル経済や平成景気は勢いが衰え、消費税の導入もあり、一気に深刻な不況に陥った。不況対策として企業においてはリストラが敢行されるなど、これまでの年功序列式や終身雇用制度も崩壊し始め、雇用不安定な状況が出現した。完全失業率は上昇の一途を辿り、バブル経済の崩壊が様々なかたちで一気に放出された。

レジャーについては、乱立したテーマパー

クの経営が一気に悪化し、廃止や閉園を余儀なくされる施設も出現した。こうした状況下において、観光では、お金をかけない自然環境や文化歴史を対象としたエコツーリズムや、農村漁村地域での滞在型グリーンツーリズムといった地域密着型が注目されるようになり、アウトドア志向によるオートキャンプ、職場による団体旅行から家族・個人旅行へ移行するようになっていった。

これまでプロ野球も、多くの観客入れ、入場料を徴収して、プロスポーツではないが、企業スポーツも昭和 45・55（1970・80）年代では隆盛し、実業団リーグ等を開催してきた。しかし、当時のプロ野球球団においては、企業スポーツの延長線上にあったかのように、一企業が高給選手を多く抱えることが出来れば、ガラガラの観客席のパシフィックリーグでも存続が可能であったし、鉄道会社や新聞社など、地元の大企業が経営し、興行、余興、出し物、見せ物といった状況であった。

一方で、平成 5（1993）年にはプロサッカー「Jリーグ」が開幕し、世間の停滞したムードが漂うなか、一躍サッカーブームが巻き起こった。いわゆるスポーツの多様化のひとつである観戦型「みるスポーツ」という概念が出現した。ヨーロッパのサッカーリーグを参考に、フェイスペイントを施した観客や、試合開始前、ハーフタイムなどのショーアップ、テレビ放送やマスコミの注目も相まって、かつての日本リーグ時代とは違い、人気を博した。これにより「する」スポーツの概念では存在しなかった、どのように試合や大会を観客や視聴者に魅せるかという観点がより強調され、当時のスポーツに大きな一石を投じたことは間違いない。

学校運動部活動では、多様な運動部活動あり方が検討され、「学校スリム化」論として、将来的には運動部活動を学校から地域に移行すべきと、日本教職員組合が基本的な見解を示し（日本教職員組合権利確立対策委員会編、

1989), 平成7(1995)年には経済同友会も、スリム化の対象のひとつとして、運動部活動を挙げ地域社会への引き受けを主張している。平成8(1996)年には、中央教育審議会が、学校スリム化の項目の中で、そして、平成9(1997)年の保健体育審議会においても、運動部活動を地域社会へ移行させる方向性を触れている。

こうした議論を受けて、文部省は、平成7(1995)年に「総合型地域スポーツクラブ」モデル事業として全国19クラブを指定し開始している。しかし、中体連や高体連の大会に出場するためには、学校の部活動に所属していなければならず、総合型地域スポーツクラブは参加できない。クラブが参加できる大会があるものの、参加数が極端に少ないばかりか、近隣でクラブ同士試合やゲームを行うことすら難しい状況にある。こうした問題の他にも、拠点となる活動場所が確保できなかったり、指導者のなり手不足、そもそもクラブとして運営することが継続されないなど、課題は山積ばかりか、クリアすることさえ困難な状況であり、運動部活動が地域社会へ移行されることはなく、学校への位置付けが続いている。

また、子どもの「個性」を重要視する方針が、この時期の教育政策によって推進されている。平成3(1991)年の中教審答申では、特定の教科・分野を重点的に評価する、部活動や点数化が困難なスポーツ活動なども適切に評価する、調査書のみ(あるいは学力試験のみ)による選抜といった、入試における「評価尺度の多元化・複数化」や、推薦入試を積極的に進める方針が示されたのである。これを受けて、文部省も同年6月に「高等学校教育の改革の推進に関する会議」を発足し、推薦入試に関して、特に部活動に関しては、「一定の定員枠を設けて、長期間にわたる又は質の高い文化活動やボランティア活動の活動歴などにより選抜を行い、調査書の学習成

績の記録や評定の成績を求めないこととする選抜を行う」といったことが示された。つまり、在学中の学力を問わずに、活動歴や競技成績のみで入学することを認めたわけである。

そして、平成2(1990)年代は、「ゆとり政策」の真っ只中でもあった。平成4(1992)年9月から、公立の小中高等学校において、第2土曜日を、その後、平成7(1995)年4月から、第4土曜日が加わり、平成14(2002)年4月から、すべての土曜日が休業となった。このように時間的なゆとりの確保は、生涯学習を進める政策の条件整備であった。しかし、昭和45(1970)年代に学校運動部活動を社会体育化しようとした動きが失敗し、そして、平成7(1995)年総合型地域スポーツクラブ化への移行についても、依然学校への位置付けが続いている状況である。

生涯学習を進める政策として、こうした条件を整えても、学校運動部活動においては、このゆとりの時間が、部活動へ費やされているだけであった。中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議の「運動部活動のあり方に関する調査研究報告書」(1997)によると、週あたりの活動日数6~7日は、中学校72.4%、高校77.8%に上り、日曜日の活動は、中学校73.9%、高校72.1%実施している結果が示されている。こうした練習時間の長時間化が過度の練習を引き起こし、過熱指導化する要因となり問題視され、学校運動部活動が混迷した時期を迎えることとなる。

一方で、生涯学習活動に期待される余暇関連市場は、レジャー白書によると平成8(1996)年のピーク時には90兆9,140億円であったにも関わらず、徐々に減少し、平成30(2018)年は69兆9,310億円と、依然減少傾向である。景気が上向いているとのことであるが、低成長期と変わらず給与所得も安定上昇が少なく、加えて先行き不安や年金不安など不透明性が高いうえ数多く存在するために、余暇活動については、より安価で手近でシン

ブルな「安近短（単）」志向が強まっているといえる。スポーツの実施についても「安近短（単）」志向が強く、多くの用具や道具を必要としないフィットネス関連がスポーツ用品市場において大きな伸び率を示している。高価な道具や用具を購入しないため、よりファッション性に富んでいたり、機能性を追求したウェアを開発したりするなど、スポーツ用品メーカーも戦略転換を図り、道具や用具に代わる売り上げを伸ばす結果となっている。

近年では、機械化やオートメーション化、IT 化に伴い、業務効率性は格段に向上されたものの、身体活動量は低下する一方である。子どもについても、凶悪犯罪や事件事故の発生件数の増加により、外遊びが減少し、加えて、公園や広場においても事故や怪我を防ぐため、スポーツや遊びが制限され、野球やサッカーなどを禁止するところも少なくない。また、情報化社会によるスマートフォンのような個人端末の普及によるゲームや仲間とのつながりが、かつての外遊びに変わるものになっている。

大人の余暇時間については、昭和 63 (1988) 年に労働基準法が改正され、週休 2 日制、就労 1 日 8 時間、週 40 時間と定められた。平成 9 (1997) 年には完全施行とし、平成 12 (2000) 年からは、「ハッピーマンデー」として、多くの祝日を月曜日に振り替え、連休を設定している。しかしながら、日本の労働時間は短縮傾向にあるとは言えず、余暇時間についても、一時期より減少傾向となっている。そして、スポーツにかかる時間も減少し、休養やくつろぎに充てる傾向が高くなっている（黒田，2012）。

6-2. 少子化と教員数の減少

現在は、少子化が叫ばれ、平成 30 (2018) 年の出生率も 1.43 と 2 年連続の低下傾向であり、出生数も最小の 94 万 6000 人にとどまった（図 3）。出生数は、昭和 49 (1974) 年

をピークに減少傾向とたどっている。同年には、「第 1 回日本人口会議」において、これまでの増えすぎる人口に対して、子どもは 2 人までとした宣言を実は出している。明治初期時点で人口が 3,300 万人であったことを考えれば、当時 1 億人を超え、50 年後には 1 億 4 千万人以上に到達することを必定とした状況下においては、そうした宣言は、予想外の全会一致と呆気ないくらい簡単且つ力強く採択された（青木，1974）という（図 4）。

したがって、これを契機に、少子化にする対策が講じられたとっていい。しかし、皮肉なことに現在となつては、この少子化推進が深い禍根として、少子高齢化という、深刻な問題となって直面している。学校運動部活動においては、少子化により、教員数も当然のことながら減少している（図 5）。

こうした状況においては、これまで昭和 45 (1970) 年から昭和 55 (1990) 年代バブル崩壊までの学校運動部活動安定期では起こりえなかった、部員不足や顧問不足問題が露呈した。部員不足とまではいかなくとも、大会出場すら危ぶまれる数にまで不足したり、教員数が減っているにもかかわらず、部活数は変わらず、全教員が部活の顧問をせざるを得ない状況に陥るのである。中体連による加盟校調査によると、平成 6 (1994) 年から比べると平成 28 (2016) 年の部活動数 0.88 倍であるのに対して、生徒数は 0.73 倍と下回っている状況にあるという。

また、全員顧問制度（実際は制度でなく慣行）を採用している中学校の割合は、平成 8 (1996) 年が 57.0% であったことに比べると、平成 28 (2016) 年は 87.5% にまで増加している。加えて、複数顧問制度（同様に制度ではなく慣行）を採用している学校もあるが、正顧問が不在の場合は、副顧問が生徒指導に当たるようなかたちであり、必ず 2 人体制で指導に当たっているわけではなく、リスクヘッジをする体制である。そして、平成 14

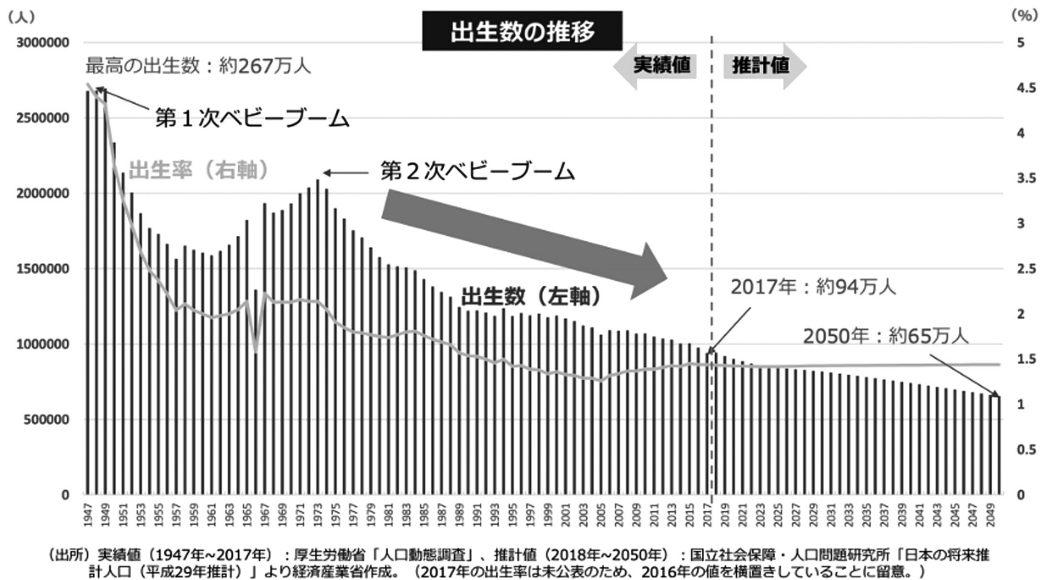


図3 出生数の推移

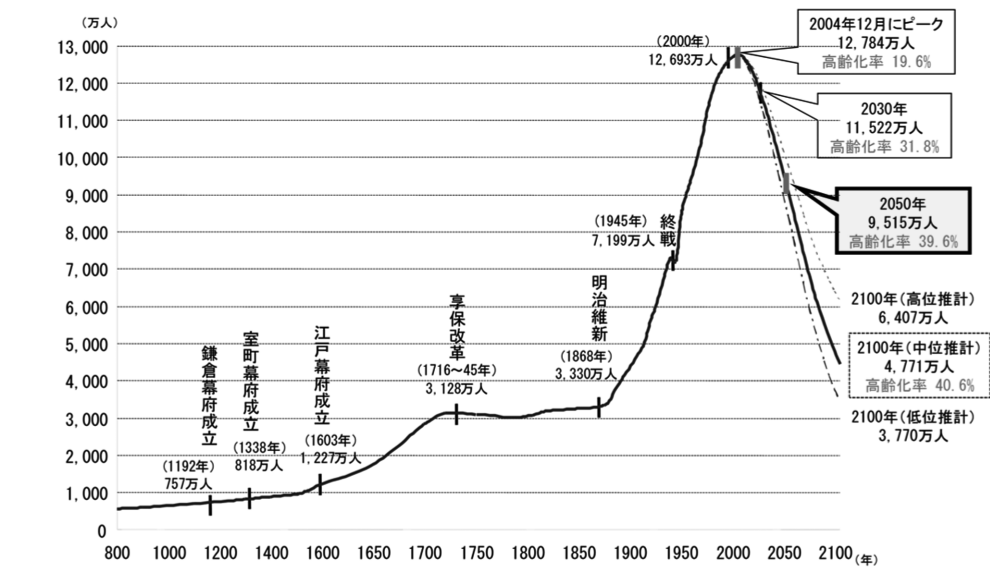


図4 人口の推移

(2002)年から中体連では、合同チーム参加規程を定め、少人数の運動部の単独チーム編成が出来ないことに対する救済措置を設けた。当初330チームであった数が平成29(2017)

年には、1000チームを超える数となっており、今後もそうした傾向が続くとしている(毎日新聞, 2018)。

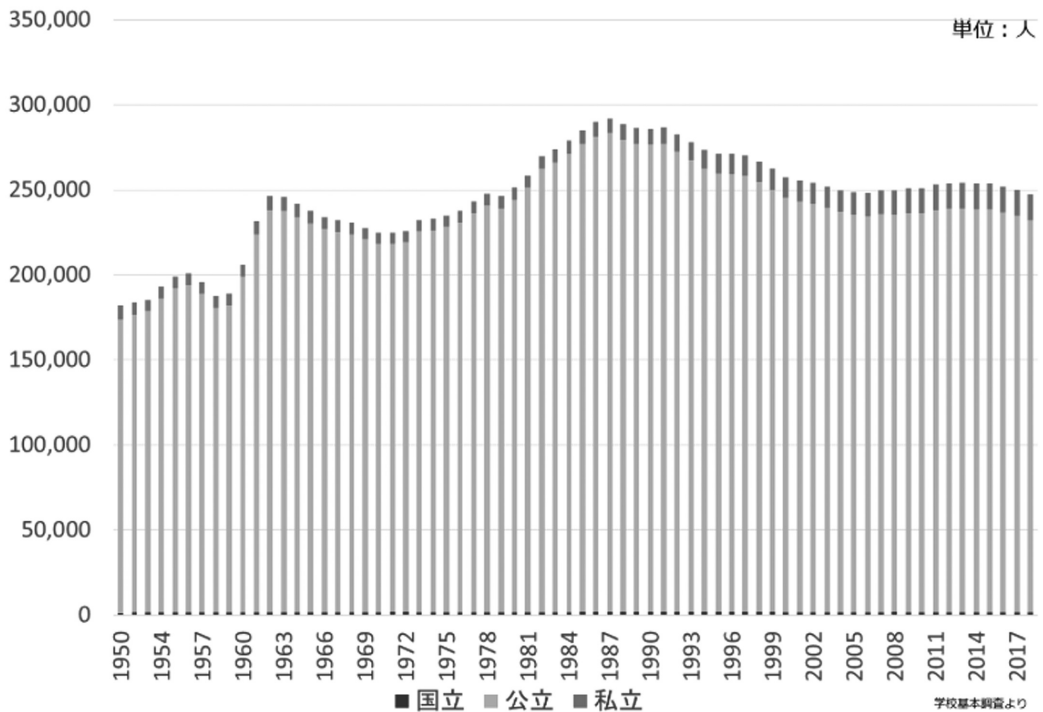


図 5 中学校教員数の推移

6-3. モンスターペアレントと不祥事・体罰・ハラスメント

Benesse 教育開発センター（2010）の調査では、数年前と比較して「学校にクレームを言う保護者」が「増えた」と回答している小・中学校の教員が 78.4% いると報告されている。こうした保護者を「モンスターペアレント」と日本で造語して呼んでいる。小野田（2011）も、本当に増えているかどうかの客観データは存在しなく、実感を持つ教職員が増えているとしている。

片岡（2014）によると、必ずしも高学歴の親ほど教師に不信感をもち学校にクレームをつけているのではなく、むしろ高学歴の親ほど多く学校に要望を出しており、多くの場合は、教師を信頼しているからこそ要望を伝えているとしている。確かに、親の高学歴化が進み、平成 2（1990）年以降大学進学率が急上昇している。一方、高卒は急激に減り、大

学進学率の推移とクロスオーバーしている。モンスターペアレントによる学校運動部活動の影響は、数々ある。旧態依然かも知れないが、指導に口を出したり、生徒の陰口を叩いたり、親同士でヒエラルヒーやカーストを構成したり、枚挙に暇が無い。

一方、教師の指導力については、両極端の傾向が見られ、平成 26（2014）年に報告された、日本体育協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査報告書」によると、実技指導が出来る教員あるいは外部指導者がいる部の割合は、中学校 86.3%、高校 81.8%であった。しかし、担当教科が保健体育でなくかつ現在担当している部活動の競技経験なしが、中学校 45.9%、高校 40.9%であった。

さらに、日本体育協会公認スポーツ指導者資格の保有状況については、中学校、高校共にほとんど持っていない結果であり、今後の資格取得意向については、取得したくないが

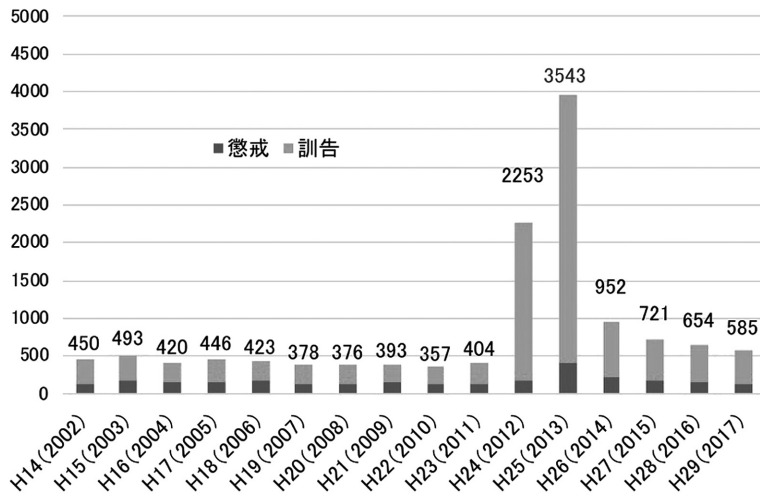


図6 体罰に係る懲戒処分等の推移(公立:教育職員)

7割近くを占める結果となった。教員が必ず有資格者である必要はないが、あまりの低さと意向の無さには驚かざるを得ない。もちろん資格がなければ、指導能力が低いことにはならないが、指導が出来ないうえに、全員顧問制度であったり、複数顧問制度であれば、負担感は間違いなく大きく、加えて、モンスターペアレントによるクレームなどがあれば、部活動顧問をやりたくないと思うのは至極当然かも知れない。

そして、体罰問題である。平成24(2012)年に起きた桜宮高校男子バスケットボール部キャプテンの自殺が、教師の体罰との因果関係が認められた。自殺前夜には30~40回殴られていたり、暴行や暴言が横行していた実態も明らかとなっている(島崎, 2014; Japan daily press, 2013)。

文部科学省の調べでは、体罰に係る懲戒処分等の推移では、平成13(2001)年度から平成23(2011)年度は「公立学校教職員の人事行政状況調査」における体罰により処分された教員数、平成24(2012)年度以降は「体罰の実態把握について」における体罰発生件数のうち、懲戒処分等を行なった件数を示して

いる(図6)。桜宮高校での体罰に起因する自殺事件を受け、平成24(2012)年と平成25(2013)年が突出しているが、平成26(2014)年には激減し、その後も減少している。事件後、体罰が明るみに出たり、怪しい案件を報告したりするケースが多くあったと思われる。

また、文部科学省は、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」通知を出したことによる結果とも推察出来る。しかしながら、それまで平成23(2011)年までのデータが判で押したような、おしなべた数字であった。そして、再び元の数値へと戻りつつある。結局は、体罰が起こった学校や、懲戒処分を受ける教師が在籍していることは、まったく不名誉なことであり、それを明るみに出さないように対処したり、あるいは内々で処理するケースは少なくなかったと推察できる。体罰に限らず、セクハラやパワハラも横行しており、中学生や高校生にとどまらず、トップアスリートや競技団体にも及んでいる。これだけ徹底し、報道などで取り上げられているにもかかわらず、今日に至っても無くない闇の深さには閉口するばかりである。

表 5 教員の仕事時間

	仕事時間の 合計	指導（授業）に 使った時間	学校内外で個人 で行う授業の計 画や準備に使っ た時間	学校内での同僚 との共同作業や 話し合いに使っ た時間	生徒の課題 の採点や添削 に使った時間	生徒に対する 教育相談に使 った時間
日本	53.9 時間	17.7 時間	8.7 時間	3.9 時間	4.6 時間	2.7 時間
参加国平均	38.3 時間	19.3 時間	7.1 時間	2.9 時間	4.9 時間	2.2 時間

	学校運営業務への 参画に使った時間	一般的事務業務に 使った時間	保護者との連絡や 連携に使った時間	課外活動の指導 に使った時間	その他の業務に 使った時間
日本	3.0 時間	5.5 時間	1.3 時間	7.7 時間	2.9 時間
参加国平均	1.6 時間	2.9 時間	1.6 時間	2.1 時間	2.0 時間

※直近の「通常の一週間」において、各項目の仕事に従事した時間の平均。「通常の一週間」とは、休暇や休日、病気休業などによって勤務時間が短くならなかった一週間とする。週末や夜間など就業時間外に行った仕事を含む。

OECD 国際教員指導調査（TALIS2013）より

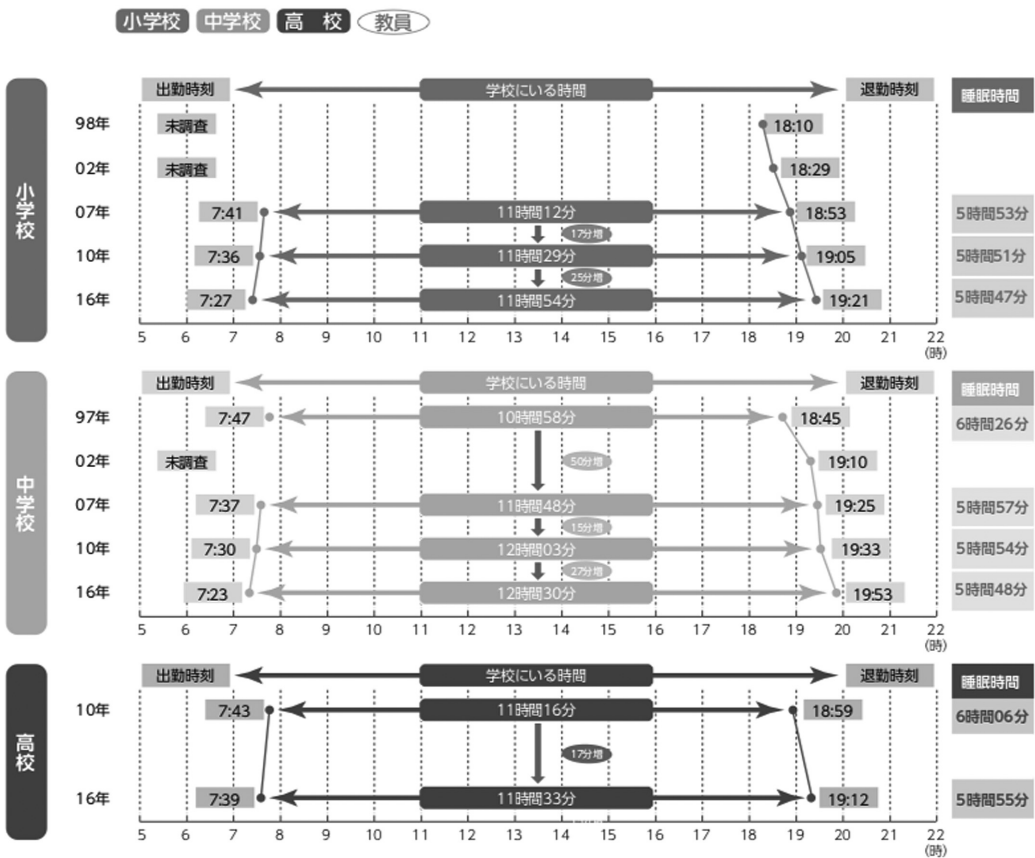
6-4. 過重労働と働き方改革

教員の過重労働については、平成 25 (2013) 年 OECD による国際教員指導環境調査の結果が有名である（表 5）。日本を含む 34ヶ国と地域による調査結果であるが、日本の教員の 1 週間あたりの勤務時間は参加国平均 38.3 時間であるのに対して、最長の 53.9 時間であった。このうち、課外活動の指導に使った時間が、参加国平均 2.1 時間であるのに対して、最長の 7.7 時間であった。ベネッセ教育総合研究所（2017）による教員の勤務実態（図 7）によると、1 日の勤務時間は中学校 12 時間 30 分、高校 11 時間 33 分であり、年々増加傾向であることが示されている。文部科学省（2017a）による教員勤務実態調査（表 6）によると、1 日あたりの学内勤務時間は、中学校のみであるが 11 時間 32 分と報告されている。いずれにしても、1 日 8 時間は超えており、残業時間 1 日あたり 3 時間 30 分としても、週 5 日で 17 時間 30 分となり、4 週間として 70 時間となり、労働基準法で定められた時間外労働規定上限 45 時間をはるかに超えることとなる。

こうした現状に鑑み、文部科学省は、平成 31 (2019) 年 1 月に「公立学校教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を示した。「学校における働き方改革」とのことであるが、仕事量も環境も人も変わっていないにも関わらず、ガイドラインを示したところで、何が変わるのでしょうか。罰則規定は無いようであるが、各教育委員会は方針等を策定することや、検証、連携、取組状況把握などを同時に示している。また、タイムカードによる記録など客観的な計測をおこなう、必要に応じ産業医に相談、自宅等への持ち帰り仕事は避けることとしている。しかしながら、平成 20 (2008) 年文部科学省は「脱ゆとり教育」として、これまで大幅に削減された授業時間を再度拡充し、小学校 6 年間では 278 時間、中学校 3 年間では 105 時間増加している。とはいえ、詰め込み型の教育ではなく、生きる力をはぐくむ教育としている。

こうしてみると、あたかも、部活動指導の時間のみが過重労働をもたらす要因であるかのように論じられているが、部活動による平日の指導時間が大幅に増えているわけではなく、多くは土日に費やした時間である。文部

学校運動部活動の構造変化(永谷)



注1)「出勤時刻」は、「出勤時刻(学校に着く時刻)」は、だいたい午前何時ごろですか」への回答を、「6時以前」を5時30分、「8時半以降」を8時30分のように置き換えて、無回答・不明を除いて平均を算出した。07年調査の「出勤時刻」は、「学校には、始業時刻の何分前に着きますか」への回答を、「始業5分前」を5分前、「それ以上前」を75分前のように置き換えて、無回答・不明を除いて平均を出し、8時15分を始業時刻と仮定して算出した(「教員勤務実態調査(小・中学校)報告書」2007参照)。
 注2)「退勤時刻」は「5時以前」を4時30分、「10時以降」を10時のように、「睡眠時間」は「4時間以内」を4時間、「9時間以上」を9時間のように置き換えて、無回答・不明を除いて平均を算出した。「学校にいる時間」は、出勤時刻の平均から退勤時刻の平均までの時間を計算したもの。

図7 出勤時刻・退勤時刻・学校にいる時間・睡眠時間(平均時間、経年比較)

ベネッセ教育総合研究所：第6回学習基本調査 DATA BOOK 教員の勤務実態と意識(2016年)より

表6 教員の平均的な勤務状況

		小学校	中学校
定められている勤務開始・終了時刻		8：15～16：45	
出勤・退勤時刻の平均	(平均年齢 41.1 歳)	7：30～19：01	7：27～19：19
1 日当たりの学内勤務時間		11 時間 15 分	11 時間 32 分
教員※の 1 年間当たりの有給休暇の平均取得日数		11.6 日	8.8 日

◇通勤時間は教員 ※(校長・副校長・教頭含む)の約7割が、30分以内

文部科学省：教員勤務実態調査(平成28年度)の分析結果より

科学省の教員実態調査においても、平日の部活動時間は平成 18（2006）年の 34 分から平成 28（2016）年は 41 分と 7 分増に過ぎない。むしろ、平成 25（2013）年 OECD 調査結果においても、一般事務作業に使った時間が 5.5 時間であるように、平日で勤務時間が増加しているのは、「授業」、「授業準備」、「成績処理」、「学年学級経営」である。教員数が減り、仕事量が変わらなければ、一人当たりの仕事時間が増えるのは必然である。少子化により相対的に仕事量が減っているという指摘も当てはまらなくはないが、部活動を教員の過重労働のスケープゴートに仕立てるのは、間違いであり、あくまでさまざまな要因が重なり合った結果であるといえる。

6-5. 2 度目の東京オリンピック開催

令和 2（2020）年に日本で 2 度目の夏季オリンピックが東京で開催される。昭和 39（1964）年に初めて開催した年から数え、実に 56 年ぶりの開催となる。開催が決定されたのは、平成 25（2013）年 9 月 7 日（現地時間）IOC 総会でのことである。溯れば、平成 23（2011）年 5 月 16 日に、2020 年夏季オリンピック開催地選考スケジュールを発表し、立候補地の申請を受け付けた。さらには、日本の立候補地を決定するにあたり、日本国内での選考は、平成 18（2006）年から、平成 28（2016）年開催への立候補を見込み、東京の他、福岡と札幌が立候補していた。札幌はその後見送り、福岡との一騎打ちとなった。そして、最終的には福岡の用地買収に苦慮していたこともあり、東京が圧勝し日本の候補地と決定している。しかしながら、平成 28（2016）年の開催地には落選し、再度立候補した 2020 年の開催地に決定された。

超党派で構成されるスポーツ議員連盟は、平成 19（2007）年より、「新スポーツ振興法制定プロジェクトチーム」を設置し、スポーツ振興法の見直しに関する議論をすでに重ねて

いた。同年教育再生会議「第三次報告」において、スポーツ振興に関する国の責務の明確化が提言され、翌平成 20（2008）年には、新スポーツ振興法制定プロジェクトチームに有識者からなる「アドバイザリーボード」を設置し、9 回にわたり審議している。民主党新政権に変わり、バブル崩壊から約 20 年、日本経済の低迷とリーマンショックによる大きな傷跡に、再びこの国が輝きを取り戻すべく、平成 21（2009）年 12 月に新成長戦略の基本方針を閣議決定した。各省に対して、具体的な施策の検討を指示し、文部科学省においては、「スポーツ機会の拡大による成長力の発揮」を掲げ、「スポーツ・ツーリズムの推進」、「スポーツ医科学による健康長寿への先行投資」、「地域密着型スポーツクラブ」による自発的・持続的な健康作りの推進、「地域のスポーツ人材活用で子どもの体力向上・育児支援」を施策として示している（斉藤，2011）。

その後、超党派国会議員団により、スポーツ立国戦略が検討され、平成 22（2010）年には、「スポーツ立国戦略」を策定した。平成 23（2011）年に、「スポーツ振興法」が 50 年ぶりに改定され「スポーツ基本法」が制定された。スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるものである。従前のスポーツ振興法は、昭和 39（1964）年に開催される東京オリンピックを控えて、施設整備に主眼が置かれたものであったのに対し、今回は、スポーツによる立国、国家戦略として、スポーツに関する施策を推進することとなっている。

とくに、スポーツ庁の創設を附則に規定し、厚生労働省から障がい者スポーツの事業を移管し、一元的にスポーツ行政を推進していくとするものであった。そして、スポーツ基本法に基づき、具体的な計画を示した「スポーツ基本計画」が平成 24（2012）年に策定

表 7 S36 (1961) 年以降の主なスポーツ関連施策

年	項 目
S 36 (1961)	スポーツ振興法制定
S 39 (1964)	東京オリンピック開催
H 13 (2001)	スポーツ振興基本計画策定
H 18 (2006)	H 28 (2016) オリンピック開催地立候補落選 (東京)
H 19 (2007)	新スポーツ振興法制定プロジェクトチーム設置
H 20 (2008)	アドバイザリーボード設置
H 21 (2009)	新政権による新成長戦略の閣議決定
H 22 (2010)	スポーツ立国戦略策定
H 23 (2011)	スポーツ基本法制定
H 24 (2012)	スポーツ基本計画策定
H 25 (2013)	東京オリンピック開催決定
H 27 (2015)	スポーツ庁新設
R 02 (2020)	東京オリンピック開催

され、10 年を見通した計画的な取組を体系化している。その後、平成 27 (2015) 年 10 月にスポーツ庁が新設された。文部科学省のスポーツ・青少年局を母体とし、学校体育室も政策課の一室として位置付けられている。文部科学省からは外局となり、中学校や高校に関する行政は、基本的に初等中等教育局が所掌することとなる (表 7)。

平成 13 (2001) 年に中央省庁改編を敢行している。縦割り行政による弊害をなくし、内閣機能の強化、事務および事業の減量、効率化することなどが挙げられ、1 府 22 省庁が、1 府 12 省庁に再編された。高度経済成長期より膨らんだ組織と財政難への対応から、継続的に検討がなされてきたものである。独立行政法人化や郵政民営化、国立大学法人化、社会保険庁廃止もあり、国の行政機関の職員数は減少し、スリム化は成功していると言える (内閣官庁行政改革推進事務局, 2006)。ところが、平成 19 (2007) 年に防衛省が総理府と内閣府の外局から移行し、スポーツ庁にお

いても、新設というかたちとなった。国家予算として歳出は減ることが無く、債務は増え続け、減る傾向に無い。

6-6. 競技化・高度化への再傾倒

前項のスポーツ基本法の制定からスポーツ庁の新設までの流れと、令和 2 (2020) 年に開催される東京オリンピックは、関係が深いことは明らかである。時限的ではあるが、オリンピック・パラリンピック課が設置され、オリンピック・パラリンピックムーブメントの推進 (Sport for Tomorrow の推進等)、2020 年大会に向けたスポーツ団体等との調整を行うこととしている。また、競技力向上課がそのままの課名で引き継がれているが、内容はより選手強化への支援や、医科学を活用した競技力向上策の開発に特化したかたちとなっている (川人・渡辺, 2015)。競技力向上に関する予算計上も年々増加傾向ではあるが、割合自体は多く、約 7 割程度を推移しているが、あまり変化は無い。むしろ、学校体育予算が

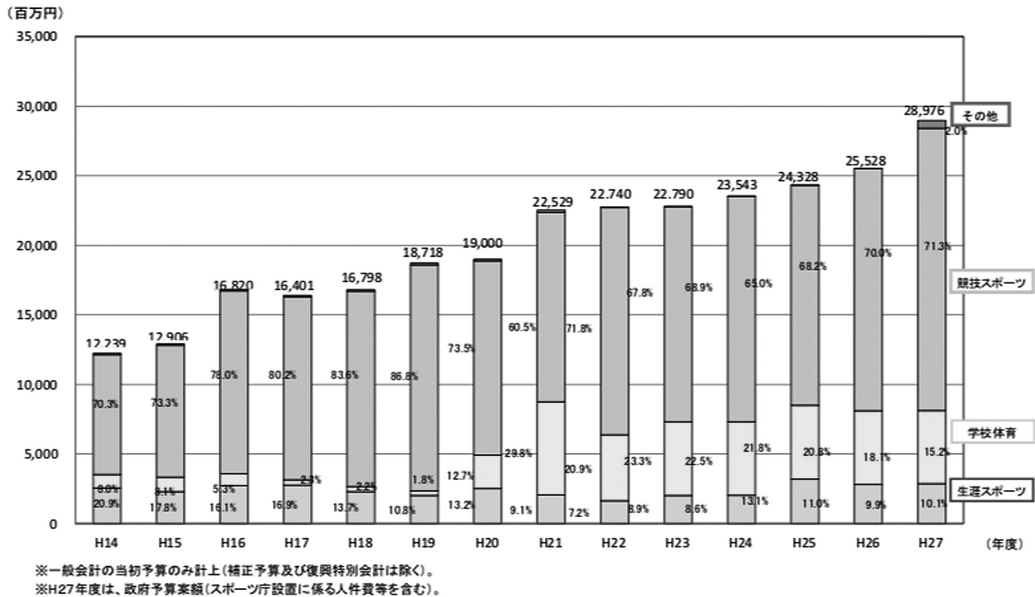


図8 文部科学省における競技スポーツ・学校体育・生涯スポーツ関係予算の推移

ここ10年ほど約15～20%程度を占めていることもあり、全体的に増加傾向となっている。令和元(2019)年度予算においては、350億円と過去最高を計上している(図8)。

これが何を意味するかは、火を見るより明らかである。昭和39(1964)年東京オリンピックでは、競技場などのインフラ整備に多くの予算がつぎ込まれているが、過去最高数の金メダルを獲得していることも事実である。令和2(2020)年東京オリンピックに関しても、スポーツ立国調査会の事務局長を務めた遠藤利明氏が文科副大臣時代に設置した私的諮問機関「スポーツ振興に関する懇談会」平成18(2006)年12月における報告書「スポーツニッポン国家戦略としてのトップスポーツ」において、次のようにはっきりと明言がなされている。例えば、「国家として取り組む以外に、世界のトップスポーツの中で日本が成功する道はない」、「日本は『国際社会における真の先進国』であり、その『国力』と『プレゼンス』を高めるためにトップスポー

ツがオリンピック大会などで『メダルを獲得する』ことが重要」、そして、「財政的には当面の目標として文化庁予算と同等の1,000億円をスポーツの育成に投資する」としている。

当時は、民主党政権下による「事業仕分け」がなされたこともあり、仕分け人がマイナーなスポーツへの補助の必要性に疑問を呈する発言を行ったこと(読売新聞, 2009)や、オリンピックのメダリストが判定結果に反発して記者会見を行ったことは大きな話題となった(玉木, 2010)。その結果、一時期の競技スポーツ予算は減額されたものの、総額が増えたこともあり、徐々に増加傾向に戻り、ここ数年は、一気に増額することとなった。

メダル獲得数で競技力の成果を計ることは、競技特性もあり正確とは決して言えないうえに、スポーツ庁の競技力向上策として各競技団体へ配賦予算が、プロ選手が出場するテニスや野球に重点支援A指定されていることや、最重点支援とされるS指定が個人スポーツのみであり、ガバナンスやパワハラで批判

を受けた体操とレスリングもS指定であることなど、偏向を指摘する声も上がっている(鈴木, 2019)。ともあれ、令和2(2020)年東京オリンピックにおいても、平成28(2016)年リオデジャネイロオリンピックでの41個を上回る過去最多を超えるメダル数の獲得、金メダル獲得数ランキング5位以上(昭和36(1964)年東京大会では16個で第3位、平成16(2004)年アテネ大会では同じく16個で5位)を掲げている(文部科学省, 2012)。これは、昭和36(1964)年開催東京オリンピック時に引き起こした、明らかに、競技化・高度化への再傾倒となっている現状と言える。

6-7. 学校運動部活動における体育とスポーツのダイナミズム

明治初期の【創成期】から、競技性が高まったり、学業が疎かになったりする度に、文部省が通達などにより、教育的な行政指導として引き戻している。しかしながら、戦時体制下を除けば、一定期間の経過でその効果がなくなる頃、再び競技性が高まったり、高度化へ振れ戻る繰り返しである(表8)。また、あるいは時代が安定し生活に余裕が出来たり、経済状況が悪化したり、社会情勢の変化(表9)もPush・Pull要因として影響を及ぼし、ダイナミックに学校運動部活動を揺れ動かしてきた。

学校運動部活動として、少なくともスポーツ活動を行い、大会に出場すれば、自ずと競技性が表出される傾向が強くなる。【創成期】において、学校における課外活動として、自由意志自発的活動として創設されたにもかかわらず、スポーツの競技性は非常に強く、学校間の対抗戦にとどまらず、極東選手権大会やオリンピック出場となれば、競技性が高まるのはやむを得ない。戦後【復活期】において、GHQによる統制がありながら、対外競技基準が緩和されるに従って、競技に振れてい

くことが明らかである。

また、(表9)に示した、余暇とレジャーの変容と、体育・スポーツの状況においても、学校運動部活動の【創成期】においては、娯楽であり、スポーツも西洋起源の新たな活動が、当時の学校に通うことが出来る学生を中心に拡大されていったといえる。戦時期に入ると厚生に、戦後GHQの統制下においては、レクリエーションに変容するが、GHQは明らかにスポーツも大衆化させるべく、統制していた。しかし、高度経済成長期に入ると、明らかに生活水準は向上し、余暇やレジャーに変容している。そして、学校運動部活動は【安定期】を迎えるが、それ以外においても、ママさんバレーやゴルフ、テニス、スイミングといった一般社会人にスポーツ活動が浸透するなど、まさに、経済状況や社会情勢が、それぞれの変容に大きな要因として影響を与えている。

バブル崩壊以降から現在までの学校運動部活動の【混迷期】は、概ね不景気で低成長であった。加えて、少子化や高齢化が社会問題化した。そうしたなかPUSH要因であるはずの文部省通達が平成13(2001)年に出されているが、これまで対外試合の制限が回数こそ同じであるが、原則化された。これは、むしろPULL要因に作用し、高校生では年2回に加え、国体や全てのカテゴリーが出場できる全日本総合選手権大会(天皇杯・皇后杯)などを加えると、年4回の出場さえ可能な状況と化した。当然のことながらその予選を各都道府県で実施するとなると、更なる過密日程は避けられない。すでに、こうした状況は、各競技種目で起こり始めている。限られた強豪校であっても、複数チームで出場する大会を分けてみたり、控え選手中心で出場してみたりなど、学校間の競技力や選手層、あるいは公立と私立間での格差が広がるだけでなく、大会出場にすら対応しきれなくなっている。

一方で、歯止めをかけるべく、スポーツ庁

表 8 学校運動部活動の体育（教育）とスポーツ（競技）の揺れ動き

	体育 (教育)	← 学校運動部活動の揺れ動き →	スポーツ (競技)
【創成期】 明治5(1872)年 明治26(1893)年	学校における課外活動 自由意志自発的活動 高等師範学校校長 嘉納治五郎による “教育的に”課外活動の奨励		日本人オリンピック初出場(M45)
【普及期】 昭和初期 軍事体制期	課外のスポーツに関する訓令(T19:文部省訓令) 自主的活動で教育的配慮を怠らない注意 野球統制令(S7:文部省訓令)/全国大会を2回に“制限” 国家総動員法(S13) 学校報国団へ改組(S15)		第5回ストックホルム大会 樺東選手権大会出場(T2) 明治神宮大会開催(T13) (国民体育大会)開催
【復活期】 昭和20(1945)年	対外競技の基準(S21:文部省通達)“民主主義的”体育振興の原動力、具体的な全国大会回数には“触れていない” 学校の対外試合について(S23:同通達) “対外試合よりも校内競技”、“地方大会に重点・全国大会は年1回” 学校の対外競技について(S29:同通達) 中学生の対外競技が府県内、習治なしの範囲になる 学校の対外運動競技について(S32:同通達) 高校の競技会においては教育関係団体以外の団体も可へ 学校の対外運動競技について(S36:同通達) 競技団体から基準緩和の要請が高まる		スポーツ振興法制定(S36) 東京オリンピック開催(S39)
【安定期】		児童生徒の運動競技の基準(S44:同通達) 学校教育活動としての対外運動競技と学校教育活動以外の対外運動競技に分けられ、 中学生でも競技水準が高く選抜して行う全国大会出場は、学校教育活動内外でそれぞれ年1回ずつ認められた 児童・生徒の運動競技について(S54:同通達) 高校生の全国大会が年2回まで認められた	
【混迷期】		児童生徒の運動競技について(H13:同通達) 対外競技の基準廃止、中学生は年1回程度、高校生は年2回程度と制限がなくなった 複数校合同チーム参加(H14:高体連、中体連) 部員数減少に伴い、勝利至上主義でない複数校合同チームの参加を認める	
現在 平成30(2018)年	部活動指導員(外部指導員)制度化(H27:スポーツ庁) 運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン(H30:スポーツ庁) 週2日以上の休業日設定、平日2時間程度休業日3時間程度の練習時間、参加資格の在り方、大会規模日曜等の見直し		

表 9 余暇・レジャーの変容と社会情勢，体育・スポーツの状況

時代区分	用語・活動の変容	おもな社会情勢	体育・スポーツの状況
1800 年後半 明治初期 【創成期】	娯楽 歌舞伎 浮世絵 音曲 柔道 相撲 撃剣 テニス クロケータ ベースボール フットボール	明治維新(1868 M 1 年) 江戸期の延長上 近代化政策による西欧の文物 学制公布(1872 M 5 年) 各学校令が施行され初期の学制がほぼ整備(1890 M 23 年)	西欧起源の新しいスポーツ活動 遊戯会 運動会 体操伝習所創設(1878 M 11 年) 大学別対抗戦開催 学校による運動・スポーツ活動の奨励 高等師範学校校長嘉納治五郎の影響 大日本体育協会(現在の日本体育協会)発足(1911 M 44 年)
1900 年初期 大正期 【普及期】	娯楽 活動写真(映画) スウェーデン体操 教練 遊戯 競技スポーツ	大正デモクラシー 産業社会の発展 民衆娯楽が根を下ろす 週刊誌 ラジオ 余暇善用論の展開 権田保之助による娯楽禁圧統制の反対運動	第5回ストックホルムオリンピック大会日本人初出場 金栗四三、三島弥彦出場(1912 T 1 年) 小学校体操教科書による体育 (家庭体育、学校体育、軍隊体育、社会体育)(1921 T 10 年) 明治神宮体育大会(現在の国民体育大会)(1924 T 13 年)
1931 年～ 昭和初期 戦時時期	厚生 厚生運動 心身鍛錬 体力強化 体位向上	世界金融恐慌の広がり 厚生省創設(1938 S 13 年) 余暇生活の健全化や健全娯楽の普及目的 第2次世界大戦勃発(1939 S 14 年)	厚生大会の実施 日本版レクリエーション運動 学校運動部活動(校友会)の学校報国団化

学校運動部活動の構造変化(永谷)

時代区分	用語・活動の変容	おもな社会情勢	体育・スポーツの状況
1942 年～ 1960 年代 戦後復興期 【復活期】	レクリエーション レクリエーション スポーツ ボウリング バレーボール ギャンブル パチンコ	終戦 (1945 S20 年) 日本レクリエーション協会発足 (1947 S22 年) 人並みの生活を求める 休息 気晴らし 歓楽街 享乐的	文部省体育局に学校教育と社会教育を 集約 (1946 S21 年) 職場レクリエーション スポーツ振興法制定 (1961 S36 年) 東京オリンピック開催 (1964 S39 年)
1970 年代 高度経済成長 後 【安定期】	余暇 マス・レジャー ゴルフ テニス プロ野球	万国博覧会開催 (1970 S45 年) 余暇開発センター設立 (1972 S47 年) 通産省余暇白書発表 (1973 S48 年) 第1次オイルショック (1973 S48 年) 余暇の社会問題化 生活の向上 目的意識の向上 余暇開発センターレジャー白書創刊 (1977 S52 年) 観光 施設整備 国内旅行の増加	第1回ママさんバレーボール大会開催 (1970 S45 年) 札幌冬季オリンピック開催 (1972 S47 年) ゴルフ練習場急増 大衆化 テニスブーム 王貞治本塁打世界記録達成 (1977 S52 年) プロ野球人気絶頂ピーク
1980 年代 低成長期	レジャー 健康スポーツ スイミング フィットネス スキー キャンプ	モスクワ五輪ボイコット イランイ ラク全面戦争 週休2日制の提唱 (1980 S55 年) 楽しさの追求 余暇のレジャー化 テーマパーク リゾート 多様化 東京ディズニーランド開園 (1983 S58 年) 総合保養地域整備 (リゾート) 法制定 (1987 S62 年) 改正労働基準法制定週 40 時間へ (1988 S63 年) ベルリンの壁崩壊 消費税導入 (1989 H1 年)	スイミングクラブの急増 フィットネスクラブの設置ピーク (1988 S63 年) スキー場 キャンプ場の急増 ゴルフ場開発再来
1990 年代 平成初期 バブル経済期	ニュー・レジャー アウトドアスポーツ ツーリズム ニュースポーツ スノーボード	公務員完全週休2日制実施 (1992 H 4 年) 個性や価値を重視 個人志向 自己開発 文化創造 社会貢献 アウトドア志向 国内早期割引航空運賃制度導入 (1995 H7 年) 消費税5%引き上げ (1997 H9 年) 特定非営利活動法人 NPO 法成立 (1998 H10 年)	大型屋内スキー場ザウス開園 (1993 H5 年) 大型屋内プールシーガイア開園 (1993 H5 年) プロサッカーJリーグ開幕 (1993 H5 年) スノーボード人気 サッカー W 杯フランス大会日本初出場 (1998 H10 年) 長野冬季オリンピック開催 (1998 H10 年) 総合型地域スポーツクラブ事業開始 (1995 H7 年) サッカーくじ toto 制定導入 (1998 H10 年)
2000 年代 バブル経済崩 壊後 【混迷期】	サブ・レジャー 生涯スポーツ 軽スポーツ みるスポーツ ジョギング 登山	コンピューター 2000 年問題 アメリカ同時多発テロ (2001 H13 年) 情報化社会 スマートフォン SNS さとり世代 自己肯定感 共有感 リア充 政権交代民主党政権誕生 (2009 H21 年) 東日本大震災発生 (2011 H23 年) 先行き将来不安 安近短 消費控え 消費税8%引き上げ (2014 H26 年)	スポーツ振興基本計画策定 (2000 H12 年) サッカーワールドカップ日韓大会 (2002 H14 年) プロ野球再編問題 (2004 H16 年) スポーツ立国戦略 (2010 H22 年) スポーツ基本法制定 (2011 H23 年) 女子サッカーワールドカップ日本優勝 (2011 H23 年) 2020 東京オリンピック開催決定 (2013 H25 年)

は、平成 30 (2018) 年には、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを出している。あくまで通達ではなく、ガイドライン

であり、両者法的拘束力には欠けるものの、その効力の差は大きく、ガイドラインとしたスポーツ庁の曖昧さは、まさに学校運動部活

動の位置付けを象徴しているかのようである。このガイドラインでは、(1)適切な運営のための体制整備、(2)合理的かつ効率的・効果的な活動推進のための取組、(3)適切な休養日等の設定、(4)生徒のニーズをふまえたスポーツ環境の整備、(5)学校単位で参加する大会等の見直しを挙げている（スポーツ庁、2018e）。

大きなポイントとしては、週 2 日以上休養日を設けること、1 日の活動時間を平日 2 時間、休日 3 時間程度までとすることである。しかしながら、今さらもってのガイドラインである。溯ること約 20 年前、平成 9（1997）年には、運動部のあり方に関する調査研究報告書において、同様の休養日設定提案をすでにしていたのである（文部科学省、2013a）。このときは例示、参考にとどまっているが、もはや守らなくてもよく、守らない学校や部活動に対して、制限や罰則を設けることなどをしていなかったため、無法化していた。本来は法令を遵守し、そもそもスポーツマンであればルールを守るべきである。しかし、もはや性善説に立った、教員の善意に頼るかたちでは立ちゆかなくなっていることが露呈したとも言える。

そこで、文部科学省も、外部指導員の活用と、地域スポーツクラブとの連携も打ち出している。外部指導員を活用は、平成 8（1996）年に生涯学習審議会答申において「地域における生涯学習機会の充実方策について」検討されたことに始まっている。外部指導員を活用することで、教員の指導時間が肩代わりされたり、より専門的な指導が受けられるなど、メリットも多いが、技術指導のみで生活指導などがなされない、学校生活との一貫指導が出来ないなど、デメリットも指摘されている（青柳他、2015、2017）。しかし、自治体で予算を確保したり、スポーツ庁も令和元（2019）年度では、10 億円の予算を全国約 3 千校に 9 千人の指導員を配置出来るよう、計上してい

る。

地域スポーツクラブとの連携についても、かつて、昭和 45（1970）年代の【安定期】において、学校運動部活動の社会体育移行が模索され、結局は学校が引き受ける歴史があった。平成 7（1995）年に文部省による、総合型地域スポーツクラブモデル事業が始まり、平成 30（2018）年現在では、3,599 クラブが全国に設立されている。運動部活動との連携が叫ばれたのは、平成 25（2013）年、運動部活動のあり方に関する調査報告書においてである。それまでも、部活動と総合型地域スポーツクラブが連携して活動している事例は数多くある（永谷、2015）。しかし、人口が少ない小学校、中学校、高校がそれぞれ 1 校ずつしか無いような町であったり、クラブ側の強力なリーダーシップによって、事業展開がなされていた事例であるとか、貴重な事例である（永谷、2015）。現状を変革していくうえで、ある程度の一般性や恒常性が無ければ、50 年前と同じ轍を踏むこととなる。

そして、平成 14（2002）年に、全国中体連と高体連が、社会的要請があることを受け規定した、複数校合同チームによる大会参加である。部員数減少が深刻な状況にある学校が増加したことを受けての規定である（中体連、2019b；高体連、2019b）。あくまで少人数の運動部による、単独チーム編成が出来ないことに対する救済措置であり、部活動に取り組む生徒の大会出場の機会を提供するための教育的配慮に基づくものであるとしている。練習場所や時間確保が難しく、そもそも部員数が少ない学校同士が合同化したため、練習も効率的ではないなどの問題（桑野、2013）も孕んでいるが、好意的に受け止められた。

平成 14（2002）年の中体連における合同チーム数が 330 チームであったのに対して、平成 30（2018）年では、1,331 チームへ急増している。こうした背景には、部員数減少とともに、学校の統廃合数も注視しなければな

学校運動部活動の構造変化(永谷)

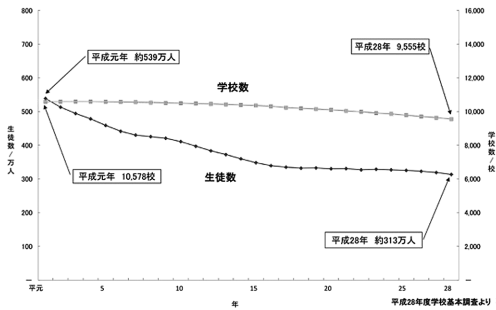


図9 公立中学の生徒数・学校数

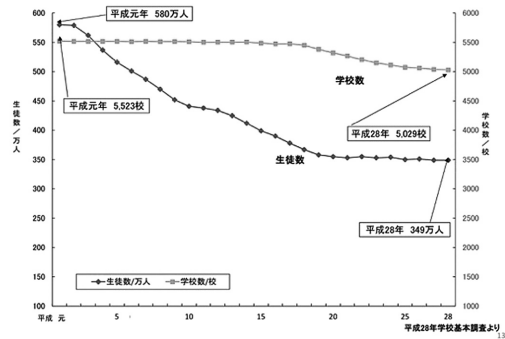


図10 公立高校の生徒数・学校数

らない。平成元（1889）年と平成28（2016）年を学校基本調査により比較すると、公立中学校数は10,578校が9,555校へ、公立高校数は5,523校が5,029校へ減少している（図9、10）。もはや、各学校でこれまでの部活動数を維持していくことは、相当困難である現状が浮かび上がっている。

第7章 学校運動部活動の多様化

7-1. 生徒のニーズに応じた学校運動部活動

こうした現状から、スポーツ庁では、運動部活動顧問となる教師の長時間労働につながり、競技経験等のない教師により、生徒が望む専門的な指導ができないなどの課題があるとの見解を示し、運動部活動のあり方に関して、抜本的な改革に取り組むとしている。さらに、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点で、運動部活動が、地域、学校、競技種目に応じた多様な形で最適に実施されることを目指している。

そこで、まず、平成25（2013）年5月には「運動部活動での指導のガイドライン」を作成した。このガイドラインは、大阪市立桜宮高校における体罰事案を受けての内容が中心であるが、顧問教員だけに運営や指導の一任することは避け、学校全体で指導体制を整えることなど、効果的、計画的な指導を求めて

いる。その後、平成30（2018）年3月に「運動部活動等に関する実態調査報告書」を公表し、生徒の健全な成長の促進や教員の業務負担軽減の観点から、運動部活動の運営の適正化に向けて検討を行うため、運動部活動等の活動実態や教員、生徒、保護者等の意識を把握している。その結果として、「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」を策定につなげている。

そして、そのガイドラインに基づき各都道府県教育委員会等で方針が策定されているかどうか、フォローアップ調査を平成30（2018）年8月に実施し、徹底を図ろうとしている。ガイドラインに基づく、各都道府県レベルでの方針策定状況は、同年10月1日時点では、中学では100%、高校も97.9%とほぼすべてで策定されているが、政令指定都市、市区町村レベルになるほど策定状況は低下し、学校法人（私立学校）では、中学43.2%、高校37.0%程度で半数にも及んでいない。

日本スポーツ協会や各競技団体もガイドラインが示された後、あるいは、それ以前からも、今日的な学校運動部活動の状況に対して、対策などを講じている。例えば、日本体育協会は、平成26（2014）年7月に「学校運動部活動指導者の実態に関する調査」を実施し、報告書を発表している。日本陸上競技連盟、日本サッカー協会、日本バスケットボール協

会、全日本柔道連盟、全日本剣道連盟も運動部活動用指導手引きを作成している。キーワードとして目立つのは、「合理的」、「短時間」、「効果的」、「効率的」、「自主的」であり、そのうえで、具体的な指導方法であったり、練習計画などが、かなり詳細に示されている。したがって、競技経験者はもちろんだが、競技経験がない教員でもある程度は指導可能な内容となっている。

一方で、現状の運動部活動を改革する、あるいは見つめ直すだけでなく、例えば、少年団や総合型地域スポーツクラブとの連携であったり、競技志向でなく、季節毎に実施するスポーツを変えたり、レクリエーション志向で楽しんだり、あるいは、体力づくりやトレーニングといった、既存のかたちに縛られない部活動もいくつかみられるようになった。スポーツ庁による平成 29（2017）年発表の「全国体力・運動習慣等調査」によると、運動部や地域のスポーツクラブ所属していない中学生が運動部活動に参加したいと思う条件として、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことが出来る」、「自分のペースで行うことが出来る」、「友達と楽しめる」、「練習日数、時間がちょうどよいくらいである」ことを挙げている。「部活動等として運動やスポーツを行いたくない」との回答は多くない。友添秀則は、こうした結果に対して、つまり、自分の興味の対象外であり、自分のペースで出来ないことが理由である。したがって、子どもたち（中学生）のニーズに応えることで運動部参加率が上がる可能性が高いと指摘する（日本スポーツ協会、2018）。従来の旧態依然とした部活動ではなく、より多様化した活動形態も現在のニーズに応えるためには必要であるということである。

そこで、多様化する運動部活動の事例をいくつか取り上げ、その検証を試みる。

7-1-1. 公立学校運動部活動における取り組み①

運動部活動改革に積極的な取り組みをしている事例として、まずは、公立中学校における事例を取り上げる。北海道伊達市は人口約 3 万 5 千人、高等学校数 2 校、中学校数 2 校である。道内でも比較的温暖な地域で冬期間の積雪量も少ない。有珠山の麓、噴火湾に面しており、市域の全てが洞爺湖有珠山ジオパークとなっており、一部は支笏湖洞爺国立公園にもなっている。北海道伊達市立伊達中学校は、生徒数 579 名学級数 22（平成 31（2019）年 4 月 31 日現在）で市内 3 校では最も大きく、中心部にも近い。コミュニティ・スクール制度が導入され、学校運営協議員として保護者や地域の方々と学校運営参画、助言する仕組みがあるが、スポーツに特化したっているわけではないごく一般的な中学校である。

サッカー部は、平成 26（2014）年全国中学校サッカー大会において、上位は並み居る私立中学のなか準優勝に輝いた。公立中学校の指導者に勇気と希望を与え、北海道においても初の快挙となった。そこで、どのような取り組みがなされているか注目され、スポーツ庁による、中学校の部活動取り組みに関する事例発表で報告された。本項では、スポーツ庁による公開資料、および日本サッカー協会機関誌 JFA News No. 408 号、学校要覧、コミュニティ・スクール通信、学校運営協議会報告書を参考に、検討するものである。

伊達中学校は、全校生徒のうち部活動加入率は 90% を占めている。部活動に関する伊達中学校のルールは、5 つであり、(1)各部活動は複数顧問体制、(2)学校行事（旅行的行事、学校祭、運動会、市教育研究会、参観日、互助会レクなど）は部活動停止、(3)定期テスト 5 日前は部活動停止、(4)職員会議、校務部会、学年部会、校内研修などの会議中は部活動待機（ミーティング・課題学習）、(5)成績処理、

点検業務などは部活動停止である。中学生の現状や学校体制を考えるとやはり、多くの練習量を確保することは出来ず、負担は怪我や障害に原因にもつながり、学習時間や私的時間の確保が困難な状況となり、自ずと練習時間や内容、休養日などの改善が必要となっていた。

そこで、サッカー部独自のルールとして、(1)選手の意識改革、(2)部活動ルーティンの確立と「量より質」の追求を掲げた。選手の意識改革では、日常生活を変えることをテーマに、規則正しい生活やリズムの徹底、時間を大切にする意識、食事や睡眠、道具などの自己管理の徹底、キャプテン、副キャプテンと昼休みの練習内容の確認など、ごく当たり前のような内容ではあるものの、徹底を図り、継続を試みている。部活動ルーティンの確立と「量より質」の追求では、選手の自立を促す指導をテーマに、平日の練習では20分から30分の練習やドリル、反復やミニゲームなどをメニューとし、土日祝日の練習では公式戦、練習試合、ゲーム形式を行いながらも午前か午後の半日としている。

休養日は、週2～3日設け、長期休業中においても2時間程度としている。こうした取り組みによる生徒の変化は、学校生活や家庭生活のリズムが整い、メリハリある生活が出来るようになったこと、勉強と部活動の両立に努力するようになったこと、生徒会役員や専門委員、学級長などを務める生徒が増えたこと、自ら考えて動く姿勢や自主的、自発的な行動が増えたこと、自分で状況に応じて判断し、責任を持って行動するようになったこと、サッカー部の発信と影響で学校全体の雰囲気の前向きに変化したことなどが挙げられている。

サッカー部顧問・監督のリーダーシップや行動力が長けていたことは間違いない。伊達中学校に赴任する以前にも、公立中学校ながら、後にJリーグに所属するような選手を育ててきた実績がある。そして、以前にも全国

中学でベスト4入りも果たしている、いわゆる名将である。しかし、個人の能力や努力だけでなく、複数顧問体制で対応することなど、学校全体として部活動のルールを定めていることも大きく影響していると思われる。生徒の学習時間や私的時間を確保することは、教員の仕事時間や私的時間を確保することにもつながるものである。生徒も教員も日常を変え、時間を有効に、量より質を心がけ、綿密に計画的に実施したことにより、公立中学ながら全国準優勝を勝ち得た成果は、非常に価値あるものと評価される。中学校段階では技術面体力面が未熟であることから、限られた時間を有効活用しながら、長期的な視点での戦術指導を心掛ける必要がある(日本サッカー協会, 2018)。

7-1-2. 公立学校運動部活動における取り組み②

次に、公立高校での取り組み例を取り上げる。運動部活動改革といっても、さまざまな取り組みがあるが、顧問教員の指導方法に注目し、極めて特徴的な事例として取り上げる。顧問教員の指導理論は、サッカー指導にとどまらず、他競技やあるいは学校経営、ビジネス現場にまで広がりを見せており、精力的に持論を普及させ、著書や映像資料も数多い(畑, 2018, 2017, 2016, 2014a, 2014b, 2013)。顧問教員自身広島県出身でもあり、高校から静岡県的高校へ進学し、元日本代表選手らとともに活躍し、U-17日本代表にも選ばれた逸材である。大学進学後もU-20日本代表に選出され、卒業後は腰の怪我もあり現役を断念し、高校教員として広島県に戻ってきた。日本サッカー協会A級ライセンスを取得している。A級はプロ選手を指導できるS級に次ぐ位置付けで、取得は容易ではない。また、広島県は国体において全国優勝6回、高校選手権大会において10回(戦後のみ)優勝するなど、強豪県である。

広島県立安芸南高等学校は、広島市内にある生徒数約 600 名の普通科全日制男女共学校である。ラグビーや空手でも全国大会出場経験があり、ボクシングでは全国優勝を果たしている。全校生徒の部活動加入率は 90% 以上、大学短大専門学校等への進学率も 90% 以上である。サッカー部は、顧問教員の推奨するボトムアップ理論による部活動運営を行っている。部活動におけるボトムアップとは、選手主導の発議で意志決定がなされる方式のチームを意味し、選手力・現場力を高めることで生産性を上げ、選手の自発性を促し、「観て感じて（五感）、気づく、実行するが全体のポイント」としているものである。非常にイノベティブな取り組みとしてとして、スポーツ庁による、中学校の部活動取り組みに関する事例発表で報告された。その際の資料、本人著書を参考に、検証を試みる。

先述の公立中学校の例でもあった、「量より質」の練習が、挙げられている。全体練習は火曜日と木曜日の週 2 日 2 時間と極めて少なく、短い。したがって、怪我人が少なく、グッドコンディショニングでチャレンジすることが出来、モチベーションが非常に高く、面白く楽しいと感じられ、考える力・本質をついた練習をすることにより、教えることなくヒントを与えるのみの指導が実現している。顧問教員はこれらの活動が円滑に行われるように指導するのみで、部活動を通じた生徒の人間力育成に取り組んでいる。こうしたサッカー部の活動から生徒会、生徒会から全校へと波及し、ボトムアップの取り組みが循環しているとのことである。その取り組みは、野球部やラグビー部へと引き継がれ、さらに他の部活動へと広がっている。また、お互いのいいことを書き合う“いいね BOX”を設置すると、部活動内での変化が、学校行事での生徒の活動にも変化を及ぼし、自主的に物事を考え、行動出来る生徒が増えてきているとのこと。顧問教員曰く、「サッカー部が動けば

学校も動く」と発言している。また、地域の PTA 講演、近隣学校とのボトムアップミーティング、中学生への指導や清掃ボランティアなどに参加し、人間力向上に努め、さらに、近隣学校のサッカー部とのミーティングも実施し、サッカー部から学校を変えていこうとする教員と指導方法を含めた情報交換も実施している。

このサッカー部顧問教員も、以前赴任していた学校では、全国高校サッカー選手権大会に導き、準々決勝進出、その翌年には全国制覇を果たしている。こちらもまた名将である。かつてであれば、週 2 日 2 時間などあり得ない。全体練習が無ければ個人練習で補うなど、結局はほぼ毎日のように練習をしていた。また、そうでなければ常に不安であり、気が休まらなかった。しかし、こうした変革を実行することで、チームや組織として設定した目的や目標が達成されるのであれば、一般化してくるものであろう。澤野（2015）は、サッカーでは、技量が同等ならば作戦のあり方が変わってくる。高校生段階では、技術面・体力面は向上しており、こうした戦略を自ら考えることが成果として表れれば自信がつく。そして、これまでの時間的・精神的負担や疲労削減が可能となり、活動や見分の幅も広がる、旧態依然の部活動から脱した、新たな私たちといえる。

7-1-3. スポーツ少年団と学校運動部活動の連携

スポーツ少年団とは、スポーツによる青少年の健全育成を目的とした団体であり、小学生以上であれば加入が出来る。指導者は 20 歳以上が 2 名以上とし、有資格者でなければならない。また、年間通してひとつの種目だけを行うのではなく、主となる種目と併せて、違ったタイプの種目も体験出来るように工夫すると記されている（日本体育協会、2017）。小学生のみのイメージが強いが、中学生でも

高校生でも加入が出来るうえ、有資格成人指導者2名配置することを義務化している。こうした点に着目して、スポーツ少年団と中学校部活動が一体となって活動している事例を取り上げる。主な資料は、スポーツ庁運動部活動改革の取組事例資料および、日本スポーツ協会発行機関誌「Sports Japan」41号(2019a)を参考に検討するものである。

大沢ベースボールクラブスポーツ少年団と仙台市立大沢中学校の連携事例である。平成13(2001)年創立の団員数24名であり、現在は、全員中学生である。団員のなかには他の部活動にも参加している団員もいる。設立の経緯は、もともと大沢地区には中学生を対象としたスポーツ少年団があったが、指導者が不在となり消滅した。そうしたとき、大沢中の野球部顧問が未経験であったこともあり、選手の保護者たちから、再度スポーツ少年団を立ち上げて指導して欲しいと依頼を受けたことが始まりである。同地区には、大沢中学校を学区とする2つの小学校にそれぞれスポーツ少年団があり、そこに所属していた小学生が、中学生になったとき、主として入団している。

スポーツ少年団としての活動は、基本的には土日であり、平日は指導者の仕事の関係で指導は出来ず、その分、野球部顧問が面倒を見ている。現在の顧問教員は小・中と野球経験があるが、専門的な指導は出来なく、卒団生の父親などもコーチングスタッフに加入している。宮城県においては、すでにスポーツ少年団「中学の部」が確立されている環境が大きかったこともあるが、学校での活動をよく理解し、良好な連携を築けている事例であるといえる。また、「学校と地域と大人たちと保護者で子どもたちの健やかな成長を支えていきたい」という、創設当初からの考えがあり、「アワーサンズ(our sons = 私たちの子どもたち)」を合い言葉とし、活動がスタートしている。そして、それぞれの立ち位置を逸

脱しないよう、校長、顧問、保護者間で共通認識を持つようコミュニケーションを図っているとのことである。

谷口(2005)は、多くのスポーツ少年団活動は、創設当初の理念・目的が遵守されることなく「主たるスポーツ活動」のみに傾倒してしまった、安倍(2006)も、スポーツ少年団は設立当初から、理念と実態に矛盾を抱えていた、としている。こうした指摘がなされているスポーツ少年団であるが、小学生から中高生の青少年におけるスポーツ環境として、一貫した指導が行える点では非常に興味深い。しかし、中学生のスポーツ少年団としての大会出場はほぼなく、競技スポーツとして活動している場合は、中学校の部活動として中体連登録により出場しなければならない。しかしながら、少年団活動の理念のもと、学校・地域が一体となって社会全体で子どもたちのスポーツ環境を支えていくことは、非常に意義があり、注目していきたい。

スポーツ少年団活動においては、軟式野球、サッカー、バレーボール、バスケットボールが全国団数の上位を占めているが(日本体育協会, 2017)、体操競技、水泳、柔道、剣道といった種目においては、小学生時期における健康増進、体力向上、礼儀作法、コミュニケーション醸成のために保護者が入団させているケースが多い。専門器具や用具が必要なことや、他のスポーツよりも危険が伴うため、専門的な指導者が必ず付いている。とくに、柔道と剣道については、警察署内で活動している団体もあり、署外での活動であっても、警察退職者が指導を行っている。そして、中学や高校に進学しても、部活動に所属はしているものの、スポーツ少年団の活動も継続し、学校で練習をしていないケースも少なくない。スポーツ少年団ではなく、教室やスクール、道場という、月謝を払い、習い事として成立しているケースもある。こうした事例も取り上げておきたい。

7-1-4. 学校運動部活動と総合型地域スポーツクラブの連携

学校運動部活動と総合型地域スポーツクラブとの連携事例について、地方小都市 A クラブを対象として、学校運動部活動との連携事業内容について、代表者にインタビュー調査を実施した（永谷，2015）。実施日は、平成 26（2014）年 3 月 29 日である。

地方小都市 A 町（現在は隣接していた B 市人口約 8 万人に合併）に所在する人口 6 千人弱、小学校 2 校、中学校 1 校からなる A クラブを取り上げる。周辺は山や川の緑に囲まれる森日本 100 選にも選ばれる山林資源の豊富な地域である。A クラブの概要は（表 10）に示すとおりである。

A クラブは、A 町中学校 PTA が「部活動研究委員会」を平成 15（2003）年に設置することから始まり、学校と地域が協力し最終的には地域スポーツクラブへ移行することを確認し、平成 18（2006）年設立に至っている。代表者のインタビューによると、「やはり田舎の町ですから、人口減少、高齢化が顕著であり、加えて市町村合併による、意思決定権が無くなる前に、子どもたちの活動を絶やさないう、そして、高齢者にとっても活気がある町づくりをするためには非常に良い流れであった」とのこと。奇しくも発足時クラブ代表者は A 町町議会議員であり、現在 B 市市会議員を務めていることもあり、町づくり、地域活性の観点からクラブ推進する立場としては適任であった。（表 11，12）は A クラブの活動クラブおよび年齢別会員数分布である。

活動クラブは、スポーツ少年団 7 団、ジュニアスポーツクラブとして中学生クラブが 9 クラブ、そしてシニアとして 1 クラブが活動を実施している。そのほか、スポーツ教室やスポーツイベント、クラブサークル創設支援、社会奉仕活動を行っている。年会費を家族会員として納めることで、子どもだけではなく（また子どもが何人いても）家族全員が会員

となるシステムを取っていることもあり、会員数分では、親御さん世代である 40 代・30 代が多く、中学生と小学生は次いでいる。他方 70 歳以上もその次に順位している。しかし、活動クラブは主に小・中学生が活動するいわゆる少年団や部活動のようなクラブがメインであるため、小・中学生と一部のシニアによるシニアサッカーが常態的に活動しており、その他の会員は、前述の教室やイベント、サークル創設支援や社会奉仕活動を行っている。

学校運動部活動との連携については、前述のとおり、A クラブ設立そのものが「部活動研究委員会」から始まっていることから、町内の小・中学生の活動クラブそのものを連携させているため、上手く連携していなければ改善されることとなる。まさに、一般的に中学校の部活動に支障をきたしている現状にあって、学校だけの問題として捉えず、町を挙げて主体的にクラブ設立へ動いた結果であると言える。地方都市ならではの、少子・高齢化社会における地域協働によるまちづくりの一環であることがこうした連携を成功させたと考えられる。この点について代表者のインタビューでは「中学校 PTA が中心となって現在の部活動の状況を危惧し、少年団との関係、土日活動ができるようにしていくこと、学校と地域の連携など様々な課題について検討したことは非常に大きかった」とのこと。現場や子どもを預かる教員（いち公務員の立場）からはなかなか言い出せないこともあり、PTA からこうした流れかが出来たことは、非常に良いことであった。それを受け止めて、学校と地域が連携していったことは、大変貴重であると考ええる。

A クラブが所在する A 都道府県 A 町では、「部活動研究委員会」が中学校 PTA 組織の中に設置され、全国的な現状と流れから、合併を控えた近隣市町村の部活動や少年団、地域スポーツクラブの現状、A 町中学校部活動の

表 10 連携事例総合型地域スポーツクラブ（A クラブ）の概要

名 称	NPO スポーツクラブ（仮称：A クラブ）	
所在地	地方小都市 A 町	
沿 革	2003 年 4 月	A 中学校 PTA「部活動研究委員会」設置
	2003 年 10 月	「部活動研究委員会報告書」作成
	2004 年 1 月	最終委員会で地域スポーツクラブへの移行を確認
	2004 年 2 月	地域スポーツクラブ設立準備委員会発足
	2004 年 5 月	総合型地域スポーツクラブ育成支援指定クラブ委託事業
	2005 年 3 月	NPO 法人認証
	2005 年 4 月	各種スポーツ教室，広報，研修，勉強会実施
	2006 年 3 月	設立記念大会開催
会員数	1,047 名（2013 年 4 月時点）	
会 費	10,000 円／年会費（家族会員制）	
施 設	B & G 海洋センター拠点、A 町体育施設（グラウンド，テニスコート，グラウンドゴルフ場など）フル活用	
少子・高齢化での地域におけるスポーツ活動に留まらない，新しいまちづくりのシステムを提言している。		

表 11 活動クラブ一覧

スポーツ少年団	ジュニアスポーツクラブ	シニア
野球 サッカー ソフトボール 空手道 柔道 弓道 剣道	野球 サッカー ソフトボール 陸上 バレーボール 卓球 男子バスケット 女子バスケット ソフトテニス	シニアサッカー

現状，少年団に至るまで，詳細な分析を行い，その報告書もとに，A 町全体の課題として A 町にあったクラブを設立することを追究しようとしている。その結果，最終的に地域スポーツクラブへの移行が確認され，設立準備委員会が発足し，PTA はじめ教育委員会，体育協会，少年団，体育指導委員等への協力依頼がなされている。その後は，10 回の準備委員会での検討が重ねられ，NPO 法人として県

表 12 活動クラブ会員分布

カテゴリー	人数	%
幼 児	40	4.0%
小学生	129	12.8%
中学生	179	17.7%
16-19 歳	82	8.1%
20-29 歳	5	0.5%
30-39 歳	137	13.6%
40-49 歳	213	21.1%
50-59 歳	47	4.7%
60-69 歳	63	6.2%
70 歳以上	115	11.4%
合 計	1,010	100%

に申請し，A 町からバスの支援や，町民や既存団体への説明と連携協力を得るなど，着々と進められていった。A 町は，先述の通り小さな町であるにもかかわらず，学校体育施設

の他、B & G 海洋センター（体育館・プール）や公民館がある。ちょうど平成 17（2005）年に近隣市町村の合併により、過疎化や高齢化、人口減少に対する危機感が大きくあったことは間違いない。

政令指定都市や大都市では、一学校や一部の意向で物事が決められるわけではない。また、これといった娯楽施設が豊富ではない。こうした地方都市だからこそ、このような差し迫った現状の解決策として、学校運動部活動と総合型地域スポーツクラブの連携が非常に有効であったと考えられる。総合型地域スポーツクラブは、平成 7（1995）年に文部省のモデル事業実施に始まり、平成 30（2018）年には、全国で 3,455 クラブが設置されている（スポーツ庁、2018d）。しかし、当初各市区町村において中学校区程度にひとつは設置することを掲げていたが、東京都、神奈川、愛知、兵庫などの大都市圏の設立数こそ多いものの、市区町村数にも及んでいない都道府県もある。また、十分なクラブ数が設置されれば良いというわけでなく、学校運動部活動との連携不足であったり、地方自治体スポーツ行政との協働不足など、課題は多い（谷口、2018）。

7-1-5. ゆる部活

ゆる部活とは、平成 30（2018）年 3 月にスポーツ庁が公表した「運動部活動に関するガイドライン」（スポーツ庁、2018e）の中で、レクリエーション志向の部活動の設置が盛り込まれたことにより新たに設立されつつある活動である。部活動の多様化を目指す考えに基づくものであるが、競技力向上でなく、スポーツに親しみ、苦手であっても取り組めたり、季節や状況に応じて種目を変えたり、あるいは障がいがあっても参加が出来るといった、多様なニーズに応えるものである。（表 13）は、平成 29（2017）年にスポーツ庁が実施した実態調査より、運動部に所属しない生

徒の理由を回答したものである。この結果からは、運動部が厳しいから、活動時間が長いから所属しないというよりは、運動が苦手でやりたくない、すでに学校以外のスポーツクラブに所属している、やりたい部活動がないことが理由として大きいことが明らかにされた。

そこで、現在確認できる、競技力向上でない運動部活動について、いくつか取り上げ、紹介する。主な資料は、スポーツ庁の学校運動部活動改革の取組事例資料（2019）、スポーツ庁 Web 広報マガジン（2018a）新聞記事（2019, 2018b, 2017）、阿部（2016, 2013）によるものである。

「体力向上部」東京都立東深沢中学校 平成 24（2012）年設立

活動時間：平日 4 日間の始業前の早朝 45 分間のみの活動

活動内容：2 人 1 組の馬跳び、校庭ランニング、ハードル脚上げ

顧問教員の指導（立ち会い）の下、それぞれのペースで実施。

サッカー部や水泳部、野球部、美術部、あるいは民間スポーツクラブに所属している生徒もいる。こうした活動が、世田谷区立中学校 29 校中 10 校に拡大されている。

「レクリエーション部」東京都練馬区立大泉学園中学校

活動時間：水曜日と金曜日の放課後 1 時間程度のみ

活動状況：部員数全校 488 人中、95 人所属、集まったメンバーでやりたい活動を行う。

土日は習い事や個人の自由な活動に充てられ、他の部活動と兼ねることも可能。茶道部に所属の生徒は、少し運動しようと思えば出来、他学年の部員とコミュニケーションが取れ楽しいとのこと。

学校運動部活動の構造変化(永谷)

表 13 運動部に所属しない最大の理由(回答は1つのみ) ※運動部に所属しない生徒の回答

(n/%)	中学校						高等学校					
	全体	n10,859	公立	n9,758	私立	n1,101	全体	n18,283	公立	n13,053	私立	n5,230
1.勉強したい	417	3.8	346	3.5	71	6.4	1,349	7.4	856	6.6	493	9.4
2.文化部やその他の活動(趣味等)を優先したい	2,507	23.1	2,271	23.3	236	21.4	4,063	22.2	3,035	23.3	1,028	19.7
3.運動部は活動が厳しい	418	3.8	342	3.5	76	6.9	918	5.0	668	5.1	250	4.8
4.運動部は活動時間・日数が長い	356	3.3	267	2.7	89	8.1	1,393	7.6	1,035	7.9	358	6.8
5.ケガをしたくない	67	0.6	57	0.6	10	0.9	143	0.8	98	0.8	45	0.9
6.やりたい運動部がない	1,161	10.7	1,050	10.8	111	10.1	2,134	11.7	1,540	11.8	594	11.4
7.学校以外のスポーツクラブに所属している	1,558	14.3	1,508	15.5	50	4.5	509	2.8	309	2.4	200	3.8
8.運動・スポーツは苦手ですりたくない	2,134	19.7	1,921	19.7	213	19.3	2,914	15.9	2,149	16.5	765	14.6
9.その他	1,362	12.5	1,171	12.0	191	17.3	3,363	18.4	2,291	17.6	1,072	20.5
無回答・無効回答者数	879	8.1	825	8.5	54	4.9	1,497	8.2	1,072	8.2	425	8.1

平成 29 (2017) 年度スポーツ庁運動部活動等に関する実態調査報告書 p.95 より

「ヨガ同好会」神奈川県厚木北高校 スポーツ科学コースあり

活動時間：月 1 回のみ

活動内容：ヨガインストラクターを外部講師として招き、女子生徒 8 名が所属

外部講師は、運動が苦手でも運動するきっかけになればいい。強豪の部活動もある中、運動が苦手な生徒の居場所となり、運動が楽しいものと気づいてもらえたらと考えている。参加生徒も、小学校から空手をやっているが、ヨガを始めてから空手でも動きやすくなった。競技後のクールダウンに取り入れている。また、ヨガの呼吸法が、就職や進学の面接場面で実践したところ、緊張が収まったとの効果を生徒も話した。

「総合スポーツ同好会」東京都立永山高校

活動時間：月曜日～金曜日までの 5 日間のうち最低 1 日は参加

活動内容：表に示す 6 種目を基本として、練習内容やルールを工夫して、チーム分け、試合時間など、生徒が自主的に行う(表 14)。

部活動に参加していない生徒に「いろいろな種目がある同好会あったらやるか？」との現顧問教員の呼びかけに生徒 5 名が賛同し発足。現在は 30 名を超えている。

7-1-6. e スポーツ

近年、e スポーツ (e-sports) という言葉が

使われ始め、定着し始めている。e スポーツとは、一般社団法人日本 e スポーツ連合によると、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称、としている。令和 4 (2022) 年にはアジア競技会において、e スポーツが公式種目として追加されることが決定している。こうした世界的な拡がりも見せているわけであるが、その拡がり方は、これまでの新しいスポーツが普及・拡大されてきた経緯とは、少々異なっている。オリンピック種目に採用されるか否かについては、夏季については、男性は少なくとも 75ヶ国 4 大陸で、女性は少なくとも 40ヶ国 3 大陸で広く行われている競技を採用している。e スポーツもオリンピック種目として追加検討されているが、IOC は、人気において伝統的なスポーツに迫る状況であること、また競技性の高いゲームが、伝統的なスポーツに比肩する身体能力を求められるという点には合意と理解を示しており、さらなる対話と研究が必要との見解を示している。

e スポーツは日本では後進的な発展にとどまっているが、日本でプロゲーマーが生まれたのは、平成 17 (2005) 年とされ、一般に認知されるようになったのは、平成 22 (2010) 年代になってからのことである(加藤, 2018)。

表 14 総合スポーツ同好会の活動

曜日	種目	活動場所
月	フットサル	多目的コート
火	バスケットボール	多目的コート
水	ソフトボール	グラウンド
木	フットサル	ハンドボールコート
金	バスケットボール	多目的コート
不定期	フィットネス	ウエイトルーム他

活動日は月～金までの週 5 日

会員は最低週 1 回以上参加するのが望ましい

アメリカや韓国では認知度も高く、大会で優勝するような有名プレイヤーにはスポンサーが付き、高額な契約料や賞金を稼ぎ出す。しかし、日本で普及しない要因としては、景品表示法により基本的に大会賞金が 10 万円までという規制がネックであること、スマホが普及しコンピューターを使ったゲームよりソーシャルゲームに市場が移行していること、またそれに伴い、青少年のコンピューターを使う機会がめっきり減ったことが挙げられる。

ゲーム関連企業もこうしたスポーツ産業の一端を担う観点から、普及発展が見込まれおり、これまでの新しいスポーツの発展過程とは異なり珍しい。もっとも、いわゆるテレビ・ビデオゲームであり、これがスポーツであるのかどうかについては、理解に及ばない部分もあるが、競技であることは間違いなく、いわゆる勝負事であり、スポーツという範疇で間違いはない。木村 (2019) も、e スポーツの概念論としては、スポーツではないとは言えないと考察している。

もちろん、スポーツの定義の仕方にもよるところではあるが、当時一般社団法人日本 e スポーツ協会事務局長であった筧 (2017) は、スポンサー収入、放送権収入、観客入場料収入、マーチャンダイジング収入の可能性を柱に挙げており、スポーツマーケティングの収益構造的には、プロスポーツやオリンピック

やワールドカップサッカーとほぼ同様である。教育的な視点からは、スウェーデンの高校では、週 3 時間授業に取り入れており、ノルウェーの高校でも選択科目として学ばせている (筧, 2017) ことを取り上げ、また日本においても専門学校で取り入れていることを紹介している。また、地域振興の観点では、日本全国どこからでも試合に参加出来ることや、ある程度の設備環境を整えることは必要であるが、地域活性に寄与する可能性を示唆している (筧, 2017)。

7-1-7. 部活動としての e スポーツ

e スポーツが学校の部活動として実施されている高校は、現在正式な統計はない。しかし、全国高校 e スポーツ選手権大会にエントリーしたチーム数は、合計 153 チームを数え、117 校にのぼっている (表 15)。これらの現状について、新聞掲載記事および Web 記事 (2019, 2018a) により、明らかにする。

長野県松本工業高校では、文化部の電子工学クラブの e スポーツ班として活動している。班には 1～3 年生までの 17 名が所属している (朝日新聞, 2018a)。愛知県立城北つばさ高校は、平成 29 (2017) 年 4 月に開校した定時制の学校であるが、平成 30 (2018) 年 9 月に e スポーツ部が発足した。教頭によると、チームの一員としての責任感やコミュニケーション能力が培われたり、勝負に勝つための思考力や戦略を立てる力なども身につくと感じたりしている (ハフポスト, 2019)。

一方で、全日制の公立学校では普及や理解が進んでいないのが現状と指摘している。茨城県立大洗高校では、平成 31 (2019) 年 1 月に校長が e スポーツ部の設立を発案し、体験会を開催したものの、現状としては議論の段階であるとのこと。その理由としては、教員間で賛否意見が分かれており、保護者や教育委員会との足並みが揃わず、実現に至っていない (時事通信, 2019)。

学校運動部活動の構造変化(永谷)

私立学校においては、岡山県共生高校が、学校おこしの一環としてeスポーツを活用している。岡山県共生高校は、岡山県の北西の山間部新見市にある。新見市はソフトバンクと情報通信技術について包括協定を交わしており、学校や各家庭に高速な光ファイバー網が引かれているという（GAME watch ニュース, 2018）。県内の中学校に対する説明では

理解を示す学校は僅かであったが、メディア報道などの効果もあり、オープンキャンパスでは2桁の生徒が参加するなど、地方校としては大反響の数字とのことである。また、はじめは学校でゲームが出来ると言うことであったが、不登校の生徒が毎日学校へ行き、友達が出来るまでになったことは、大きな教育効果であると言える。スポーツとしての

表 15 2018 年 全国高校 e スポーツ選手権大会エントリチーム一覧

リーグオブレジェンド部門 (公立 30 校, 私立 50 校, 計 80 校, 93 チーム)			ロケットリーグ部門 (公立 22 校, 私立 28 校, 計 50 校, 60 チーム)		
北海道	私立	白樺学園高校	釧路工業高等専門学校 (2 チーム)	公立	北海道
	私立	札幌新陽高校※	札幌新陽高校※	私立	
	私立	星槎国際高校 帯広学習センター	私立札幌大通高校	公立	
	私立	北星学園大学附属高校	東海大学付属札幌高校	私立	
	公立	北海道上富良野高校			
			鶴岡工業高等専門学校	公立	山形県
秋田県	公立	秋田県立仁賀保高校			
宮城県	私立	仙台育英高校 (4 チーム)			
	私立	仙台城南高校			
福島県	私立	国際アート&デザイン大学校高等課程 (3 チーム) ※	国際アート&デザイン大学校高等課程※	私立	福島県
			福島県立二本松工業高等学校	公立	
栃木県	私立	国際 TBC 調理・パティシエ専門学校高等課程調理科※	国際 TBC 調理・パティシエ専門学校高等課程調理科※	私立	栃木県
茨城県	私立	水城高校	茨城県立常陸大宮高校	公立	茨城県
	私立	ルネサンス高校※	ルネサンス高校※	私立	
	私立	鹿島学園高校			
	私立	土浦日大高校			
			わせがく高校 前橋学習センター	私立	群馬県
埼玉県	私立	早稲田本庄高等学院	武南高校	私立	埼玉県
千葉県	私立	芝浦工大柏高校 (2 チーム)	京葉工業高校	公立	千葉県
	私立	千葉学芸高校			
	私立	わせがく高校 稲毛海岸学習センター			
東京都	私立	NPO 法人高卒支援会 (鹿島学園高校, さくら国際高校)	未来飛鳥きずな高校 立川キャンパス	私立	東京都
	私立	クラーク記念国際高校 秋葉原 IT キャンパス	N 高校 御茶ノ水キャンパス (2 チーム)	私立	
	私立	成立学園高校	成立学園高校	私立	
	私立	東京実業高校※	東京実業高校※	私立	
	公立	東京学芸大附属高校	東京スクールオブミュージック&ダンス専門学校高等課程	私立	
	公立	東京学芸大附属国際中等教育学校	東京都小金井北高校 (2 チーム)	公立	
	公立	東京都立国際高校	東京都立調布北高校	公立	
	公立	東京都立田園調布高校	東京都立八丈高校	公立	
	公立	東京都立豊多摩高校	日本工業大学駒場高校	私立	
	私立	明聖高校 中野キャンパス※	明聖高校 中野キャンパス※	私立	
	私立	N 高校 代々木キャンパス			
	私立	朋優学園高校			
	私立	松本国際高校			
	私立	豊島学院高校			
	私立	立教池袋高校			

リーグオブレジェンド部門 (公立 30 校, 私立 50 校, 計 80 校, 93 チーム)			ロケットリーグ部門 (公立 22 校, 私立 28 校, 計 50 校, 60 チーム)		
神奈川県	公立	神奈川県立茅ヶ崎西浜高校	特定非営利活動法人 知的障がい者サッカー推進連盟	私立	神奈川県
	公立	神奈川県立藤沢清流高校	法政大学第二高校	私立	
	公立	神奈川県立横浜栄高校	横浜清風高校	私立	
	公立	川崎市立川崎総合科学高校			
	私立	横浜高校			
	公立	横浜市立南高校			
新潟県	私立	開志国際高校			
富山県	私立	高岡龍谷高校※	高岡龍谷高校（2 チーム）※	私立	富山県
	公立	富山県立砺波工業高校			
	公立	富山県立富山工業高校			
	私立	新川高校			
山梨県	公立	山梨県立都留興譲館高校			
長野県	私立	第一学院高校 長野キャンパス	長野県岡谷工業高校（2 チーム）	公立	長野県
	公立	長野県松本工業高校※	長野県松本工業高校（2 チーム）※	公立	
			松本県ヶ丘高校	公立	
岐阜県	私立	大垣日大高校	さくら国際高校岐阜東濃キャンパス	私立	岐阜県
静岡県	私立	清水学院高等専修学校			
愛知県	公立	愛知県立城北つばさ高校昼間部※	愛知県立城北つばさ高校昼間部（2 チーム）※	公立	愛知県
	私立	ルネサンス豊田高校※	ルネサンス豊田高校※	私立	
			名古屋工学院専門学校高等課程	私立	
三重県	私立	青山高校（3 チーム）			三重県
	公立	三重県立名張青峰高校			
	公立	三重県立松阪商業高校（2 チーム）			
奈良県	公立	奈良市立一条高校	奈良県立奈良朱雀高校	公立	奈良県
京都府	私立	洛陽総合高校	京都産業大学附属高校	私立	京都府
大阪府	私立	N 高校（2 チーム）	上宮太子高校	私立	大阪府
	私立	大阪高校	大阪スクールオブミュージック高等専修学校	私立	
	公立	大阪市立西高校	大阪府立岬高校（2 チーム）	公立	
	私立	大阪電気通信大学高校			
	公立	大阪府立泉島取高校			
	公立	大阪府立日根野高校			
	私立	ルネサンス大阪高校（3 チーム）			
兵庫県	公立	神戸市立科学技術高校（2 チーム）※	神戸市立科学技術高校※	公立	兵庫県
	私立	神戸動物環境専門学校			
	私立	専門学校アートカレッジ神戸高等課程			
岡山県	私立	岡山県共生高校	関西高校	私立	岡山県
	私立	岡山龍谷高校	興譲館通信制課程	私立	
広島県	公立	広島県立高陽高校			
山口県	私立	野田学園高校	クラーク記念国際高校 やまぐち NEM キャンパス	私立	山口県
徳島県	公立	徳島県立徳島科学技術高校	阿南工業高等専門学校	公立	徳島県
福岡県	私立	久留米学園高校	豊国学園高校（3 チーム）	私立	福岡県
	公立	福岡市立福翔高校			
	私立	福岡第一高校			
佐賀県	私立	佐賀学園高校	佐賀県立鹿島高校	公立	佐賀県
大分県	公立	大分工業高等専門学校	大分県立鶴崎工業高校	公立	大分県
	私立	日本文理大学附属高等学校			
鹿児島県	公立	鹿児島県立鹿屋工業高校※	鹿児島県立鹿屋工業高校※	公立	鹿児島県
沖縄県	私立	インターナショナルデザインアカデミー高等課程 未来高校沖縄学習センター	沖縄県立八重山特別支援学校	公立	沖縄県
	公立	沖縄工業高等専門学校※	沖縄工業高等専門学校※	公立	

校名の後に（※）印は、両部門エントリーしている高校 計 13 校

集中力や団結力が求められることもあり、練習に整体を取り入れるなど、これまでの運動部が工夫して取り組んだ活動と同じような取り組みも始めているという。

先の全国高校eスポーツ選手権に続き、2019年いきいき茨城ゆめ国体においても、国体文化プログラムとしてeスポーツの実施が予定されている。国体文化プログラムとは、国体を主催する日本スポーツ協会の国体諸規程によると、「プログラムの内容については、スポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマとしたものとし、開催県における国民体育大会開催の気運醸成や、国体の目的や意義の全国的な普及啓発等を目的とする」としている。これに従い、芸術展、博物展、舞台・コンサートなどが開催され、その他のイベントのひとつとして、eスポーツ選手権が実施される。正式競技や公開競技といったかたちではないものの、開催のインパクトは非常に強く、社会的認知度が向上した結果であるといえ、日本eスポーツ連合をはじめとした業界団体の働きかけや普及振興の原動力は非常に大きく、まさに日本スポーツ、部活動の多様化している様相を表していると言える。

7-1-8. 公立高校における部活動撤廃の試み

これまでは、競技力向上という目的でありながら、旧態依然の考えを一新し、効率性と自ら考える自主性を重視しながらも競技成績を残した事例、また、競技力向上という目的ではなく、大会などには出場せず、体力向上やコミュニケーション醸成を目的とするかたちに置き換えた事例、そして、大会には出場し競技として成績を追求することを目的とするが、スポーツの概念を拡大化させた活動として、多様化した事例を取り上げた。しかし、現在では、部活動自体を廃止しようとする考え方も近年の情報化 SNS を通じた、現役教員、関係者からの声はゼロではない。ただ、廃止となると、生徒には不利益が生じるため、

ムチ打って自らを犠牲としていたり、あわよくば顧問を担当することなく静観に止めたり、あるいは完全な外部委託を願う教員も少なくない。そこで、公立高校においても、部活動を撤廃している事例があった(関, 2014)(木下・湯沢, 2002)。そして、宮城野高等学校要覧および学校評価アンケート資料から、その後の継続状況を中心に検証したい。

この公立高校は、平成7(1995)年4月に、個性化・多様化を具現化する新しいタイプの高等学校として開校した。学校の基本的性格としては、「教育活動の全分野に渡って生徒の自主性・主体性に多くを期待し、時代を温かく、思慮深くかつ力強く担う人材が成長し、巣立っていくように多面的に援助するパイロットスクールである」と位置付けている(木下・湯沢, 2002)。そして、単位制普通学科と総合学科に加え、美術科の3学科を設置し、1学年300名の定員でスタートしている。そして、大きな特徴として、部活動を実施せず高体連にも加入しないことを掲げている。また、生徒心得や生徒指導に関する細則が無く、行事も無し、生徒会も無しである。これだけ挙げても、いかに特徴的な学校であることが伺えるが、部活動無しについて、初代校長は「部活動は行わなかった。部活動に教育的意義はある。しかし、部活動は学校行事を増加させ、学力補充補講、進学補講などとぶつかり合う、職員の出張を多くする。しかも、現実的には、部活動をしない生徒が結構多い。部活動をしないと学校がどうなるかを検証する学校があってもいいと考えた」と述べている。

このように、極めて斬新な考えの下、新たな学校像を求めようとしていることが理解できる。その根底には、多くの選択講座を用意し、生徒自らが複雑なカリキュラムの中から、学びや進路を決めていき、個性と多様化を尊重しようとする学校の強いアイデンティティーが伺い知れる。そのために、部活動を

実施しないという、通常では考えられない制度整備を進めた。新設校にも関わらず、県内屈指の進学校として、人気が高い。とはいえ、生徒自らが考え活動しているサークル活動、また、委員会に相当するボランティア団体は存在している。ただし、所属は任意であり、顧問教員は、年間の活動計画の立案と予算管理、そして、活動中の事故防止と安全対策のみである。通常の運動部活動指導のような専門的な技術指導は無い。果たして、こうした試みが受け入れられているのであろうか。そのことを裏付ける根拠として、学校評価がひとつの指標となるアンケートの集計結果によると、サークル・ボランティア活動に対する生徒評価の肯定的割合は、平成 23（2011）から平成 29（2017）年で 75～85%を推移しており、高評価と言える。しかしながら、学校の自己分析では、「サークル活動の活性化は、本校を活性化するために欠かせない課題として、部活動に代わる放課後の自主的な活動としてスタートしたサークル活動の可能性について、生徒指導部を中心に改善を図る」としている。

7-2. まとめ

これらの事例の他にも特徴的な事例は数多くあるだろう。こうした事例が表出する背景には、学校運動部活動における競技志向を全面的に否定するものではないにしても、さまざまな選択肢の提示という観点では、有効的であろう。

現在でも、2つ以上の部活動を兼ねることは可能である。かつては、競技志向の部活動でも成立していた。オリンピック選手が夏季種目と冬季種目の両方に出場したり、かつて筆者も、恒常的に兼部してはいたものの、3つの競技を掛け持ちした経験もある。シーズン制をとれば、至って容易ではあるが、現在では、競技志向の部活動を兼部するか、どちらを優先させるのか、あるいは、休みがちと判断される可能性もあり、現実的には難

しい問題が多い。

文部科学省（2017b）でも「オープン・イノベーション」を重要視し始めており、科学技術革新分野に限らず、新たな価値創造が求められている。運動部活動に置き換えるならば、顧問教員や指導者と部員やOB・OG、保護者などといった閉ざされた関係性だけでなく、幅広い人間関係や地域社会のつながりを有効活用しながら、運動部活動改革を進めたい。

第 8 章 日本のスポーツの構造変化

8-1. 公共サービスとしての学校運動部活動

日本の義務教育は、教育基本法第 4 条に則り、9年間の普通教育を受けさせる義務を負い、国又は地方公共団体が設置する学校の授業料は、徴収しないこととなっている。馬場（2007）は、教育を受ける権利の具体的なサービス内容は義務教育の制度である。特に、教育を提供するというこのサービスは現に私立の学校が存在し、また排除でき、競争的なサービスであることから必ずしも公共財とはいえないものであるが、国がある価値の実現を求めて全国くまなく提供しているサービスといている（傍点筆者）。また、国民会議報告において「教育を変える 17 の提案」（2001）では、学校教育においては、伝統や文化を尊重するとともに、古典、哲学、歴史などの学習を重視する。また、音楽、美術、演劇などの芸術・文化活動、体育活動を教育の大きな柱に位置付ける。と報告している（傍点筆者）。

サービスである以上、果たして部活動はどこまでの活動を提供しうればよいのであろうか。スポーツ施設の場合、公共スポーツ施設より民間スポーツ施設の方が、サービスが良いのは当たり前で、それは、応分の会費を支払っているからである。もし、サービスが対価に見合わなければ、退会するか、別のスポーツ施設を探すこととなる。しかし、公立

学校の場合は、校区が定められ、同じ公立であっても学校選択制度を設けていない自治体に於いては、選択の余地は通常ない。もちろん、課外活動であり、生徒の自主的自発的な活動であるため、数多くの選択肢として校内の部活動数をできるだけ多く用意しておくことは必要である。現実的に、部活動数を増やせば、1クラブあたりの部員数が減るのは当然であり、活動に支障も出る。また、そう簡単に新しい部活動を新設したり、逆にも廃止もできない。

21世紀日本の構想懇談会報告書(2000)では、次のような提案をしている。広義の教育における国の役割は「義務として強制する教育」と「サービスとして行う教育」の2つであり、現在の日本の教育では、この2つの教育が混同され、授業内容についていけない子どもには過大な負担を与えながら、それを消化してより広く好奇心を満たしたい子どもには足踏みを強いる結果を招いている。として、したがって、「義務としての教育」は最小限のものとして厳正かつ強力に行う一方、「サービスとしての教育」は市場の役割にゆだね、国はあくまでも間接的な支援を行うことにすべきである。これを、部活動に当てはめると、義務としてのスポーツ活動は、学校として提供し得る最低限として、超過勤務や土日出勤につながる、サービスとしての部活動は、スポーツクラブに任せる。同報告書では、続けて、例えば、初等中等教育では、教育の内容を精選して現在の5分の3程度まで圧縮し、週3日を「義務としての教育」にあて、残りの2日は「義務としての教育」の修得が十分でない子どもには補習をし、修得した子どもには、学術、芸術、スポーツなどの教養、専門的な職業教育などを自由に選ばせ、国が給付するクーポンで、学校でもそれ以外の民間の機関でも履修できるようにすることが考えられる。とのことである。

多くの公立中学校においては、仮に授業で

は可能であっても、部活動やスポーツの場合、残りの分を他のチームやクラブで実施することは容易ではない。学習塾ほどの数がないことと、ニーズに応えられるだけの種目も少ないからだ。ただ、旧態依然のままでは、これだけ社会環境が変化しているにもかかわらず、部活動だけガラパゴス状態の活動を続けているのでは、機能不全に陥るだけで無く、代替が効かなくなる状況に陥り、サービスの提供廃止、つまり部活動が存続出来なくなる危機さえ現実的となり得る。したがって、限られた資源を共有しながら、できる限り生徒のニーズに対応していくことが公立中学校の義務教育段階では必要になってくる。

ただし、公立高校の部活動においては、義務教育ではないため、こうした議論は当てはまらない。高校進学の際には、公立中学のように校区が定められていないので(ある程度)の設定はあるとしても)、選択の幅は格段に多く、入学前に各個人において選択ができる。有名強豪私立高校では、部活動をウリにして生徒募集をしているのが現実である。公立高校では、私立同等の費用をかけることは出来ないが、何より費用負担が少ないウリを元に、魅力的な付加価値を設定していくことが求められる。そのうえで、利用者である生徒が取舍選択して、部活動もそのひとつの選択肢として、公立高校という公共サービスを選択していくこととなる。

8-2. 日本のスポーツの構造変化

近年、“〇〇2.0”といったフレーズで、コンピュータのオペレーションシステム(OS)やソフトウェアのアップデートになぞらえて、さまざまなワードに2.0を付けている。それだけ、多くの事象がアップデートされていることであるし、アップデートしなければならぬことを物語っている。そのなかでも“お金2.0”(佐藤, 2017)が有名であるが、資本主義経済を覆す、お金に代わる仮想通貨を用

いた経済の形成を考えるとといった内容になっている。

本研究で扱っている日本のスポーツ構造は、これまで述べてきたとおり、大きな変化を遂げていると言える（図 11）。とくに戦後以降は（図 12、表 16）を対比しながら参照されたい。

これを 2.0 に当てはめて捉えてみると、現在の【混迷期】は 2.0 と位置付けられる。もちろん、バージョンアップやアップデートの方式として数値の当て方にはいくつかあるが、2.0 から逆算するとこのようになる。学校運動活動時代区分【創成期】を 0.0、【普及期】と【復活期】は 1.0、【安定期】は 1.5 である。【創成期】は、まさに創成した時期であり、大学に伝播されたから、高校中学の運動部活動としての基盤が出来はじめたという意味もあり、ゼロ 0.0 としている。

そこから、【普及期】と【復活期】は、戦時中及び終戦を挟むものの、いわゆる一貫して学校を基盤とする運動部活動が広まりスポーツが盛んになった時期として 1.0 としている。もちろん、昭和戦前の【普及期】においても、プロ野球は開始され、スポンサー大会も開催されてはいて、【復活期】においても自衛隊や警察といった公務員も多かったが、企業からの支えでオリンピックに出場などし始めた時期であるが、基盤は学校運動部活動にあった。

【安定期】においては、学校を基盤としながらも、その後の競技活動の選択肢として企業スポーツが隆盛し、実業団リーグなど創設された。また大衆化も図られていった時期として 1.5 としている。

その後、【混迷期】においては、学校運動部活動の対外試合の制限が平成 13（2001）年以降原則化されるなど、競技化抑制の大義名分が無くなり、一方で、プロサッカー J リーグが新設され、オリンピックに続き国際競技大会のワールドカップサッカーが日本で開催されるなど、商業化、営利化の流れとなり、基

盤は学校から企業やプロチームへ移行しつつある構造となっている。

こうした日本のスポーツ構造が変化している状況下において、学校運動部活動はどのようにすべきであろうか。【創成期】や【普及期】では、文部省からの命令に近い通達が出されており、明らかに抑制を図っていた。優秀なエリートの階級の学生が多かったため、学業が疎かになること、優秀な学生に悪影響が出ることを避けたかった（中村，2009a，2009b；浦川，2014）こともあるが、何よりあくまで課外活動であり、学生の本分は学業であるとのスタンスが強かったといえる。

しかし、戦後、【復活期】において、スポーツの教育化徹底を大義名分とした以降は、堰を切ったように競技化・高度化が図られ、中学生高校生の対外試合に関する制限も、競技団体からの要請もあり、なし崩し的に緩和されていくのである。完全にエリートスポーツと化したものの、学校で指導するのは教員がほとんどであったものの、一部の部分的な関わりをのみの教員も多く、教職員以外地域に指導を求めるケースもあった（中澤，2014）。ここまでは、国としても学校教育あるいは体育とスポーツが連動していることは、終戦後 GHQ の統制下では不可欠であった。

【安定期】においては、エリートスポーツの批判を受けたこともあり、みんなのスポーツへとシフトしていくこととなる。また、オイルショックの影響で低経済成長へ移行しつつも、企業スポーツの隆盛から、学校運動部活動も地域や社会体育への移行を模索していくこととなる。最後に、【混迷期】においては、まさに、スポーツを学校に基盤を置いて、続けていくかどうかの岐路ではなろうか。学校運動部活動は疲弊し尽くした一方、民間やプロの基盤は固まりつつある。総合型地域スポーツクラブの設立数も増加傾向ではある。学校運動部活動のみがスポーツの構造変化に対応し切れていないと言わざるを得ない。

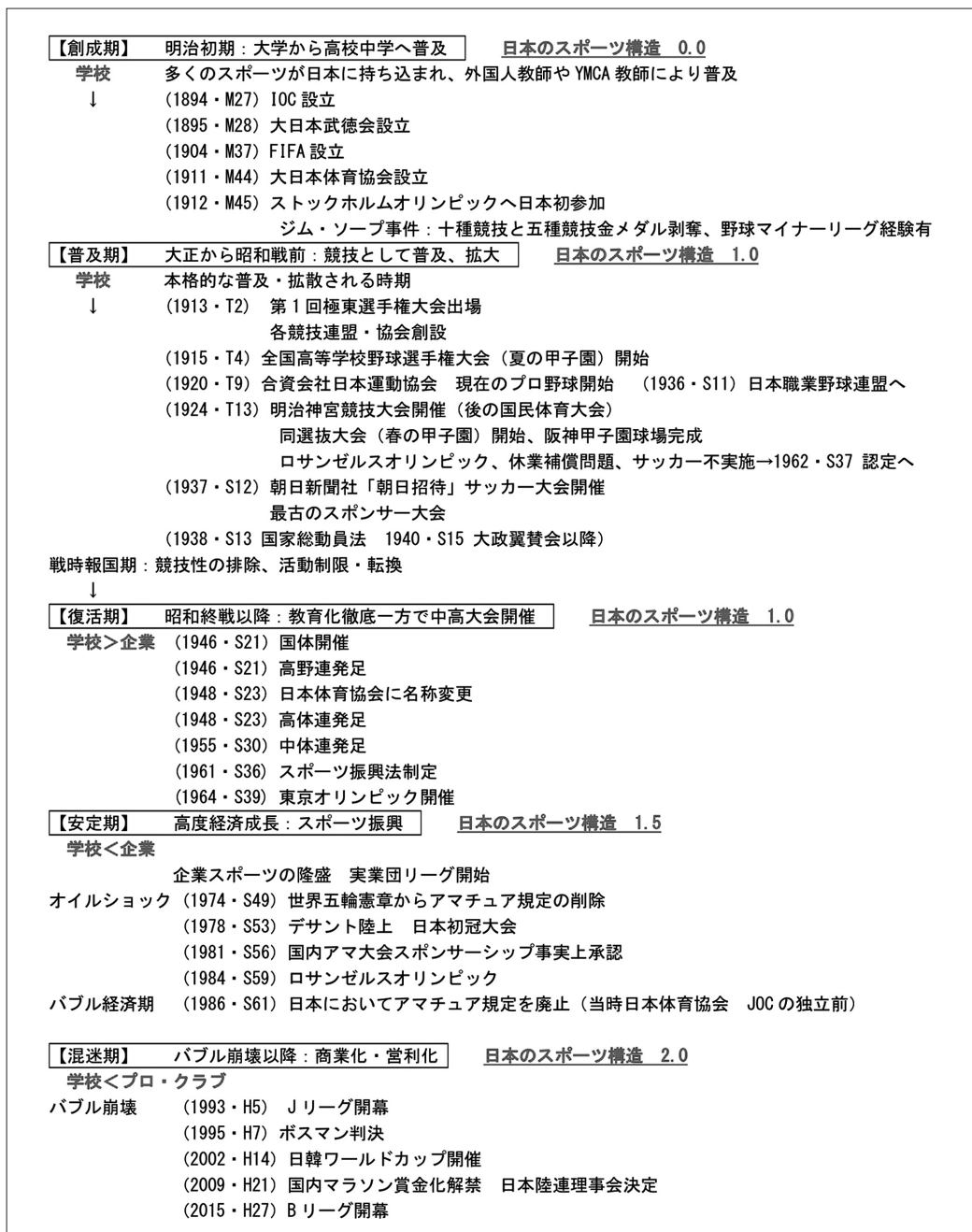


図 11 学校運動部活動を取りまく日本のスポーツの構造変化

8-3. 学校運動部活動の類型化

本項では、これまでの学校運動部活動の【創成期】から【混迷期】までの経緯を踏まえ、

第7章で示した事例を元に、類型化を図るものである。この類型化によって、現在自身の所属する部活動あるいは指導する部活動がど

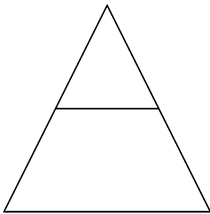
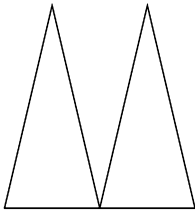
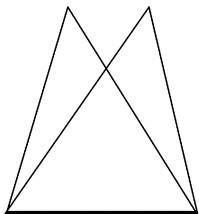
			
	ー1960年代 ピラミッド型	1970ー80年代 分裂型	1990年代ー 連邦型
学校運動部 活動 時代区分	【復活期】	【安定期】	【混迷期】
スポーツ感	エリートスポーツ	みんなのスポーツ	生涯スポーツ
価値	to survive to have	to be	to be with
経済	高度経済成長	低経済成長への移行	低経済成長の定着
地域	過疎・過密・bed town	地域の再編・郊外化	新たな地域づくりへ
産業構造	第2次産業中心	第3次産業への移行	情報産業中心へ
人口構造	ピラミッド型人口	高齢化社会	超高齢化社会
施策など	スポーツ振興法 昭和36(1961)年 東京オリンピック開催 昭和39(1964)年		スポーツ振興基本計画 平成12(2000)年 スポーツ立国戦略 平成22(2010)年 スポーツ基本法 平成23(2011)年 東京オリンピック開催予定 令和2(2020)年

図 12 戦後日本のスポーツに対する考え方の推移とその背景

日本体育協会スポーツ指導者養成テキストに加筆

の類型に当てはまるか、そして、他の類型とは何が異なるのか、あるいは、どの類型を目指しているのか、明確にするためである。そのために、これまで検討した状況を踏まえ、次の軸で構成する。

それは、(1)競技志向性、(2)指導者有無、(3)費用負担意識の 3 軸である。これまで、(1)競技志向性については、幾度となくその追求に対して、指導が過度になりすぎるとか、勝利至上主義などと議論が繰り返されてきたためである。本研究においても、体育(教育)とスポーツ(競技)に大きく関わる軸といえる。次に、(2)指導者有無については、学校としての公共サービスでも触れたが、学校運動部活動を指導することが出来る教員や、外部

専門指導員が配置されていることは望ましいが、必ずしもそうではない状況が生まれている。生徒や保護者はやはり指導ができる指導者の配置希望が強い(朝日新聞, 2016)ためである。そして、(3)費用負担についてである。基本的には少ないに越したことはないが、公立学校の場合で高額な費用負担は困難であり、もちろん、必要最低限の部費であったり、実費交通費などの負担は生じているものの、お金をかけてスポーツする感覚は少ない。しかし、今後は費用負担が増える可能性も含め、欠かせない軸と捉える。

(図 13) のように、3 次元類型化を試みた。それぞれ 3 軸を High と Low, 指導者については、有りを High とし、無しを Low とし

表 16 中学校高等学校の運動部活動に関する政策（中澤 2011a）より筆者抜粋

学校運動部活動 時代区分	年代	学習指導要領	文部省通達など
【復活期】	昭和 20（1945）年		
	昭和 21（1946）年		学校校友会運動部の組織運営に関する件
	昭和 22（1947）年	学校体育指導要領 中学校（自由研究）	野球統制令の廃止 学生野球の施行について
	昭和 23（1948）年		学徒の対外試合について
	昭和 26（1951）年	中学校・高等学校（特別教育活動）	
	昭和 29（1954）年		学徒の対外試合について
	昭和 32（1957）年		学徒の対外試合について 中学校・高等学校における運動部の指導について
	昭和 36（1961）年		学徒の対外運動競技について
	昭和 43（1968）年		中学校、高等学校における運動クラブの指導について
	昭和 44（1969）年	中学校（必修クラブ活動設置）	児童生徒の運動競技について
【安定期】	昭和 45（1970）年	高等学校（必修クラブ活動設置）	
	昭和 54（1979）年		児童生徒の運動競技について
	平成 元（1989）年	中学校・高等学校（部活代替措置）	
【安定期】	平成 10（1998）年	中学校（必修クラブ活動廃止）	中学校および高等学校における運動部活動について
	平成 11（1999）年	高等学校（必修クラブ活動廃止）	
	平成 13（2001）年		児童生徒の運動競技について
	平成 20（2008）年	中学校（教育課程との関連）	
	平成 21（2009）年	高等学校（教育課程との関連）	

て、全体で8象限存在するところ、①から⑦タイプで類型化した。この類型化に第7章で示した、公立高校における部活動の撤廃事例以外を当てはめると次のとおりとなる。

①競技志向 High — 指導者有り — 費用負担 Low

このタイプは、公立中学と公立高校において、全国大会で上位の成績を残した2つの事例で示したタイプである。競技志向が高ければ、非常に理想的な公立学校の運動部活動といえる。しかし、現状を維持し、経営資源の投入や対策を講じなくていいわけではない。指導者が教員であれば、過重労働ではないのか、休日は確保されているのか、これらを管理者は適切に把握しておかなければならない。

また、賞賛も必要だろうし、生徒や保護者の満足度は高いかも知れないが、一教員の犠牲の上に成立する満足ではあってはならない。

②競技志向 High — 指導者無し — 費用負担 Low

このタイプは、先の事例では取り上げていないが、これまではタイプ①であったにもかかわらず、指導者が異動で不在となったしまった場合、あるいは、高い競技成績を挙げているながら、練習計画などは選手自らを立案実行し、名目上の顧問教員は存在するものの、競技の指導には関与していないタイプである。後者であれば、本来、学習指導要領で位置付けられている、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動といえるかも知れない。

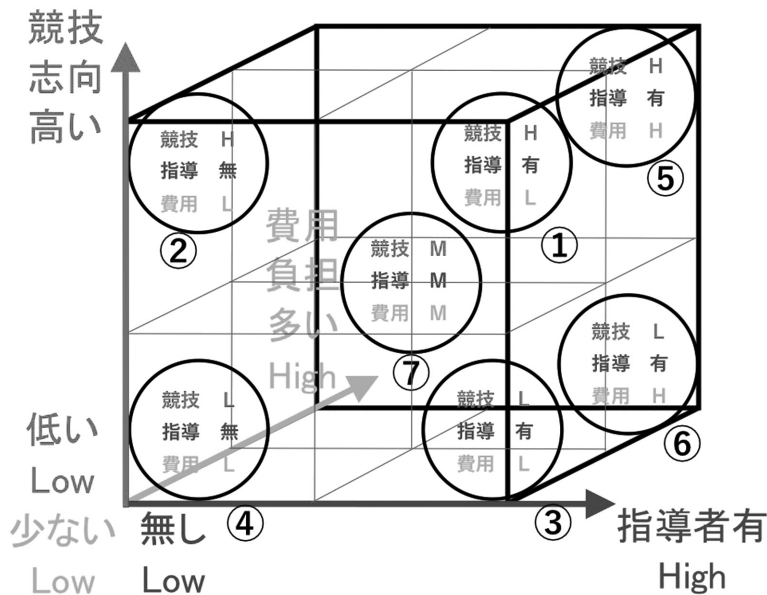


図 13 学校運動部活動 3 次元類型化の例

また、公立高校サッカー部の事例であったように、指導者は存在しているが、表立った指導をしないケースにも当てはまるといえる。

③ 競技志向 Low — 指導者有り — 費用負担 Low

このタイプは、ゆる部活として取り上げた、競技志向ではない事例に当てはまる。競技志向ではないが、体力向上のためのエクササイズであったり、トレーニングを指導したり、外部指導者から専門的なヨガ指導を受けたり、大会出場はせず、その日に集まったメンバーで実施する競技やルールを決めるなど、である。事例で取り上げた活動は週 4 回であっても早朝の 45 分間のみであったり、月 1 回の場合もあった。生徒にとっても、教員にとっても時間の確保が可能となり、Win-Win な活動なのであろうか。運動部活動を選択肢のうちのいくつかであっていいはずであるが、すべてがこのタイプになるのであれば、学校で競技スポーツを行う場は無くなり、民間クラ

ブかプロクラブにその活動を担ってもらうこととなるだろう。そうなれば、自ずと費用負担は嵩み、エリートスポーツ化だけでなく、公教育だから為し得た、国民全員がスポーツに触れる機会すら奪うこととなり、中体連や高体連の存在意義も問われてくる。

④ 競技志向 Low — 指導者無し — 費用負担 Low

このタイプは、先の③の専門的な指導者がいない、あるいは行わないタイプである。事例としては取り上げていないが、通常、専門的な指導をしない教員であっても、活動の計画を立てたり、リーダーや核となる生徒と打合せなどの後方支援は行われる。ただし、競技志向が無いからと言っても、スポーツや運動をするのであれば、安全管理は不可欠である。活動現場に必ず立ち会わなければならないことはないものの、不慣れた生徒や経験が少ない生徒であれば、危険性は高まると言えるため、十分な注意が必要である。

⑤競技志向 High —指導者有り—費用負担 High

このタイプは、費用負担が高いタイプである。通常であれば、最低限度の費用負担で賄われるはずであるが、すでに競技成績もある程度高く、有名な指導者が存在していて、全国大会常連校などである場合は、大会以外でも合宿遠征など活動費としてかなりの費用負担がある。もはやこうしたタイプは、あらかじめ入学や入部前から取捨選択がある程度出来る情報があり、費用負担を望まなければ選択しないはずであるし、競技志向を望まないにも関わらず、入部をすることはないのであろう。中学生や高校生（その保護者）に過大な負担を強いることは、決して好ましいことではない。全国大会へ出場となれば、各個人の負担をできるだけ減らすべく、教職員はじめOBやOG、親戚や関係者に寄付を募ることが多い。事例として取り上げることは無かったが、公立高校、私立高校に関わらず、甲子園に出場する際、どのくらいの費用が掛かっているかという点、5,000万円近い金額が集められ、ラグビーやサッカーにおいても、1,000万円ほどの金額が集められている（関、2014）。

⑥競技志向 Low —指導者有り—費用負担 High

このタイプは、事例としては取り上げていない。それは、学校運動部活動としては、ほとんど例が無いと思われる。学校ではないが例示するとすれば、フィットネスクラブに該当する。タイプ③ゆる部活の費用負担タイプといえる。ゆる部活においても、ヨガのインストラクターを外部指導員として呼ぶことはある。しかしながら、予算があれば良いが、無ければ生徒負担も発生する。しかし、相当の頻度であれば、費用負担は高くなるが、それを望むのであれば、はじめからフィットネスクラブへ通うものであろう。学校で出来るからこそ、友人同士で出来るからこそ、学校

運動部活動でもある。

⑦競技志向 Middle —指導者 Middle —費用負担 Middle

このタイプは、本来 High と Low で分類したものであるが、該当しないケースとして取り上げる。事例として取り上げた、学校運動部活動と総合型地域スポーツクラブの連携例である。競技志向としては、高いものも低いものも存在し、指導者も基本的には存在するものの、自由に活動する場合もある。また、費用負担も一定程度発生していることから、すべて Middle のタイプとして、中間に位置付けた。これまでは、ほとんど費用負担がないかたちで学校運動部活動が行われてきたわけであるが、教育活動と公共サービスがイコールではつながらないとしても、最低限度のスポーツ機会を提供する義務と、過剰なサービスを無料で受け取ることの矛盾感は、解消していかなければならないのではないかと。今後目指すべきタイプのひとつとしてあげられるのではなかろうか。

そのほか、8つの象限で表されるうちの、（図16）左上奥に当たる象限、競技志向 High —指導者無し—費用負担 High、もうひとつ、左下奥に当たる象限、競技志向 Low —指導者無し—費用負担 High については、事例で取り上げることもなく、あいにく、想定が難しいケースであるとして考察からは除外した。

学校運動部活動においても、このように、3軸で構成した類型化だけでも、7つのパターンが想定出来た。各象限、類型化に応じて、それぞれメリット、デメリットが存在する。デメリットについては、資源を投入するもしくは、見直しを図り、効率化するなど、生徒の満足を高められるよう、学校もしくは行政は、ニーズに応じたマネジメントを図らねばならない。すでに、東京都杉並区であったり、大阪市においては、行政として予算を

付け、外部指導員を民間事業者と委託し派遣していたり（東京都杉並区教育委員会，2017）、義務教育の公立中学校においても、相応の対策を実施している自治体もある。

8-4. まとめ

明治初期の創成期に、近代スポーツが日本に伝播して以来、スポーツは専ら“する”ものとして行われた。スポーツとはやや異なるものの、勧進相撲は今の大相撲興行であり、江戸時代やそれ以前にも見て楽しむ慣習はあった（山田，2016）。日本に伝播された初期のスポーツにおいても、料金こそ徴収していないが、一高野球は人気があり、当時 300 人を超える見物人が集まっていた（中村，2009）。また、大正期においても国際大会が開催されたり、プロ野球、甲子園大会も開催されている。昭和初期には国内初の国際大会開催も始まっている。

こうしてみると、するスポーツとして存在しながら、同時に“みせる”スポーツとして行われてきたことにもなる。学校体育や教育の観点で言えば、自身が身体を動かすことが重要であり、そうした活動を通じて心身の充実を図るものである。しかし、昔からそうだったように、他の部活動を応援しに行ったり、プラスバンド部や応援団が、会場で大声援を送ることはよくあった。近年では、“みる”スポーツについて、プロデュース論（齊藤，2004）などが展開されている。これらは、平成 5（1993）年にプロサッカー J リーグが開幕を契機（日本経済新聞，2013）に、プロスポーツやオリンピック、ワールドカップサッカーの観戦者を想定したものである。

それ以外においても、e スポーツもそうだが、チェスやカードゲームは、マインドスポーツとしてカテゴライズされている。スポーツの概念も一概には言えないほどに多様化し、かつての“するスポーツ”と“みるスポーツ”の構造も変容したといえる。プロ野

球もかつては試合を見せているだけであったものが、今やファンサービスを第一として、さまざまなイベントの開催や改革を実行している（月刊体育施設，2008）。文部科学省やスポーツ庁は、スポーツ参画人口の拡大を目指し、するスポーツやみるスポーツの他、ささえるスポーツを掲げている（文部科学省スポーツ立国戦略，2010）。多くの競技でプロ選手として活躍したり、競技団体や大会開催方法が見直され、日本のスポーツ構造が新たなかたちへと変容が見られている。学校運動部活動は、もはや既存の仕組みで実施することは限界を超えており、日本のスポーツ構造の変容に順応するやり方が求められている。

終 章 結語とこれからの部活動への提案

1. 新部活動構想モデルの提案

内海（2009）は、こうした「部活動」の現状に対して批判したが、教育委員会や文部科学省が何も政策として出さなかったことが、最も効果的な結果を生み出しているとしている。つまり、教育行政は、「部活動」における問題意識を持っていたにも関わらず、施策を提示しなかったのではなく、出来なかったとの見解を示している。その理由としては、学習指導要領に「部活動」の明記がなされ、一時削除されたにも関わらず再び復活させたことが挙げられる。しかし、一方では、「部活動」の存在意義は認めながらも、教育課程内外への位置づけ論、指導教員の長時間労働解消や管理責任体制論に終始してきたことであると指摘している。

神谷（2014，2015，2018）は、教育的な部活動、つまり、生徒の自治による結社としての活動を勧めている。神谷が言う結社とは「結社の世界史」から引用された「なんらかの共通の目的・関心を満たすために、一定の約束の下に、基本的には平等な資格で、自発的

に加入した成因而によって運営される、生計を目的としない私的な集団」(綾部他, 2005, 2006)としている。学習指導要領に明記された、本来あるべき学校運動部活動は、結社史の延長線上に位置付けられて良いものだとも言っている。また、自治活動は、教育的意義が高く、部員のモチベーションを高め、人格形成にもつながるものである。

そこで、本研究においては、「部活動」に関わる数多くの問題や課題について、すべて包含して解決できる魔法のような策は無いとしても、教育委員会や各市区町村の自治体レベルにおける、ある程度組織的な範囲での抜本的な改革案として、以下のようにまとめるものである(永谷, 2011)。

本研究における、抜本的な改革案を「新部活動構想モデル」としてその概要を、以下のとおり説明する。学校運動部活動としていないのは、学校以外地域スポーツクラブ、企業チーム、あるいは文化部にも汎用性があるモデルとして、あえて、「新部活動構想モデル」と命名している。

- (1) それぞれの学校で活動している「部活動」をこれに置き換える。
- (2) 一定の範囲における市区町村の自治体が、同じ取り組みを実施することが前提となる。
- (3) その一定範囲における学校が有する体育施設数に応じたクラブを設定し、クラブ数は各施設ひとつとする。
- (4) 各クラブは、レベルを初中上級など3つ程度に分け、それぞれに指導者を配置する。
- (5) 指導者は、その一定範囲内における勤務する教員、もしくは居住する一般指導員を配置する。
- (6) 指導者は、教員や一般問わず指導技術や能力に優れた者として、登録制とする。
- (7) 運営管理及び責任体制については、新たに組織をつくり、指導者登録等を含め徹底する。

- (8) ともなう費用負担や諸問題対応については、上記組織を含め、教育委員会および自治体と協力をし、よりよい「部活動」実施のために協働する。

これら「新部活動構想モデル」についてのイメージは(図14)に示すものである。

この「新部活動構想モデル」を実施するに当たっては、まず、大会出場においては、現在、中体連や高体連では合同チームの出場は認められているものの、ひとつの学校でチームが構成できない場合であるため、本モデルのチームでは該当しない。したがって、U15, U18といった年齢毎の大会出場に変更するなど、各競技団体とも連携しながら規程の見直しすることが求められる。複数の生徒や教員あるいは一般外部指導者が、当該学校以外の施設に出入りすることとなるため、セキュリティ面で問題が懸念される。その場合、例えば、現在学校開放事業などにおいて、実施されているように、各学校で管理するのではなく指定管理者に依頼し、シルバー人材を活用する。また、通学校と異なり、遠方となる場合は、市区町村所有のマイクロバスによる循環送迎や、民間バス会社との契約により、送迎の問題が解決できる。さらに、複数校の生徒を扱うことや、事故やケガでの責任の所在、道具や消耗品の購入などについては、別途立ち上げる、新しい組織、学校、自治体が協働して調整を図る。

いずれにしても、この「部活動」に関わる問題に対して、もはや対処的な問題解決策では、本質的な解決は得られない。根本的で抜本的な改革案を一定の範囲で実施することが必要である。自治体の多くで実施されてきている学校選択制では、選択理由に「部活動」をあげるケースがある(永谷, 2011)。この場合、学校間の生徒の在籍数に偏りがでる可能性があり、そもそも人事異動による、指導者の教員変更には対応できない。今後は、教員イコール指導者の概念を捨て去り、教員のな

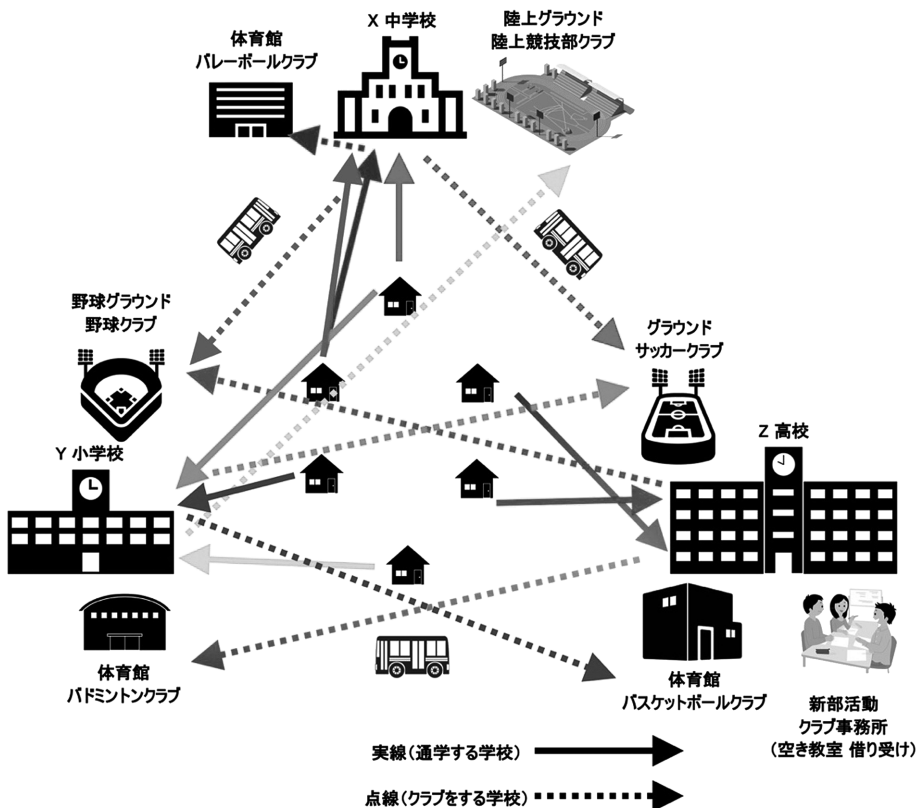


図 14 新部活動構想モデルのイメージ

かでも希望者がいずれかの学校で指導に当たること、過重労働であるとか職務か否かで悩むことは軽減される。何より、「部活動」の主体である生徒が指導者の不足やチームメンバー不足に悩まされることなく、加えて自分のレベルに応じた指導を一貫的に受けられる点ではメリットが大きいと考えられる。

本研究における「新部活動構想モデル」は、対処の問題解決方法ではなく、根本的抜本的な改革案であると言っていい。改革である以上、かなり多くの事項に変更や変化がもたらされる。激変は混乱を生じるため緩和されるべきではあるものの、問題対処程度では根本解決には至らない。つまり市区町村やある一定範囲の組織レベルの改革として取り組み、都道府県や地域、あるいは全国へ拡げていく

必要性があると考えられる。また、改革には大きなエネルギーも必要であり、生徒のよりよい「部活動」環境を維持発展させていくために、指導者として教員だけでなく社会全体が、共通認識をもち取り組むことが必要であるとする。

そして、現在わが国の学校運動部活動は教育活動の一環として実施され、なおかつ、スポーツ活動の原点や基盤として重要な役割を担っている。現在の日本のトップスポーツ選手の多くは「部活動」経験者であり、よりよい環境の下でスポーツができるとして、「部活動」を選択することも珍しくない。したがって、改革をするためにはビジョンを示し、そこに向かって進めていくことが望まれる。しかし、一方で学校教育の一環である「部活

動」は、体育とスポーツのパラドキシカルな関係である。出町(2004a, 2004b)は、勝ち負けといった二元が存在する「競技」と、これとは全く別の価値体系をもつ「教育」という次元の存在が“ねじれ”を生み、問題を生じる要因となっているという。

そもそも学校は、勉強に勤しむ場所であり、その学校における「部活動」はその経緯からしても課外活動の位置づけである。多くの指導者が生活指導等の教育の場として、あるいは協調性や人間関係を学ぶ場として捉えている。これらのことから、学校における「部活動」が教育的な効果は当然あると言える。そうした現状のなかで「新部活動構想モデル」を実践することは、指導者の調査結果からの反応は、半信半疑という結果であった。しかしながら、「部活動」における生徒の満足感や学校生活の中における重要な部分を無くさず、且つ、本来のスポーツや競技を損なわない、「新部活動構想モデル」である。ねじれているのではなく、本来の構造に戻そうとするものである。

2. 指導者調査の結果

この「新部活動構想モデル」について、A市内の少年団指導者と中学校・高等学校の運動部活動指導教員を対象に質問紙調査を実施した。調査時期は、平成20(2008)年10月～12月であり、調査内容は(表17)、回収数は(表18)、回答者の個人特性は(表19)に示すとおりである。

(表20)は、指導者の意欲と満足と現状に対する改善度合いを表したものである。少年団、中学、高校の指導者ともに、意欲と満足については高い傾向がみられたものの、現状に対する改善度合いについては、少年団の指導者はそれほど高い傾向を示さず、中学と高校の指導者は、高い傾向を示した。少年団はすでに学校の枠組が外れており、さまざまな問題は抱えているものの、中学と高校の「部活動」

と比較した場合、改善度合いが低い傾向が見られたのではないかと推察される。

(表21)は、合同チームの効果度と総合型地域スポーツクラブの理解度を表したものである。合同チームの効果度については、「ややある」と「あまりない」が上位を占めていた。これは、人数を確保したり活躍の場を作ったりメリットはあるが、移動距離や練習場所確保といった点に課題があり、明確に効果を判断できない結果であると推察される。また、総合型地域スポーツクラブの理解度は、「よくわからない」、「あまりわからない」が半数以上を占め、理解の低さが明らかとなった。

(図15)は、「新部活動構想モデル」について、生徒と指導者へのプラス度を表したものである。生徒に対して「プラス+ややプラス」=58.9%、「あまりプラスでない+プラスでない」=33.7%であった。指導者に対しては「プラス+ややプラス」=55.0%、「あまりプラスでない+プラスでない」=38.0%であった。

この結果を裏付けるメリットとデメリットに関する自由記述回答が(表22)である。また、その他の意見について自由記述回答が(表23)である。

既出の問題や課題が挙げられるが、幅広い人間関係が構成できる、意欲が向上するといった内面的なメリット挙げていた。一方、成長度合いが分からない、生活指導が出来な

表17 調査内容

調査内容	質問項目
個人特性	性別、教員歴、指導種目、指導歴、学生時の競技
意欲・満足・改善	活動に対する意欲の度合 活動に対する満足の度合 活動に対する改善の度合
改革	合同チームの理解度 総合型地域スポーツクラブの理解度
新部活動構想	新部活動構想のプラス度 新部活動構想への意見

表 18 回収数

	n
少年団指導者	27
中学校指導者	39
高校指導者	29
合計	95

表 20 指導者の意欲と満足、調査内容
現状に対する改善度合

意欲度合	少年団	中学	高校
意欲的でない	0.0%	5.1%	3.6%
やや意欲的でない	0.0%	15.4%	14.3%
やや意欲的である	46.2%	48.7%	28.6%
意欲的である	53.8%	30.8%	53.6%
満足度合	少年団	中学	高校
満足していない	3.8%	8.1%	6.9%
やや満足していない	11.5%	18.9%	20.7%
やや満足している	53.8%	46.6%	69.0%
満足している	30.8%	24.3%	3.4%
改善度合	少年団	中学	高校
改善の必要なし	19.2%	5.4%	10.7%
ほぼ改善の必要なし	26.9%	29.7%	21.4%
やや改善の必要あり	34.8%	32.4%	23.1%
改善の必要あり	19.2%	32.4%	35.7%

いなど、旧態依然の回答もあった。また、自由意見では、多くはバックアップの問題であるが、事故や怪我の責任の所在や、移動の問題を指しているかと思われる。次いで、アイデアは賛成であるとのこと。実践の価値はあるとのことであった。

また、同市内において、本研究が示す「新部活動構想モデル」についての調査ではないが、学校部活動への取り組み方と態度について、平成 29（2017）年 9 月に調査を実施している（千葉，2018）。この調査では、顧問教員の部活動への取り組み方を積極的な群と消極的な群に分け、比較している（表 24）。顧問教員の取り組み方については、非常に積極的と積極的を合わせると 61%，非常に消極的と消極的を合わせると 39%であった。また、今後の部活動の在り方については、積極的群で

表 19 個人特性

性別 (n)		教員歴 (n)	
男性	76	1～4 年	12
女性	19	5～9 年	14
年齢 (n)		10～14 年	15
20 代	15	15～19 年	8
30 代	31	20～24 年	5
40 代	16	25～29 年	10
50 代	23	30 年以上	4
60 代以上	10	教員以外	27

表 21 合同チームの効果度と総合型地域スポーツクラブの理解度

合同チームの効果度	
効果的ではない	11.8%
あまり効果的ではない	32.4%
やや効果的である	36.8%
効果的である	13.2%
回答なし	5.9%
総合型地域スポーツクラブの理解度	
理解していない	31.6%
あまり理解していない	31.6%
やや理解している	25.3%
理解している	10.6%
回答なし	1.1%

は教員と外部指導員による運営と総合型クラブへの以降が最も多く、それぞれ 35.1%，現状維持は 26.0%であった。一方、消極的群では総合型クラブへの移行が最も多く 56.9%，次いで教員と外部指導員による運営が 35.3%であった。現状維持は 3.9%にすぎなかった。

そのほか、自由回答もあり、次のように答えている。部活動に肯定的な意見を持つ、週平均指導時間 28.5 時間の 40 代バレーボール部の顧問は「外部委託は反対、部活動の教育効果を考えると外部はあり得ない」という。一方、否定的な意見を持つ、週平均指導時間 16 時間の 40 代サッカー一部顧問は「学校でスポーツ指導を行う時代はとくに終わっている」という。そして、中立的な意見を持つ、

学校運動部活動の構造変化(永谷)

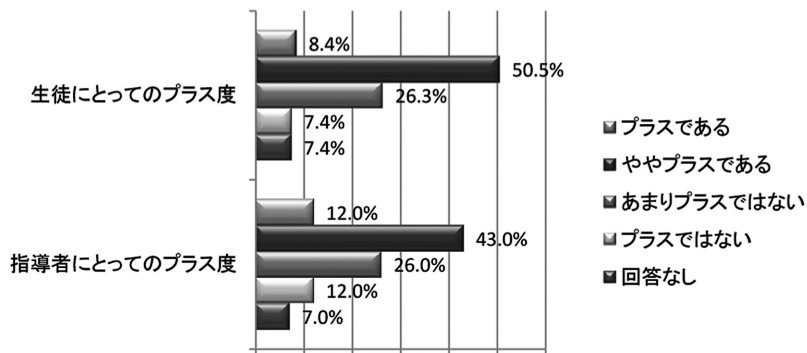


図 15 「新部活動構想モデル」について生徒にとってのプラス度と指導者にとってのプラス度

表 22 「新部活動構想」におけるメリットとデメリット（自由記述）

メリット	デメリット
競技人口の確保 優秀な指導を受けられる 技術向上のぞめる クラブの選択肢が増える 幅広い人間関係が構成できる いろいろな指導を受けられる いろいろな経験ができる 専門性がある 生徒数の確保ができる やりたい競技ができる 幅広いニーズに応えられる 意欲が向上する 自分に合った段階から始められる 指導者の交流がある プレッシャーを感じレベルアップにつながる 指導できない競技を持たなくてよい 専門の指導者がいて指導が楽になる レベルが揃い効率的 複数で指導ができる 活躍する場が増える 器や熱意が試されレベルアップにつながる 負担が減る 責任が増しさまざまな経験ができる	何かと不都合が生じる 良い生徒の引き抜き問題 母校愛が無くなる 個人的主義 移動の問題 責任問題が懸念 生徒が多く入れ替わるので成長度合いが分からない 手当の問題 長期スパンでマンネリ化 すべての面をみることができない 負担が増える 責任感が増す 専門指導者がいなければ意味がなくなる 複数の指導者が必要となる 外部指導者がメインとなる 生活指導ができなくなる

週平均指導時間 26.5 時間の 20 代顧問は「生徒指導に役立っていることは確かであるし、勉強が苦手な子が活躍できる場所でもある。しかし、教員への肉体的、精神的負担が大きいのも確かである。一概に学校から切り離せばよいというものではないが、正式な業務ではない部活動に多くの時間が割かれるのも問題である。難しいことなので、より多くの人

に現状を知ってもらい、議論に加わってほしい」と述べている。

3. 結語

学校運動部活動のあるべき姿を一括に解明することは容易ではない。教員は学校運動部活動の現状について憂慮しつつも、改善しにくい環境下にあると言える。学校が部活動

表 23 「新部活動構想」についてのその他の意見（自由記述）

件数	記述内容
40	バックアップの問題
17	アイデアは賛成である、価値はある
13	部活を通しての生活指導ができなくなる
7	チーム形成の問題
6	活動場所、時間、生徒数、指導者の確保の点はよい
5	すべての学校や生徒には当てはまらない
4	中体連・高体連との関わり
4	課題が多すぎる
3	勝利優先主義となる
3	活性化につながる
3	一貫性指導ができる
2	中途半端で根本は変わっていない
2	地域転換を望む
2	選択制で十分
2	地域の区割りが難しい
2	そこまでしなくてよい
2	全国実施は難しい
1	学校というくくりを外すことによって教員の負担が増える
1	外部指導者、総合型地域スポーツクラブの普及率を考えると難しい
1	小中高は分けるべき
1	部活動を廃止しなければ無意味
1	失う部分が多い（友人関係など）
1	技術メインならクラブチームのほうがよい
1	指導できる人材を増やさなければならない

サービスを提供する一般企業とすれば、顧客である生徒の満足度は、学校内の部活間、あるいは公立の各学校間で比較しても、大きな差があるといえよう。また、活動を提供する側の教員のモチベーションも両極端であり、仮にモチベーションはあっても指導する能力が高くなければ、その差は簡単には埋まらない。

全員顧問制度（実際は制度でなく慣行）についても、各学校長の判断によるものであるが、独断で廃止にする学校は散見される程度である。校長が存続や廃止の権限を持つものであるが、一校長もその採用された組織内

表 24 部活動への取り組み方と部活動の将来の関係（千葉，2018）

	積極的な取り組み	消極的な取り組み	合計
現状維持	20(26)	2(3.9)	22
教員と外部指導員の運営	27(35.1)	18(35.3)	45
総合型クラブへの移行	27(35.1)	29(56.9)	56
その他	3(3.9)	2(3.9)	5
自由度 3， $\chi^2 = 12.013$ ， * * = $p < .01$	77	51	128

（都道府県や市の教員という立場）においては、フォロワー的立場に過ぎず、まして、一般企業のような競争原理が働かない学校においては、成果や評価が一般化しないだけでなく反映もされにくい。

さらには、部活動が教員にとっても、生徒にも評価の対象となった点も大きい。教員は、教員採用試験の段階で、所属してきた部活動での戦績や、指導できる部活動の記入が求められる。平成 5（1993）年から、競技成績が高い者が特別選考され、平成 20（2008）年には、約半数の都道府県および政令指定都市で実施されている。一方、生徒評価については、昭和 55（1980）年代以降、指導要録や調査書において、進学するための部活動が浸透している。一部の強豪私立中学や高校においては、もはや、学校経営の一部として強い部活動を打ち出し、大勢もしくは有力な選手の獲得を目的としている。

そうした部活動に特化した学校の監督コーチは、指導者として有能である。一般の教員と同様に教壇に立ち教鞭をとり、学内の校務分掌をこなしているかどうかは、それぞれの学校によるが、指導に専念していることが多い。もはや、プロ指導者である。私立学校であれば、少子化の時代の生徒募集に非常に大きな影響力となっている（スポーツ庁，2018f）。

運動部活動に関しては、スポーツ庁による

ガイドラインの策定や各競技団体による指導マニュアルを作成している。スポーツを実施する上では、試合や大会に出場すれば、勝ち負けがついて当たり前であるし、それが魅力である。しかし、間違った勝利至上主義が蔓延し、勝ち負けを目指すことすら否定する見解も少なくない。そして、勝利のために体罰やハラスメントが未だに根絶されていない。部活動指導に携わるものとして、断じて容認してはならない。

嘉納治五郎に立ち返ると、「精力善用国民体育」(1930)のなかで、体育について、「各自の身体形成とそれぞれの人生の目的への適合を目指しつつ、同時に国体擁護、力の充実、融和協調が求められる当時の状況に涵養し、究極的には人格の形成を目指す」という、まさに、教育的営為としている。一方、スポーツ(競技運動)については、勝敗の結果を求めて競い合う為、興味がわき、関心が持たれやすい。しかし、体育を目的としたものではないから、体育の目的に敵うように深い思慮が必要となってくる。としている。

ただし、友添(2014)は嘉納の体育論を現在のスポーツ状況に対して援用することに、スポーツ(競技運動)を文化として捉え、スポーツそのものの追究やその喜びを享受すべきという、いわゆる「スポーツそれ自体の教育」という発想がなかったと指摘している。しかし、この見解は適切ではない。師範学校校長の時は、積極的に生徒だけでなく教員にも課外活動としてスポーツを奨励し、オリンピック選手も輩出している。体育(教育)とスポーツ(競技)は両輪であったはずである。現在のように、体育とスポーツが混交するようになったのは、学校で実施すればスポーツが教育になるかのように、なってしまったことである。要はどのように実施するかという方向性を見失ってしまった結果である。こうして、教育も体育同様にスポーツとの間にパラドキシカルな関係性をもつ原因となったと

言える。

これまで、時代区分を追って、学校運動部活動の構造を明らかにしてきたが、例えば、関(2014)が指摘するように、女子マネージャーが成立した頃から、学校や指導者がマネジメントするようになり、学習指導要領にある、生徒の自主的・自発的な参加は少なくなったといえる。これでは、生徒を参加させていることになりかねない。教員や指導者は、改めて、学校運動部活動の普及に大きく関与した嘉納治五郎の創成期の原点に回帰すべきか、よく踏まえて、体育とスポーツを捉えていかなければならない。

なぜ、明治創成期より150年間も学校運動部活動が継続してきたのか、それは、必要であったからに他ならない。社会の状況や政治や経済に連動して、体育とスポーツの狭間をゆれ動きながら、その構造は変化してきた。こうしてみると、学校運動部活動が社会の縮図のようである。多くの企業が、アメリカ化しながら失敗したり、日本独自のスタイルを築いたりしているが、現在のような学校運動部活動では、不要なのかも知れない。しかしながら、全国の体育スポーツ施設の6割以上が学校にあり、体育の授業以外で学校運動部活動がなくなれば、間違いなく、日本のスポーツ振興は途絶えると言っていい。スポーツが多様化し、スポーツ活動の主体も学校から離れつつあるとしても、プロクラブや総合型地域スポーツクラブが増えてきたとはいえ、すぐに制度移行が出来るわけではない。

そこで、学校運動部活動を継続させるためには、学校だけでなく、地域、自治体、競技団体など社会全体で取り組まなければならない。中澤(2014)も、スポーツは学校教育下に置きたがる傾向にあることや、谷口(2014)も地域との連携を望まない教員文化が存在していると指摘している。多くの国がリーグ戦を導入しているにも関わらず、日本では短期間で勝者を決めるトーナメント制の方がほと

んどである。こうした旧態依然、既成事実や固定概念の体質を限りなく打破し、変革しなければ変わることはない。本研究において提案した、新部活動構想モデルもそうである。中体連や高体連、各競技団体の協力も不可欠である。試合出場を多くし、一戦必勝、負けたら終わりではない環境をマネジメントすることに尽力すべきである。

すでに、高校サッカーでは、プリンスリーグが実施され、リーグ戦化を試みているが、既存大会に加わった形になり、過密日程から敬遠されている。また、甲子園大会も、根強い文化との戦いではあるが、様々な議論が沸き起こりつつある。日本人の「弱きを助け、強きをくじく」感受性、勝者の悪者化、弱者への賞賛といったことも、リーグ戦化により変容し、一シーズンをメンバー全員でどう戦うか、負けても次がある考え方に変えていかなければならない。もはや、各カテゴリー、各競技だけにとどまることなく、大きく舵を切る時期である。

失われた 20 年のように、今まさに手立てしなければ、学校運動部活動の存在はやがて廃止や消滅の可能性も十分考えられる。学校で行われてきたということは、最低限の公共サービスのひとつとして、誰もが享受できるものであった。スポーツに限らず、どんなことにも共通しているはずであるが、楽しいだけでなく、苦労や努力、挫折や挑戦を繰り返しながら、成功体験を得ていこうとするなかに、教育が包含されていることを忘れてはならない。

謝 辞

本学位論文の執筆にあたり、指導教員を引き受けてくださった澤野雅彦先生には、感謝の念に堪えません。筆者はスポーツマネジメントを専門分野としながらも、経営学という学問の基礎から丁寧に教えていただき、また、

多方面の学会、研究会に躊躇なく発表の機会を与えていただいたこと、大変貴重でありました。これまでの筆者であれば、およそあり得なかった研究視野に相当広く転換させていただくことができました。学位論文のご指導以上に、筆者がこれから研究者として歩むべく途を指南していただけたことは、大きな財産となりました。この場をお借りし、心よりお礼申し上げます。そして、退職記念号に掲載させて頂くこと甚だ恐縮ではありますが、光栄に思います。

また、本学位論文の作成過程において、大平義隆先生、伊藤友章先生から、ものの見方や考え方、論文の構成について、有益なご助言、アドバイスをいただきました。常に温かく、且つ熱心に夜遅くまでご指導いただいたこと、深く感謝の意を表します。

引用参考文献

- Alain Corbin (1998) *L'avenement des loisirs.*, les editions Aubier, Paris (= 渡辺響子訳『レジャーの誕生上・下』藤原書店、2000)
- B. G. Pitts, D. K. Stotlar, 首藤禎史・伊藤友章共訳 (2006)『スポーツマーケティングの基礎』, 白桃書房.
- Bernard Gillet (1948) *Histoire du sport*. Presses Universitaires de France. (= 近藤等訳『スポーツの歴史』白水社、1952)
- C. K. Brightbill, (1960) *The Challenge of Leisure*, Prentice-Hall.
- Feezell, R. M. (1986) *Sportsmanship*. *Journal of the Philosophy of Sport*, XIII.
- Guttmann, A. (1994) *Games & Empires -Modern sports and cultural imperialism*. Columbia University Press. (= 谷川稔彦訳『スポーツと帝国—近代スポーツと文化帝国主義—』, 昭和堂、1977)
- J. Dumazedier, (1962) *Vers une civilisation du loisir* Éditions du Seuil. (= 中島巖訳 (1972)『余暇文明へ向かって』東京創元社)
- J. Pieper, (1948) *Musse und Kult*, München: Kösel. (= 稲垣良典訳『余暇と祝祭』講談社、1988)
- Japan Today, (2013) *Basketball coach apologizes at wake for abusing student who committed suicide*,

- japan daily press Jan 09.
- J. W. Keating (1963) “Winning in sport and athletics” Thought, 201-210
- J. W. Keating (1964) Sportsmanship as a Moral Category. Ethics, LXXV.
- Kew, F. C. (1978) “Values in competitive games”. Quest (29): 103-112.
- P. C. McIntosh. Watt (1963) Sport in society. C. A. Watt.
- Robert Whiting (1989) You Gotta Have Wa. Vintage; Original. (玉木正之訳『和をもって日本となす』角川文庫. 1990)
- S. Parker, (1971) The future of work and leisure, MacGibbon and Kee. (= 野沢浩・高橋祐吉訳 (1975)『労働と余暇』TBSブリタニカ)
- 阿部忍 (1974) スポーツ規範論, 日本人の人間観とスポーツ, 不昧堂.
- 安倍大輔 (2006) スポーツ少年団の結成過程と理念形成についての研究, 日本体育学会, 218.
- 阿部生雄 (1995) 辞書に見る“スポーツ”概念の日本の受容, 外来スポーツの理解と普及, 中村敏雄(編), 創文企画, 9-93.
- 阿部生雄 (2002) 武田千代三郎の「競技道」の系譜とその性格, 筑波大学体育科学系紀要 25, 31-48.
- 阿部隆行 (2013) 生徒の多様なニーズに応える“総合型スポーツ同好会”, 体育科教育 61(3), 38-41.
- 阿部隆行 (2016) 生徒の多様なニーズに応える“総合型スポーツ同好会”, 運動部活動の理論と実践, 友添秀則編, 大修館書店, 257-264.
- 愛知教育会編 (1917) 国民の体育に就いて, 愛知教育雑誌, 愛知教育会事務局.
- 安東由則 (2009) 明治期における中学校校友会の創設と発展の概観, 武庫川女子大学教育研究所研究レポート, 39, 31-57.
- アンダーソン, 江橋慎四郎訳 (1965)「企業とレクリエーション」ベースボールマガジン社, Anderson, Jakson M., 1955, Industrial recreation.
- 青木尚雄 (1974) 第1回日本人口会議の概要, 人口問題研究 132, 41-45.
- 青野桃子 (2014) 余暇研究におけるレクリエーションとレジャーの関係:「余暇善用論」の視点から, 一橋大学スポーツ研究 33, 34-44.
- 青柳健隆・石井香織・柴田愛・荒井弘和・深町花子・岡浩一郎 (2015) 運動部活動での外部指導者活用に向けた組織的実践の長所と問題点:異なる実践モデルに対する教員の評価, 体育学研究 60(2), 783-792.
- 青柳健隆・石井香織・柴田愛・荒井弘和・岡浩一郎 (2017) 運動部活動顧問の時間的・精神的・経済的負担の定量化, スポーツ産業学研究 27(3), 299-309.
- 新雅史 (2013)「東洋の魔女」論, イースト・プレス.
- アレン・グッドマン著, 谷川稔他訳 (1997) スポーツと帝国—近代スポーツと文化帝国主義—, 昭和堂.
- 朝日新聞社 (2016) 中学校の部活動, 4月17日, 24日, 5月1日, 8日, 15日連載記事.
- 朝日新聞社 (2018a) 僕はeスポーツで「甲子園」めざす週6練習の公立校, 9月23日掲載記事.
- 朝日新聞 (2018b) 勝利をめざさない「ゆる部活」体力向上部・ヨガ同好会…, 11月7日掲載記事.
- 朝日新聞社 (2019) 全国高等学校野球選手権大会100回史, 朝日新聞出版.
- 綾部恒雄監修 (2005-2006) 結社の世界史1〜5, 山川出版社.
- ベネッセ教育総合研究所 (2017) 第6回学習基本調査 DATA BOOK 教員の勤務実態と意識.
- Benesse 教育研究開発センター (2010) 第5回学習指導基本調査 (小学校・中学校版).
- 馬場健 (2007) 公共サービスと行政サービスについての整理, 法政理論, 新潟大学法学会 39(2), 366-388.
- 馬場四郎 (1960) 学校体育とオリンピック, 学校体育(13)5, 日本体育社, 14-16.
- カイヨワ著, 清水幾太郎・霧生和夫訳 (1970) 遊びと人間, 岩波書店.
- カール・ディーム著:福岡孝行訳 (1966) スポーツの本質と基礎. 法政大学出版会. 24.
- 千葉直樹 (2018) 北海道A市中学校教員にみる学校部活動への取り組み方と態度, 平成30年度北海道体育学会第58回大会発表資料.
- 中体連 (2019a) 日本中学校体育連盟目的, 中体連HPより, <http://njpa.sakura.ne.jp/index.html> (令和元年6月5日閲覧)
- 中体連 (2019b) 合同チーム参加規程, 中体連HPより, <http://njpa.sakura.ne.jp/sub/lead.html> (令和元年6月5日閲覧)
- クーベルタン著, カール・ディーム編, 大島鎌吉訳 (1962) オリンピックの回想, ベースボールマガジン社.
- 大日本体育会 (1947) 評議員会議事録.
- 伊達中学校 (2017, 2019) コミュニティ・スクール通信.
- 伊達中学校 (2018) 学校運営協議会報告書 (第1〜3回).
- 伊達市教育委員会 (2019) 伊達中学校学校要覧.
- 出口弘 (2009) コンテンツ産業論, 東京大学出版会, 32-33.

- 出町一郎（2004a）学校運動部活動の現在と未来(6) 悩める部活動顧問, Training Journal March, ブックハウス HD.
- 出町一郎（2004b）学校運動部活動の現在と未来(9) 子供と保護者の調査からみた部活と外部スポーツ環境, Training Journal March, ブックハウス HD.
- 藤島秀記（1976）余暇思想の流れ, 「レクリエーション体系 I」, レクリエーションと現代, 不昧堂出版, 262-288.
- GAME watch ニュース（2018）【特別企画】e スポーツを“学校おこし”に活用する岡山共生高校訪問レポート, <https://game.watch.impress.co.jp/docs/news/1159174.html>（12 月 21 日閲覧）
- 月刊体育施設（2008）特集 プロ野球チームによるファンサービス, 月刊体育施設 37(9), 4-19.
- 後藤健生（2013）国立競技場の 100 年, ミネルヴァ書房.
- 浜田幸絵（2018）東京オリンピックの誕生：1940 年から 2020 年へ, 吉川弘文館.
- 濱口義信（1991）嘉納治五郎における柔道と体育・スポーツの概念についての分析的研究, 同志社女子大學學術研究年報 42(3), 445-458.
- 畑喜美夫（2013）子どもが自ら考えて行動する力を引き出す魔法のサッカーコーチング, ボトムアップ理論で自立心を養う, カンゼン.
- 畑喜美夫（2014a）ボトムアップ式指導でチーム力を伸ばす魔法のサッカーコーチング実践編, カンゼン.
- 畑喜美夫（2014b）「強いチーム」をつくる～「ボトムアップ理論」による企業の組織作りとは～, HU-MO 出版局.
- 畑喜美夫（2016）まんがでみるボトムアップ理論, ザメディアビジョン.
- 畑喜美夫（2017）チームスポーツに学ぶボトムアップ理論, 高校サッカー界の革新者が明かす最強の組織づくり, カンゼン.
- 畑喜美夫（2018）子どもの「自立」を育てるスポーツコーチング, ボトムアップ理論 5 ステップ, 池田書店.
- 畑東一郎（1963）オリンピックの後にくるもの, 中学校教師の立場から, 新体育 33(12), 25-30.
- 長谷川純三（1981）嘉納治五郎の教育と思想, 明治書院.
- 長谷川精一（1995）森有礼のスペンサー理解, —Education Intellectual, Moral, and Physical をめぐって—(1), 相愛女子短期大学研究論集 42, 37-54.
- 長谷川精一（2002）森有礼の師範学校政策, 相愛大学研究紀要, 21-42.
- Huffpost ハフポスト（2019）e スポーツが部活動に, https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_5c8b4c4ce4b0d7f6b0f1cdc5（3 月 18 日閲覧）
- 波多野勝（2004）東京オリンピックへの遙かな道—招致活動の軌跡 1930-1964, 草思社.
- 服部宏治（2015）日本の都市 YMCA におけるスポーツの普及と展開, 溪水社.
- 服部一三（1927）第一高等学校同窓会報第 5 号.
- 久富善之編著（1988）教員文化の社会学的研究, 多賀出版.
- 久富善之編著（1994）日本の教員文化, 多賀出版.
- 久富善之編著（2003）教員文化の日本の特性, 多賀出版.
- 久富善之編著（2008）教師の専門性とアイデンティティ, 勁草書房.
- 本間茂雄（1960）オリンピック選手養成と学校体育, 身体育 30(6), 新体育社.
- 寶學淳郎・清原泰治・阿部生雄（1998a）東京高等師範学校の課外スポーツに関する歴史的研究（Ⅰ）, 明治期を中心として, 高知学園短期大学紀要 28, 9-22.
- 寶學淳郎・清原泰治・阿部生雄（1998b）東京高等師範学校の課外スポーツに関する歴史的研究（Ⅱ）, 大正期から昭和戦前期を中心として, 高知学園短期大学紀要 28, 23-32.
- 今村嘉雄（1951）日本体育史, 不昧堂出版.
- 今村嘉雄（1969）十九世紀に於ける日本体育の研究, 不昧堂出版.
- 井上俊（1977）遊びの社会学, 世界思想社, 113-155.
- 井上俊（2004）武道の誕生, 吉川弘文館.
- 入江克己（1986）日本ファシズム下の体育思想, 不昧堂出版.
- 伊東俊太郎編（1997）比較文明学を学ぶ人のために, 世界思想社.
- 時事通信（2019）「e スポーツ部」割れる意見＝公立高校, 根強い抵抗感—茨城, 時事ドットコムニュース, <https://www.jiji.com/jc/article?k=2019031000165&g=soc>（3 月 10 日掲載）
- 加賀秀雄（2002）わが国における近代スポーツの展開過程に関する実証的研究, —明治神宮対競技大会の設立をめぐって—, 名古屋文理大学紀要 2, 135-143.
- 海後勝雄（1970）学校教育におけるクラブ活動, 新体育 40(6), 26-30.
- 寛誠一郎（2017）e スポーツの可能性について, 千葉商科大学 CUC View & Vision 43, 16-20.
- 神谷拓（2014）運動部活動の制度史と今後の展望, 体育科教育学研究 30(1), 75-80.
- 神谷拓（2015）運動部活動の教育学入門, 大修館書

- 店。
- 神谷拓 (2018) 中澤篤史著における引用資料の曲解, 宮城教育大学紀要 52, 191-200.
- 金子藤吉 (1963) コーチのためのスポーツモラル, 新体育学講座第 14 巻, 逍遥書院.
- 嘉納治五郎 (1910) 青年修養訓, 同文館.
- 嘉納治五郎 (1930) 精力善用国民体育, 講道館文化会.
- 嘉納治五郎伝編纂会 (1941) 嘉納治五郎, 講道館.
- 片岡えみ (2014) 誰が教師を信頼しているのか—「モンスター・ペアレント」言説の検証と教師への信頼—, 駒澤社会学研究 46, 45-67.
- 加藤裕康 (2018) ゲームがスポーツになるとき—e スポーツにおける情報と身体—, 中央大学文学部紀要 28, 135-147.
- 加藤元和 (1985) カール・ディームの生涯と体育思想, 不昧堂, 25.
- 加藤登志子 (1974) 「師範タイプ」形成についての一考察, 教育学雑誌 8, 52-70.
- 川人顕・渡辺直哉 (2015) 国をあげた国際競技大会の支援とスポーツ庁の設置— オリンピック・パラリンピック特措法案, ラグビーワールドカップ特措法案, 文部科学省設置法改正案—, 立法と調査, 参議院事務局企画調整室 363, 13-24.
- 川谷茂樹 (2005) スポーツ倫理学講義, ナカニシヤ出版.
- 慶応大学山本ゼミ共同研究報告書 (2017) 「部活動」の起源と発展に関する教育史的研究, 慶応大学山本ゼミ共同研究報告書.
- 経済産業省 企業スポーツ懇談会 (2001) 企業とスポーツの新しい関係構築に向けて.
- 木下雅仁・湯沢秀文 (2002) 高校教育改革の動向と特色ある学校・教育の創造 —宮城野高等学校・伊奈学園総合高等学校の事例をもとに—, 名古屋大学大学院教育発達科学科附属中等教育センター紀要 2, 97-110.
- 木村和彦 (2019) e スポーツの論点整理—体育・スポーツ科学の視点から—, 日本体育スポーツ経営学会第 42 回大会号, 33-34.
- 木村吉次編著 (2001) 体育・スポーツ史概論, 市村出版.
- 国家戦略室 (2009) 新成長戦略 (基本方針): 輝きのある日本へ, 首相官邸.
- 国立教育政策所編 (2013) 教員環境の国際比較—OECD 国際教員指導環境調査 (TALIS) 2013 年調査結果報告書.
- 小谷澄之編, 講道館監修 (1988) 嘉納治五郎大系, 本の友社, 303.
- 高体連 (2019a) 全国高等学校体育連盟の設立目的, 高体連 HP より, https://www.zen-koutairen.com/f_outline.html (6 月 5 日閲覧)
- 高体連 (2019b) 複数校合同チームによる大会参加についての考え方, 高体連 HP より, <https://www.zen-koutairen.com/pdf/hukusu.pdf> (6 月 5 日閲覧)
- 久保優樹・武井幸二・岸本卓也 (2017) 戦後の武道教育についての研究—学校における武道の取り扱いに着目して—, 国士館大学体育・スポーツ科学学会 17, 13-18.
- 糸野豊 (1969) クラブ活動対策学校の運動クラブ, 新体育 39(2), 72-78.
- 黒沢英典 (1980) 前田多門の教育施策と「米国教育使節団報告書」, 流通経済大学論集 15(1), 54-71.
- 黒田祥子 (2012) 日本人の余暇時間—長期的な視点から—, 日本労働研究雑誌 625, 32-44.
- 倉橋生 (1915) グロースの遊戯論, 婦人と子ども 15(5), 206-223.
- 草深直臣 (1986a) スポーツの自由と現代上巻, 青木書店.
- 草深直臣 (1986b) スポーツの自由と現代下巻, 青木書店.
- 草深直臣 (1996) 体育・スポーツの戦後改革に関する「第一次米国教育使節団報告書」の作成過程, 体育学研究 41, 59-67.
- 教育改革国民会議 (2001) 教育改革国民会議報告—教育を変える 17 の提案—, 国立情報学研究所, 大学と学生 434, 2-29.
- 前川喜平 (2018) 手抜き授業をする「部活大好き教師」は辞めよ, 東洋経済 ONLIBNE, <https://toyo-keizai.net/articles/-/236918?page=6> (2018. 9. 19 閲覧)
- 毎日新聞社 (1978) 選抜高等学校野球大会 50 年史, 毎日新聞社.
- 毎日新聞社編 (2008) 選抜高等学校野球大会 80 年史, 毎日新聞社.
- 毎日新聞 (2017) 世田谷・東深沢中ユニーク部活, その名も「体力向上部」, 7 月 22 日掲載記事.
- 毎日新聞社 (2018) 部活動中学の合同チーム 1000 超える, 2 月 24 日掲載記事.
- 松田裕雄・所見吉岡利貢・河村レイ子・金谷麻理子 (2015) 日本における大学体育発祥の背景と理念に関する調査報告—GHQ の戦後教育改革に着目して—.
- 宮城県 (2019) 宮城野高校基本データ.
- 宮城野高校 (2014-2017) 宮城野高等学校評価アンケート集計結果.
- 三宅雪嶺 (1962) 明治文化資料叢書, 第 10 巻スポーツ編「大学今昔譚」

- 溝端寛治（2008）ラグビー校のフットボール・ルールから「ラグビー精神」をみる，身体運動文化フォーラム 3，15-25.
- 水野忠文（1967）体育思想史序説，世界書院，111-132.
- 水野忠文（1987）体育思想史からみた嘉納治五郎，Research Journal of Budo, 20(1), 2-9.
- 文部省（1932）野球の統制ならびに施行に関する件，井上一男著（1970），学校体育制度史 増補，558-564.
- 文部省（1946）学校校友会運動部の組織運営に関する件，学校体育研究同好会編学校体育関係法令並びに通牒集，附体育関係参考資料，体育評論社，103-106.
- 文部省（1947）学生野球の施行について，学校体育研究同好会編，学校体育関係法令並びに通牒集：附体育関係参考資料，体育評論社，115-117.
- 文部省（1948）学徒の対外試合について，学校体育研究同好会編，学校体育関係法令並びに通牒集：附体育関係参考資料，体育評論社，146-147.
- 文部省（1954）学徒の対外試合について，学徒対外競技の基準について，中等教育資料 3（5），10-11.
- 文部省（1957）学徒の対外運動競技について，運動部と暴力，体育科教育 5（7）74-75.
- 文部省（1961）学徒対外運動競技について，文部時報 1007，43-45.
- 文部省（1969）児童生徒の運動競技について，井上一男著，学校体育制度史 増補版，579-580.
- 文部省（1973）学校保健百年史，第一法規出版.
- 文部科学省（1996）地域における生涯学習機会の充実方策について，生涯学習審議会答申.
- 文部科学省（2001）児童生徒の運動競技について（別添）「スポーツ六法」，道和書院 2003，164-165.
- 文部科学省（2007）社会総がかりで教育再生を，第三次報告，教育再生会議.
- 文部科学省（2010）スポーツ立国戦略の概要.
- 文部科学省（2011）「スポーツ基本計画」遂行のための関係団体ヒアリング報告書.
- 文部科学省（2012）スポーツ基本計画.
- 文部科学省（2013a）運動部のあり方に関する調査研究報告書.
- 文部科学省（2013b）運動部活動での指導のガイドライン.
- 文部科学省（2016～1989）学校基本調査.
- 文部科学省（2017a）教員勤務実態調査（平成 28 年度）の分析結果.
- 文部科学省（2017b）オープンイノベーションとは何か，平成 29 年度版科学技術白書，22-77.
- 文部科学省（2017～2002）公立学校教職員の人事行政の状況調査について.
- 文部科学省（2019）公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン.
- 森川貞夫（2010）「国策としてのスポーツ」論の系譜と“強化策”の問題と今後の課題，スポーツ社会学研究 18(1)，27-42.
- 永島惇正（1972）スポーツにおける社会関係と人間形成，新体育 6 月号，新体育社.
- 永谷稔・伏見明洋（2011）学校運動部活動の系譜と今後のあり方に関する研究，江別市内における指導者調査から，北翔大学生涯スポーツ学部研究紀要 2，51-62.
- 永谷稔（2015）学校運動部活動と総合型地域スポーツクラブの連携について，一都市と地方都市クラブにおける事例比較一，北翔大学生涯スポーツ学部研究紀要 6，29-36.
- 永谷稔（2016）明治期における学校運動部活動の創成，高等師範学校と嘉納治五郎を中心に，北海学園大学大学院経営学研究科研究論集 14，49-56.
- 永谷稔（2017）学校運動部活動を教育に位置付けた文部省の意図，一明治初期からの戦前と戦後の史的背景から一，北海学園大学大学院経営学研究科研究論集 15，9-15.
- 永谷稔（2018）学校運動部活動の史的研究—教育と競技の狭間で—，経営哲学 15(2)，47-59.
- 内閣総理大臣官房広報室（1972）スポーツに関する世論調査，総理府広報室.
- 中村計（2010）甲子園が割れた日，松井秀喜 5 連続敬遠の真実，新潮社，82.
- 中村哲也（2009a）明治後期における「一高野球」像の再検討，一高内外の教育を巡る，一橋大学スポーツ研究 28，27-34.
- 中村哲也（2009b）博士論文，近代日本の中高等教育と学生野球の自治，一橋大学.
- 中村敏雄（1979）クラブ活動入門，高校生文化研究会.
- 中村敏雄（1993）スポーツ文化論シリーズ．中村敏雄編著スポーツの伝播・普及，106.
- 中野浩一（2003）運動教育を意味する「体育」概念の経営過程に関する再検討，森有礼の兵式体操論に焦点をあてて，体育学研究 48(4)，395-403.
- 中澤篤史（2011a）学校運動部活動の戦後史（上），実態と政策の変遷，一橋社会科学 3，25-46.
- 中澤篤史（2011b）学校運動部活動の戦後史（下），議論の変遷および実態・政策・議論の関係，一橋社会科学 3，47-73.
- 中澤篤史（2012）博士論文，学校運動部活動の戦後の拡大過程および現在の維持過程に関する体育学的研究，スポーツと学校教育の日本特殊の関係の

- 考察, 東京大学.
- 中澤篤史 (2014) 運動部活動の戦後と現在, 青弓社.
- 長野美香 (2015) 内村鑑三の武士道, 聖心女子大学論叢 126, 39-65.
- 中谷重治 (1930) 民衆体育の展望, 「体育と競技」12月号, 86.
- 中谷重治 (1935) 各種保健体操の実際, 一成社.
- 21世紀日本の構想懇談会 (2000) 日本のフロンティアは日本の中にある, 21世紀日本の構想懇談会報告書.
- 日本バスケットボール協会 (2018) 中学校におけるバスケットボール指導の手引き.
- 日本体育協会編 (1963) 日本体育協会五十年史, 日本体育協会.
- 日本体育協会編 (1986) 日本体育協会七十五年史, 日本体育協会.
- 日本サッカー協会 (2018) 部活動の取組, 北海道伊達市立伊達中学校, JFA News No. 408, 7-15.
- 日本スポーツ協会 (2018) 伊達中学校, Sport Japan 329 (39).
- 日本スポーツ協会 (2019a) 中学校部活動とスポーツ少年団が一体となって子どもたちを育てる, Sport Japan 331(41), 40-41.
- 日本スポーツ協会 (2019b) 国体諸規程.
- 西山哲郎 (2006) 近代スポーツ文化とはなにか, 世界思想社.
- 野口源三郎 (1960) 選手強化対策と学校体育, 学校体育 13(5), 日本体育社, 8-13.
- 野口源三郎 (1941) 学校体育の構想, 教育学研究 10(1), 1-18.
- 野口穂高 (2013) 1924年の第一回全国体育デーの活動状況に関する一考察, 論叢 玉川大学教育学部紀要, 47-80.
- 日本スポーツ少年団公益財団法人日本体育協会 (2015) 中・高生の活動継続等調査報告書.
- 新渡戸稲造 (1899) Bushido: The Soul of Japan, IBCパブリッシング.
- 新渡戸稲造, 奈良本辰也訳 (1993) 武士道, 三笠書房, 1993.
- 新渡戸稲造, 矢内原忠男訳 (2014) 武士道, 角川春貴事務所, ハルキ文庫.
- 野口義之・石田保之・森田茂男・宮口尚義・矢部俊政 (1984) 高等学校の「体育に関する学科・コース」に関する研究, 金沢大学教育学部教科教育研究 20, 249-273.
- 日本経済新聞 (2013) 成長の物語 数字で見るJリーグの「20年」, 5月17日掲載記事.
- 日本経済新聞 (2019) 「ゆる部活」人気じわり, ヨガや縄跳び自分のペースで, 2月13日掲載記事.
- 日本教職員組合権利確立対策委員会編 (1989) 部活動を見直そう.
- 日本陸上競技連盟 (2018) 中学校における陸上競技指導の手引き.
- 日本サッカー協会 (2018) 中学校部活動サッカー指導の手引き.
- 日本体育協会 (1951) 体協時報 1 (5), 41.
- 日本体育協会監修, 菊幸一編著 (2014) 現代スポーツは嘉納治五郎から何を学ぶのか, 大修館書店.
- 日本体育協会 (2014) 学校運動部活動指導者の実態に関する調査報告書.
- 日本体育協会 (2017) ガイドブック「スポーツ少年団とは」.
- 日本体育学会監修 (2006) スポーツ科学事典, 平凡社, 847.
- 小笠原清信・水野忠文・渡辺融・富木謙治 (1967) 武道の流派(家元制度)について, 体育史専門分科会シンポジウム, 体育の科学 17 (11), 656-661.
- 尾川翔大 (2018) 明治神宮における学生参加をめぐる諸問題: 小橋一太の果たした役割, 日本体育大学スポーツ科学研究 6, 31-41.
- 老松信一 (1976) 柔道百年, 時事通信社.
- 小野田正利 (2011) モンスターペアレント論を超えて, 一保護者の思いと背景を読み取る一, 日本小児看護学会誌 20(3), 97-102.
- 大滝忠雄編 (1972) 嘉納治五郎私の生涯と柔道, 新人物往来社.
- 小澤考人 (2003) 近代日本における「余暇」の問題構成, ソシオロギス 27, 269-289.
- 桑野裕文 (2013) 運動部合同チームの公式大会への参加規定の現状, 九州情報大学研究論集 15, 99-105.
- ラフェイミッシュル (2010) 新渡戸稲造と内村鑑三の武士道, 基督教學 45, 30-39.
- 坂上康博 (1989) 大日本武徳会の成立過程と構造, —1895~1904年—, 行政社会論集 1 (3・4), 59-112.
- 坂上康博 (1998) 権力装置としてのスポーツ, 帝国日本の国家戦略, 講談社.
- 坂上康博 (2001) にっぽんの野球の系譜学, 青弓社.
- 佐藤航陽 (2017) お金2.0 新しい経済のルールと生き方, 幻冬舎.
- 齋藤健司 (2011) スポーツ立国戦略に関するスポーツ基本法立法の視角からの提言, —スポーツ政策形成過程におけるヒアリング制度の課題—, 筑波大学体育科学系紀要 34, 91-98.
- 齊藤隆志 (2004) みるスポーツプロデュース論をめぐる問題整理, 一字土プロデュース論の検討を中心に, 体育・スポーツ経営学研究 19(1), 19-30.

- 齊藤泰雄（2017）初代文部大臣森有礼におけるグローバル리즘と国家主義，国際基督教大学 教育研究 59，149-158.
- 佐々木亨（1984）大学入試制度，大月書店.
- 澤野雅彦（2005）企業スポーツの栄光と挫折，青弓社.
- 澤野雅彦・日置弘一郎・中牧弘允（2012）会社神話の経営人類学，東方出版.
- 澤野雅彦（2014）文明の未来，東海大学出版部.
- 澤野雅彦（2015）「プロフェッショナルのわざ，スポーツに学ぶ，スカウティング，コーチング，タクティクス」基調講演資料，しごと能力研究学会第 8 回全国大会，4.
- 関春南（1997）戦後日本のスポーツ政策，大修館書店.
- 関朋昭（2014）日本の学校スポーツに関する研究，スポーツ経営と勝利至上主義に着目して，北海学園大学経営論集 12(2)，25-119.
- 関朋昭（2015）スポーツと勝利至上主義，ナカニシヤ出版
- 妹尾昌俊（2017）【ブラック部活をどうするか】部活大好きな先生に，何を伝えるべきか？ Yahoo！ニュース，<https://news.yahoo.co.jp/byline/senoo-masatoshi/20171231-00079981/>（2017. 12. 31 閲覧）
- 城丸章夫（1962）集団主義と教科外活動，明治図書.
- 城丸章夫（1980）体育と人格形成，青木書店.
- 志々田文明（1986）嘉納治五郎のスポーツ観，体育原理専門分科会編「スポーツの概念」不昧堂出版，93-97.
- 嶋崎雅規（2003）複数校合同運動部活動に関する事例の研究，体育・スポーツ経営学研究 18(1)，13-23.
- 島崎優子（2014）部活があぶない，講談社.
- 藺田碩哉・仲村要・西野仁・影山健・小田切毅一（1984）現代社会におけるレクリエーション概念の再検討，レクリエーション研究.
- 藺田碩哉（2012）余暇善用論の系譜「余暇という希望」，叢文社，213-238.
- 杉本政繁，木村吉次編著（2015）体育・スポーツ史概論，国民国家の形成と近代体育の成立，市村出版，80-93.
- 鈴木知幸（2019）スポーツ庁の「東京重点支援競技」の選定を問う，<http://suzuki-tomoyuki.info/2019/04/05/>（2019 年 4 月 5 日閲覧）
- 鈴木敏夫（1984）近代学校制度の成立と身体教育，北海道大学教育学部紀要 44，1-15.
- スポーツ庁（2017）中学校の部活動取り組みに関する事例発表資料，運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議，委員の主な発言資料
- スポーツ庁（2018a）スポーツ庁 Web 広報マガジン DEPORTARE.
- スポーツ庁（2018b）平成 30 年度全国体力・運動能力，運動習慣等調査報告書.
- スポーツ庁（2018c）運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン，フォローアップ調査結果.
- スポーツ庁（2018d）総合型地域スポーツクラブに関する調査.
- スポーツ庁（2018e）運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン.
- スポーツ庁（2018f）運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン作成検討会議資料.
- スポーツ庁（2018g）平成 29 年度運動部活動等に関する実態調査報告書.
- スポーツ庁（2019）運動部活動改革の取組事例.
- スポーツ振興に関する懇談会（2007）スポーツニッポン国家戦略としてのトップスポーツ，政策特報自由民主党政務調査会.
- 高部岩雄（1975）スポーツクラブ活動の教育的意義，新体育 45(4)，10-13.
- 高橋義雄（2002）旧制大学・旧制高等教育諸学校のスポーツ活動—名古屋大学の前身校を事例として—，名古屋大学史紀要 10，1-22.
- 高岡治子（2008）家庭婦人スポーツ活動における「主婦性」の再生産：ママさんバレーボールの発展過程と制度特性を中心，体育学研究 53，391-407.
- 高岡治子（2010）主宰者機構からみた家庭婦人スポーツ活動における「主婦性」の再生産：ママさんバレーボールを事例として，体育学研究 55，525-538.
- 高嶋航（2012）帝国日本とスポーツ，塙書房.
- 高嶋航（2015）軍隊とスポーツの近代，青弓社.
- 武田千代三郎（1903）理論実験競技運動巻之上，自由英学出版部.
- 武田千代三郎（1904）理論実験競技運動，博文館.
- 竹之下休蔵（1956）体育五十年，時事通信社.
- 玉木正之（2000）スポーツは，学校（教育の場）で行われるべきか？，体育科教育 48(9)，9.
- 玉木正之（2010）「事業仕分け」で予算縮減に反論できない日本スポーツ界の情けなさ，ZAITEN 2 月号，64-65.
- 丹下保夫・瀬畑四郎編（1965）中学校体育行事・運動部の指導，明治図書出版.
- 丹下保夫（1986）体育技術と運動文化（復刻版），大修館書店.
- 谷口勇一（2005）スポーツ少年団活動の質的変容から導き出すスポーツ界の課題，大分大学教育福祉科学部研究紀要 27(1)，113-121.

- 谷口勇一 (2018) 地方自治体スポーツ行政は部活動改革動向とどう向かい合っているのか, 体育学研究 63(2), 853-870.
- 東京教育大学体育史研究室編 (1964) 図説世界体育史, 新思潮社, 253.
- 東京都教育委員会 (2005) 部活動基本問題検討委員会報告書.
- 東京都課外活動振興協議会 (2007) 部活動振興基本計画.
- 東京都杉並区教育委員会 (2017) 協力を得て負担を軽減へ 特集 教師の多忙解消の決め手になるか!? 部活指導改革がもたらす学校の未来 自治体のサポート例, 総合教育技術 72(8), 65-67.
- トマ, 蔵持不三也訳 (1993) スポーツの歴史 [新版] (文庫クセジュ), 白水社.
- トマス・ヒューズ, 前川俊一訳 (1989a) トム・ブラウンの生活 (上), 岩波書店.
- トマス・ヒューズ, 前川俊一訳 (1989b) トム・ブラウンの生活 (下), 岩波書店.
- 友添秀則 (2002) アメリカにみる学校体育カリキュラム改革の動向. スポーツ教育学研究 22(1), 29-38.
- 友添秀則 (2014) 嘉納治五郎は「体育」をどのように考えていたのか, 日本体育協会監修, 菊幸一編著, 現代スポーツは嘉納治五郎から何を学ぶのか, 大修館書店, 127-151.
- 都筑真・浅野哲也・村井友樹・佐藤亮・大熊廣明 (2011) 戦時下における日本の厚生運動—厚生大会 (1938-1940) を中心として—, 筑波大学体育科学系紀要 34, 27-43.
- 内田良 (2017) ブラック部活動, 東洋館出版社.
- 内尾亨 (1979) 社会体育から学校体育への“逆行”, 体育科教育 27(8), 43-45.
- 内海和雄 (2009) スポーツ研究論, 創文企画.
- 上前淳一郎 (1986) やわらかなボール, 文藝春秋.
- 梅垣明美・友添秀則 (2002) Sportsmanship の解釈に関する研究—チーム・スピリットとキリスト教の関連に着目して—, 体育・スポーツ哲学研究 24(1)13-23.
- 浦川道太郎 (2014) 学校教育と課外スポーツ活動—課外スポーツと学習権の保障—. Law & Practice No. 8, 39-51.
- 渡辺誠三 (1997) 中等学校における部活動の発祥と位置づけ, 日本特別活動学会紀要 6, 35-47.
- 渡辺融 (2015) 日本古代のスポーツ, 木村吉次編著, 体育・スポーツ史概論, 市村出版.
- 山本浩 (1998) フットボールの文化史, 筑摩書房.
- 横山健堂 (1964) 嘉納先生傳, 講道館.
- 読売新聞 (2009) メダリスト仕分けに異議, 読売新聞 12月2日掲載記事.
- 山岡二郎 (1961) 現場からみた中学校の対外競技の問題点, 学校体育 14(8), 日本体育社, 23-27.
- 山田理恵 (2016) 日本の近世の体育・スポーツ, 木村吉次編著, 体育・スポーツ史概論, 市村出版.
- 八木崇仁 (2007) 修士論文, 学校運動部と競技団体の連携に関する一研究, 早稲田大学大学院スポーツ科学研究科.
- 財務省 (2016) 財政健全化へ向けた取り組みと 28 年度予算編成資料
- 全国高校生活指導研究協議会編 (1966) 高校クラブ活動指導研究, 明治図書出版.
- 全日本柔道連盟 (2018) 柔道部部活動指導の手引き.
- 全日本剣道連盟 (2018) 中学校部活動における剣道指導の手引き.